

朝鮮宣祖代の対明外交交渉

—『萬曆会典』の獲得と光国功臣の録勲—

桑野栄治

【欧文表記】 Eiji Kuwano, Diplomatic Negotiations with Ming Dynasty during the Reign of King Seonjo of Joseon : Acquisition of "Wanli Huidian" and Selection of the Meritorious Retainer

【要旨】 本稿は、朝鮮宣祖代における『萬曆会典』編纂の情報収集をめぐる対明外交交渉の展開様相、ならびに『萬曆会典』の獲得により録勲された光国功臣の選定事情について、朝中の官撰史料である『朝鮮王朝実録』『明実録』のほか「朝天録」「光国功臣会盟録」「光国原従功臣録券」を活用しつつ整理・分析を加えたものである。

宣祖六年の奏請使李後白、宣祖七年の聖節使朴希立（とくに通事洪純彦による情報収集、そして宣祖八年の謝恩兼奏請使洪聖民による一連の対明外交交渉が功を奏し、『萬曆会典』のみならず『明実録』にも宗系弁誣の事情が採録された。とりわけ『明世宗実録』には中宗二十四年の聖節使柳溥による外交交渉に關して詳細な記録を残し、この記録を基礎に李成桂の宗系と朝鮮建国始末が『萬曆会典』朝貢条の「朝鮮国」に附録されたことが判明した。宣祖十四年には李珥の建議をうけて奏請使金繼輝が『萬曆会典』全巻の受領を要請する外交交渉にあたり、当時の礼部尚書徐学謨の『世廟識餘録』には李珥の奏本のほか、書状官高敬命と質正官崔壺の上書を収録する。

そして宣祖二十一年に謝恩使兪泓がまず『萬曆会典』一冊を、翌年には聖節兼奏請使尹根寿が「朕、(朝鮮を) 視ること猶お内服のごとし」との勅書とともに『萬曆会典』全二三巻を宣祖のもとに届けた。その間、奏請使黄廷或は秘蔵であった『萬曆会典』原稿本の当該箇所を確認し、また北京玉河館の失火を謝罪すべく赴京した陳謝使裴三益も完成直後の『萬曆会典』謄写本を朝鮮に持ち帰っている。こうした情報戦のすえ宗系弁誣問題は解決し、光国功臣一九名のほか八七二名にのぼる原従功臣が録勲されるとともに、宣祖には萬曆帝に対する「再造の恩」が生まれることになる。

【キーワード】 朝鮮前期、外交交渉、宗系弁誣、萬曆会典、明実録、宣祖、萬曆帝、光国功臣、光国原従功臣

【目次】

はじめに

一 『明実録』への奏請文採録

1、奏請使李後白の派遣

2、通事洪純彦による情報収集

3、謝恩使洪聖民の外交交渉

4、『萬曆会典』の編纂と朝鮮政府の対応

二 『萬曆会典』の頒賜

1、奏請使黄廷彧の派遣

2、玉河館の失火と陳謝使裴三益の派遣

3、『萬曆会典』の完成とその頒賜

三 光国功臣の録勲

1、一等輸忠貞誠翼謨修紀光国功臣

2、二等輸忠翼謨修紀光国功臣

3、三等輸忠翼謨光国功臣

4、光国原従功臣

むすび

はじめに

明代の国制総覧である『正徳会典』（正徳六年、一五一一）に太祖李成桂（在位一三九二〜九八年）がかつての政敵李仁任の嗣子であると記録されていたことが朝鮮中宗一三年（一五一八）に発覚し、以後、朝鮮政府はその修正を要求すべく使節をたびたび明に派遣した。その記録が洪武帝（在位一三六八〜九八年）の家

訓書『皇明祖訓』（洪武二八年、一三九五）からの引用であったことから朝中間の外交交渉は難航したが、最終的には交渉経緯を増補修正版の『萬曆会典』（萬曆一五年、一五八七）に註記することで決着した。その『萬曆会典』全帙は宣祖三二年（一五八九）に神宗萬曆帝（在位一五七二〜一六二〇年）より下賜され、宣祖は宗廟に眠る歴代国王に報告して全国に恩赦令を下した。これが朝中間の一大外交案件であった宗系弁誣問題の概要である。

さて、一九四一年に末松保和氏が長編の「麗末鮮初に於ける対明関係」を斯界に公表して以来、すでに六〇年以上が経過した。しかし、「宗系弁誣の発端」はともかくとして、朝鮮前期（文祿・慶長の役以前。ほぼ一五・一六世紀に相当）における宗系弁誣問題の全容解明は遅々として進まなかった。たとえば、筆者はかつて書誌学的関心から名古屋蓬左文庫に架蔵される朝鮮版『正徳会典』（明宗七年内賜本）の成立事情を論じた^①。一方、中国古代史を専門とする李成珪氏は己卯士林のひとりである李籽を再照明する共同研究の一環として中宗一三年の対明外交交渉に注目し、また権仁溶氏は一六世紀中国人の朝鮮認識という観点からこの問題に接近するなど、かならずしも体系化された研究成果が蓄積されてきたわけではない。韓国の歴史学界において『大明会典』の編纂事業と宗系弁誣問題という朝鮮の外交活動に注目するようになったのも、ごく最近のことである。唯一、この問題を総合的に取りあげたのが朴成柱氏であるが、金暎緑氏はこれを「概説的な叙述」と批判した^②。そもそも一編の論考でこの問題を論じるには無理がある。まずはこの朝中間の外交交渉に関する事実関係を徹底的に洗い出す必要がある。そこで筆者はこの宗系弁誣

問題が再燃した中宗代（二五〇六～四四年）より順次説き起し、明宗代（一五四五～六七七年）までの展開様相についてはひとまず整理・分析を終えた。

筆者は中宗一三年の奏請使南袞の派遣を第一段階、中宗二四年の聖節使柳溥による外交交渉を第二段階、そして中宗三〇年代の明使との直接交渉を経たうえで、奏請使樞権の派遣（中宗三四年）を第三段階と考えている。以下、『嘉靖会典』（嘉靖二九年、一五五〇。未刊）写本伝来（明宗七年）後の奏請使金澍による外交交渉（明宗一八年、桓祖の記載）が第四段階、そして本稿で詳論する宣祖代（一五六七～一六〇八年）の奏請使李後白による交渉（宣祖六年、『明実録』への記載）は第五段階、宣祖二二年の『萬曆会典』の獲得と光国功臣一九名の録勲が最終の第六段階である。

なお、光国功臣の録勲に関しては朴成柱氏がその概要を提示しつつ、光国功臣が宣祖代の奏請使に集中していること、また「宣祖代以後は改撰された『大明会典』の頒賜に焦点をあわせた『頒降奏請使』的な性格が『よい』」ことを指摘したが、事実誤認も少なからずみうけられる。その理由は金暻緑氏が批判したように、朴成柱氏の論考自体が「概説的な叙述」であったことによる。本稿ではこの光国功臣の選定事情についても再検討を加えるとともに、光国原従功臣の録勲に関しても若干の考察をこころみることにしたい。

一 『明実録』への奏請文採録

1、奏請使李後白の派遣

一五六七年七月三日、宣祖は景福宮の正殿である勤政殿にて即位した¹¹⁾。当時一六歳の宣祖は先代の明宗の直系ではなく徳興大院君（中宗七男）の三男であって、明宗妃の仁順王后沈氏と大臣らの合意により玉座に即いた傍系の朝鮮国王である。明宗一八年に金澍の奏請により明政府が太祖李成桂の父である桓祖李子春の名を『大明会典』に採録することを許可したのち、朝鮮政府で宗系弁証問題が論じられるのはまさにその宣祖即位年七月のことである。

隆慶新皇帝登極頒詔（詔使翰林院檢討許國・兵科左給事中魏時亮入我境、（中略）、請行宗系辨証之奏（先是、国朝宗系被証、列聖遣使請辨、垂二百年而莫能得、及太史之来也、先生知其誠待無間、仍言及此事、詳辨無蘊、太史釋然曰、非相國言、我輩在中朝、何以得其詳、待我還朝、即行奏文則俺當力辨于朝、及使還、即遣任說・黃瑞・金幾等赴京辨証、先生親製三度呈文、又條列所対説話、如楊燕奇等事十二條以付之曰、吾與太史有答問之言、宜以此申辨、且勅訳官閔扈・崔世協・林芑等以送之、及至京師、礼部所問皆出於十二條中、一行莫不驚服、果因太史之力辨、遂蒙會典更印時許改之詔、其後會典之更印也、申奏前詔、竟得宗系之正亦先生之力也）、（後略）（『東臯先生遺稿』卷七、年譜、穆宗隆慶元年（明宗二二年）丁卯、先生六九歳、七月条）

ときの領議政李浚慶の遺稿集『東臯先生遺稿』¹⁵⁾によれば、穆宗隆慶帝(在位一五六六〜七二年)即位の詔書を奉じて来朝した翰林院檢討(従七品)許国・兵科左給事中(従七品)魏時亮の助言により、李浚慶は宗系弁誣奏請使の派遣を御前にて宣祖に進言した。明使は「我れ朝に還るを待ち、即ち奏文を行えば、則ち俺當に朝に力辨すべし」と、この外交問題の解決に好意的な姿勢を示したからである。その結果、朝鮮政府は任説・黄瑞・金幾の三使を帝都北京に派遣し、訳官として閔扈・崔世協・林苴らが同行した。¹⁶⁾このとき礼部宛ての呈文を製述したのが李浚慶である。任説一行の外交交渉により「果たして太史(＝明使)の力辨に因り、遂に會典更印の時、改むるを許すの詔を蒙る」といい、「其の後、會典の更印するや前の詔を申奏し、竟に宗系の正を得るも亦た先生の力なり」と、李浚慶の功績を強調する。この宣祖即位年七月における朝鮮政府の動向は『朝鮮王朝実録』には記録されておらず、宗系弁誣問題の空白を埋める史料といえよう。

ところが、宗系改正を許可した隆慶帝も一五七二年五月に三六歳の壮年で死去し、第一四代の萬曆帝が即位した。そのため、萬曆帝はみずからの即位を朝鮮に通達する詔諭使節として、翰林院編修(正七品)韓世能・吏科左給事中陳三謨を派遣することに¹⁷⁾なる。朝鮮政府では領議政權輿・左議政洪暹以下、礼曹判書朴永俊・兵曹判書金貴榮・吏曹判書盧守慎・礼曹参判柳希春らの高官が早朝から承文院に会し、明使との接待儀礼の場で提出する宗系改正の文面を事前に検討していた。その文書は領議政が礼曹判書に起草させ、左議政が潤色を加えたうえで通事洪純彦らにより漢語に翻訳させる、という段取りであった。¹⁸⁾とはいえ、ひとたび文

書が完成すると宣祖にも不安は残った。この文書をいつ、どの宴席で明使に提示するのか。中宗代以来、朝鮮国王が明使来訪の際に宗系改正を要請する文書を提出したのは一度や二度ではなく、かならずしもその効果があったわけではない。明使と直接対面して弁明すれば、彼らもむげに断るわけにはいくまいから丁寧に返事はしてくるであろう。しかし、外国の私情により中国の史書を改訂するとは考えがたく、かえって明使の疑心を買うのではあるまいか、と宣祖は恐れていた。さいわい明の新皇帝は英明であると聞く。むしろ来春を待つて奏請使を派遣することとし、今回の明使にわずらわしく文書を提出するのは避けるべきかも知れない。かといって、明使に宗系改正の件をひとことも告げないわけにもいくまい、と宣祖は逡巡し、¹⁹⁾以下のような腹案を示した。

備忘記下于政院曰、(中略) 但以宗系改正及惡名辨誣、小邦累世冤痛、至今猶未得雪、聖代普天之下無物不得其所、而独惟海隅東藩之臣、尚抱罔極之冤、非惟一國臣民痛心疾首、先祖地下之靈必為掩泣於冥冥矣、頃將奏請已定使臣、臨發、遽聞先皇帝忽遺弓劍、未及上達、此由於小邦無祿之甚、思及于此、尤不勝摧擗于中也、不幸之餘、幸遇新天子聖神、東藩臣民欣欣然意得再生之恩、欲於來歲煩奏、望大人照察通天之冤、以此善為措辭諷之、則庶或可也、詳思回答、(宣祖実録) 卷六、五年一〇月戊寅(二五日) 条)

宗系弁誣問題をめぐって今回の明使に伝達する内容の要点は、以下の二点に整理できよう。まず第一に、朝鮮政府はすでに宗系弁誣奏請使の人選を終えて北京へ出発させる予定であったが、先皇帝の訃報に接し、上奏を断念した。後述するように、このとき

奏請副使に決定していたのは成均館大司成（正三品堂上官）奇大升である。第二に、不幸中の幸いながら新皇帝が即位したことにより、「東藩」たる朝鮮の臣民は欣々然として「再生の恩」を得たも同然であり、来年にでも奏請使を派遣したいという。宣祖は慎重に考慮のうえ回答せよと命じると、その日のうちに承政院は宣祖の意向を尊重した¹⁸。

さて、明使韓世能と陳三謨の一行がこの年宣祖五年一月一日に漢城郊外の慕華館に到着すると、宣祖は百官を率いて五拜三叩頭の迎拝礼を実施した。この日はその後、景福宮勤政殿にて迎勅礼、しばし休憩して茶礼を行い、ついで明使の宿舎である太平館では下馬宴が催された。夜更けには光化門外で鼇山（山台。華麗な装飾を施した大型の置き山）の観覧に興じるなど、接待儀礼の舞台はめまぐるしくかわる。そして三日後、明使をあらためて景福宮に迎えた宣祖は、勤政殿の宴席で宗系改正奏請使を派遣する意志を伝えた。

天使詣景福宮、周覽慶會樓、赴勤政殿之宴、上以宗系改正・悪名申雪奏請使將遣事、令通事告于兩使、答曰、天子聖明、今若奏請、可得請矣、上又請曰、初七日發行云、冬至節日行望闕礼而後發行、日晚矣、一日之間請留、天使曰、懇至、當依許留、（後略）（『宣祖実録』卷六、五年二月丙戌〔四日〕条）

このとき明使は、天子つまり萬曆帝は聡明であるゆえ、いまもし宗系の改正を奏請すれば成就できると助言する。そこで宣祖は明使の帰国日を延ばすよう懇願した。明使は三日後の一月七日に帰国する予定であったが、当日は冬至にあたってお

り、宣祖は望闕礼を実施する予定であったからである。望闕礼とは名節の正朝・冬至・聖節そして千秋節に、朝鮮国王が文武百官を率いて王都漢城の王宮より紫禁城に住まう明の皇帝を遥拝する王朝国家儀礼である²⁰。実際に冬至の七日には早朝より宣祖が群臣を率いて望闕礼を行い、午前八時に群臣は宣祖に対して冬至を祝う朝賀礼を実施し、ついで午前一〇時頃になると宣祖は太平館に赴いて酒宴に参席した²¹。宣祖は従来どおり群臣とともに遠く漢城より萬曆帝に忠誠を誓い、また接待儀礼を通して遠来の明使を手厚くねぎらうことよって宗系改正に期待したのである。翌日の八日に宣祖はふたたび太平館に赴いて明使のために上馬宴を催し、九日には慕華館にて饌別の宴を設け、宗室と文武百官がみな再拝礼を行うなか、明使韓世能・陳三謨の一行は帰国の途についた²²。この頃、北京では賀登極使朴淳・副使成世章の一行に正使の子弟として同行した許震童が礼部に『明世宗実録』の編纂状況を探らせたところ、同書は未完ながら『明穆宗実録』は去る一月二六日に纂修局を開いた、との情報を得ている。きわめて正確な情報であるが、翌年の宣祖六年正月に漢城に戻った賀登極使朴淳がこの件を宣祖に報告した形跡はない²³。

さて、明使による宗系改正の口添えを得た朝鮮政府は宣祖六年二月に戸曹参判李後白を奏請使とし、副使尹根寿・書状官尹卓然の三使を明に派遣した²⁴。奏請使李後白の一行が明の礼部との交渉の結果を報告してきたのは、半年後の宣祖六年八月である。同知中枢府事（従二品）柳希春は先來通事から送られた書状に事前に目を通したとみえ、『眉巖日記草』に「奏請の事、大概請を得、云々」と記す²⁶。では、李後白が北京から朝鮮政府に送り届けたそ

の書状をみてみよう。

奏請使書状来到、礼部題奏皇帝、皇帝以為、俟世宗実録畢修後、更取旨施行、大概只應宗系改正一事、惡名辨誣一事無黑白云、但皇朝太宗、嘉靖中改号成祖、癸亥年（明宗一八、一五六三）、金澍奏請使時、文武亦称成祖、頃日奏請文字以太宗書填、中朝礼部以為事不恪、其時都提調以下盧守慎・朴忠元・金貴榮・姜士尚・柳希春啓曰、嘉靖十七年（明宗三三、一五三八）、朴寬マク回自京師、齋改太宗為成祖詔、厥後十八年（明宗三四）奏文称成祖、丁巳年（明宗一二）奏文称太宗、癸亥年奏文称成祖、臣等因循謬例、以致皇朝查究不恪之責、臣等之罪重矣、惶恐待罪、答曰、偶未及察之事、不必待罪也、右相以掌撰官再待罪、提調等先退、（『宣祖実録』卷七、六年八月己未（一二日）条）

李後白の書状によれば、礼部が朝鮮側の要請を萬曆帝に上奏したところ、萬曆帝は先々代の『明世宗実録』の編纂終了後に再度検討のうえ施行するという。ただし、それは宗系改正に関する一件のみであり、「惡名辨誣」つまり高麗王氏の弑逆については明確な回答がなかった。柳希春の日記によれば、宣祖は礼部の回答に不快感を示したという。²⁷⁾ そのうえ、李後白の書状に「嘉靖十七年、朴寬京師自り回り、太宗を改めて成祖と為すの詔を齋す」とみえるように、嘉靖年間に太宗永樂帝（在位一四〇二〜二四年）の廟号を成祖と改号したとの詔書を得ていた。²⁸⁾ にもかかわらず、明宗一二年に趙士秀が提出した奏請文には太宗と記されていたことも物議を醸したようである。朝鮮初期には事大文書に誤字が発見された場合、承文院の担当者が処罰されたことを伝える記事が

散見する。²⁹⁾ また、『經国大典』礼典によれば、奏請文をはじめとする事大文書は通常、拜表の日に議政府・六曹・司憲府・承政院の長官が立ち会いのもと最終検査が行われ、奏請文の場合は承文院都提調・副提調そして正使と副使も検査することになっている。³⁰⁾ つまり、明宗一二年当時は政府高官と承文院によるチェック機能がはたらいていなかったことになる。そのため翌日、承文院都提調以下、右議政盧守慎・礼曹判書朴忠元・吏曹判書金貴榮・兵曹判書姜士尚そして柳希春がその責任を痛感して処分を待ったが、宣祖は「偶たまだ察するに及ばざるの事なるに、必ずしも待罪せざるなり」と彼らをなだめるほかなかった。³¹⁾

それにしても『宣祖実録』に残る奏請使李後白の書状では、萬曆帝の勅書の内容が簡略にすぎた。宣祖六年八月に届いた李後白の書状と朝鮮政府の対応は『眉巖日記草』をもとに復元されたため、史料上の限界は否めない。萬曆元年の礼部の題本と同年六月三日付けの聖旨は泰昌元年（光海君一二、一六二〇）に成立した兪汝楫編『礼部志稿』に「朝鮮の為に実録を改む」として記録が残っており、また『宣祖修正実録』も李後白一行の外交交渉と勅論に関して具体的な記録を残す。

遣奏請使李後白・尹根壽等、乞将宗系・弑逆已辨誣等事増入統修會典、蓋皇朝方修統大明會典故也、礼部尚書陸樹聲等覆題曰、摛称、宗系各有本源、既與李仁人不同、又謂国祖由于推戴、亦與弑王氏無預、在我皇祖之大訓、固得于一時之伝聞、在伊裔孫之辨詞、実出於一念之誠孝、宜念其世秉礼義、克篤忠勤、依其所請、奉聖旨、該国前後奏辭、備細纂入於皇祖実録内、新會典則候旨統修増入、仍降勅諭、略曰、爾祖某

久蒙不躋、荷我列祖垂鑑、已為昭雪改正、茲者纂修実録、欲將前後奏辭備行採録、以垂永久、朕念爾係守礼之邦、且事關君臣大義、特允所請、即命抄付史館、備書于肅祖実録、俟後修新會典、以慰爾續雪先祖懇情、(『宣祖修正実録』卷七、六年一月条)

奏請使李後白と副使尹根寿は『大明会典』の増補修正版に朝鮮政府による宗系改正の事情を記録するよう、礼部尚書に要請した。³⁴⁾『萬曆会典』(『萬曆重修会典』)の編纂に着手されるのはこれより三年後の萬曆四年(宣祖九)六月であるから、『宣祖修正実録』に「蓋し皇朝、方に統大明會典を修せんとするの故なり」とあるのは、史官が勅諭の内容を判断したうえで挿入した文章であろう。奏請使が上申した内容は史料中の「捭称」(申したてによれば以下云々、の意)³⁵⁾以下にあるとおり、太祖李成桂の宗系が李仁任の承譜とはまったく異なること、また高麗王氏の殺害ではなく臣下の推戴によって新王朝が開創されたこと、の二点である。礼部尚書陸樹聲らの覆題(回答)によれば、「我が皇祖の大訓」つまり『皇明祖訓』所載の朝鮮情報が一時の誤った伝聞によって生じたことを、すでに礼部も認めていたようである。朝鮮国王の先祖に対する孝行と明に対する忠誠に鑑み、礼部がこの要請を萬曆帝に上奏したところ聖旨を得た。李成桂がひさしく被っていた不名誉な誤報はすでに歴代皇帝によって改正されており、『明実録』の編纂に際して前後の奏請文を採録する、との勅諭が降ったのである。萬曆帝の勅諭には「特に請う所を允し、即ち命じて史館に抄付し、備に肅祖実録に書せしむ」とあり、ここにいう「肅祖実録」とは隆慶元年(明宗二二、一五六七)三月に総裁

官の大学士張居正を中心に編纂が開始され、のち萬曆五年(宣祖一〇、一五七七)八月に完成する『世宗肅皇帝実録』五五六巻を指す。このとき明政府が実録の編纂にあたり、朝鮮政府に対して一歩踏み込んだ対応をしたところに注目される。つまり、『大明会典』の条文を改正するだけでなく、正史の『明実録』にも宗系弁誣の事情を採録すると明政府は正式に約束したのである。実際に、『明世宗実録』には聖節使柳溥(中宗二四年)による宗系改正の奏請内容が詳細に収録されていることは、すでに別稿にて検討したとおりである。いま、その『明世宗実録』の記録を『萬曆会典』朝貢条の「朝鮮国」の附録と比較すると、高麗恭愍王一年(一三六一)の紅巾軍の侵入に関する叙述以外はほぼ一致していることが容易に理解できよう【表一】参照。そのうえ、勅諭の末尾には「後ち新會典を修するを俟ち、以て爾が續びて先祖を雪ぐの懇情を慰めん」とあることから、萬曆帝は即位後まもないこの頃には「新會典」つまり『萬曆会典』の編纂事業を構想していたに相違ない。

この萬曆帝の勅書を獲得した奏請使李後白の一行が宣祖六年九月中旬に帰国すると、宣祖は慕華館にて勅書を迎え入れ、大臣と臺諫の反対論を抑えて宗廟への告祭を決定し、また勤政殿にて全国に恩赦令を下した。さらに、宗系改正の外交交渉に功績があった正使李後白と副使尹根寿・書状官尹卓然には土田と奴婢が賜給され、李後白の位階は従二品の嘉義大夫に、尹根寿も同じく従二品の嘉善大夫に昇格する。宗廟告祭と恩赦令、奏請使に対する褒賞と加資につづき、中宗三五年(権稜の奏請)と明宗一八年(金澍の奏請)の前例にならって宗系改正別試の実施も決定した。⁴⁰⁾つ

【表1】『明実録』と『萬曆会典』の比較

1) 『明世宗実録』	2) 裴三益の「朝天録」	3) 『萬曆会典』
且初名成桂、其先本国全州人、二十八世祖翰仕新羅、為司空、新羅亡、翰六世孫兢休入高麗、	李〔太祖旧諱〕系出本国全州、遠祖翰仕新羅為司空、六代孫兢休入高麗、	李成桂系出本国全州、遠祖翰仕新羅為司空、六代孫兢休入高麗、
十三世孫安社仕元、為南京五千戸所達魯花赤、世襲其職、元季兵興、安社曾孫子春與男成桂避地東還、至正辛丑、當高麗恭愍王之十年、有紅巾賊二十万衆入境、成桂領兵勦賊有功、授武班職事、時尚未知名、	十三代孫〔穆祖諱〕生〔翼祖諱〕、生〔度祖諱〕、生〔桓祖諱〕、是為〔旧諱〕之父、 李仁任者、京山府吏長庚裔也、	十三代孫安社生行里、行里生椿、椿生子春、是為成桂之父、 李仁人者、京山府吏長庚裔也、
恭愍無嗣、陰畜寵臣辛旽之子禰為己子、旽多躁暴、為嬖臣洪倫・内豎崔萬生等所弑、權臣李仁任車裂倫・萬生於市、立禰為嗣、其子昌為世子、	始王氏恭愍王顛無子、養寵臣辛旽子禰為子、恭愍王為嬖臣洪倫等所弑、李仁任當国誅倫等立禰、	始王氏恭愍王顛無子、養寵臣辛旽子禰為子、恭愍王為嬖臣洪倫等所弑、李仁人當国誅倫等立禰、
禰十六年、擢成桂為門下侍中、時禰遣將犯遼東、成桂為副將、行至鴨綠江、與諸將議、不宜得罪上国、乃還、	禰嗣位十六年、遣將入犯遼東、〔旧諱〕為副將在遣中、至鴨綠江、與諸將合謀回兵、	禰嗣位十六年、遣將入犯遼東、成桂為副將在遣中、至鴨綠江、與諸將合謀回兵、
禰懼遜位于昌、昌以洪武二十二年宣諭、以偽姓見黜、而後王氏之裔定昌君瑤主国事、仁任罪竄於外、	禰懼僂位其子昌、時恭愍妣安氏以国人黜昌、立王氏孫定昌君瑤、誅禰・昌、逐仁任、	禰懼僂位于其子昌、時恭愍妃安氏以国人黜昌、立王氏孫定昌君瑤、誅禰・昌、逐仁人、
既王瑤又不義、国人憤怨、乃共廢瑤、推立成桂、成桂請命於太祖高皇帝、乃命成桂為王、国号朝鮮、改名且云、	已而瑤妄殺戮、国人不附、共推〔旧諱〕署国事、表聞高皇帝、命為国王、遂更名且、貶瑤別邸、終其身	已而瑤妄殺戮、国人不附、共推成桂署国事、表聞高皇帝、命為国王、遂更名且、貶瑤別邸、終其身、

1) 『明世宗実録』卷104、嘉靖8年8月壬午(19日)条

2) 『臨淵齋先生文集』卷4、朝天録、萬曆15年丁亥7月甲午(7日)条

3) 『萬曆大明会典』卷105、礼部63、朝貢1、東南夷上、朝鮮国条

いで一〇月下旬には宗系改正に対する謝恩使として李陽元が明に派遣された⁽⁴¹⁾。李陽元はかつて明宗一八年に奏請使書状官として赴京し、嘉靖帝の勅書をもたらした経歴がある⁽⁴²⁾。萬曆帝による勅書が朝鮮に届いたことに対し、宣祖が今回の奏請使による功績をいかに高く評価したかは容易に推察されよう。翌年正月中旬に北京では謝恩使李陽元以下、総勢三五名の遣明使節が謝恩表とともに朝鮮の土産と馬匹を献上した⁽⁴³⁾。

2、通事洪純彦による情報収集

いまや朝鮮側は『大明会典』と『明世宗実録』の完成を待つばかりとなった。宣祖七年五月には萬曆帝の聖節（八月一七日）を祝う聖節使朴希立・書状官許筠・質正官趙憲が北京へ向けて出發し⁽⁴⁴⁾、同年一月に約五ヶ月間の北京紀行を終えて漢城に戻る。ところが、この聖節使の帰国報告は趙憲の見聞による中華文物の隆盛で占められており、『大明会典』刊行の進捗状況は実録には記録されていない⁽⁴⁵⁾。とはいえ、この聖節使一行が八月四日の北京到着後、「八月一七日に宮廷へ参内し、萬曆帝の聖節を祝うという目的を果たしたほか、礼部が主催する宴会に出席し、『大明会典』の朝鮮記事を改変させる交渉」を行い、また書状官許筠が情報収集の見返りとして鴻臚寺序班から賄賂を要求されたことを、すでに夫馬進氏が許筠の『荷谷先生朝天記』をもとに指摘している⁽⁴⁶⁾。屋上屋を架すべきではなからうが、筆者はここで以下の三点を指摘しておきたい。

まず第一に、聖節使朴希立の一行は入京後、通事洪純彦の情報網により『明実録』と『大明会典』の編纂状況を知ったことであ

る。北京滞在中の聖節使一行の動向は、みずから書状官に名乗り出た礼曹佐郎（正六品）許筠⁽⁴⁷⁾の『荷谷先生朝天記』に詳しい。この「朝天記」を繙けば、八月九日に通事洪純彦は礼部の吏員より「穆宗実録已に纂すれども、世宗実録は未だ畢わらず」との情報を入手している⁽⁴⁸⁾。たしかに『穆宗莊皇帝実録』七〇巻はこの年萬曆二年（宣祖七）七月に完成したばかりであり、洪純彦が得た情報は正確である。朝鮮半島を北上していた六月上旬に、洪純彦は平安道宣川の林畔館にて夜更けに許筠と語らい、明の最新事情を伝えていく。許筠が忘れまいとして書き記した「朝天記」には「癸酉年（＝宣祖六）、奏請使に随いて京師に在り。実録・新修會典改纂等の事を聞かんと欲して書を許贊善国の家人愈深に通じ、以て之を問えり」とあり、前年の奏請使李後白一行に通事として同行した洪純彦はかねてより『明実録』と『大明会典』の編纂状況に関する情報収集に努めていた⁽⁴⁹⁾。許筠はかつて宣祖即位年七月に隆慶帝即位の詔書を奉じて来朝した人物であり、のち『萬曆会典』の編修に際して総裁のひとりとなる⁽⁵⁰⁾。三使である正使・書状官・質正官のだれよりも宗系弁証問題に通じていたのは、むしろ通事を担当した洪純彦であったに相違ない。『明世宗実録』未完との情報に接した聖節使朴希立らが礼部尚書との外交交渉を計画したのは八月一二日である。許筠が綴った当日の「朝天記」をみてみよう。

（前略）洪純彦・安廷蘭等往告曰、上年、本国奏請改定宗系統載會典等事、而必待実録之完、然後方修會典云云、小的等在路聽得実録已皆完了、會典之新纂、不知何以為之、陪臣欲呈文於本部、故敢稟、員外曰、穆宗実録則已畢、而世宗実録

則更有幾年功夫矣、然會典則各司方抄出新增事類、移報翰林院、故本司公事之採録、我吏任之、嘉靖八年奏請之詞已載於其中、而他年之事俟檢出而備書、陪臣若欲呈文則亦無妨也、純彥等退、員外更招以語之曰、會典時屬纂録、呈文内不可言其已完也、純彥曰、小的等欲開會典修纂之始、非謂其已完也、且俟呈文之淨写、然後先達于老爺、以取進止為計、員外曰、知道、(後略)(『荷谷先生朝天記』中、萬曆二年甲戌八月一二日癸丑条)

前年、朝鮮政府が奏請使を派遣して宗系改正を要請したところ、明政府より『明世宗実録』の編纂終了後に『大明会典』の編纂に着手する旨の回答を得たことは、すでにわれわれもみたところである。入京後、洪純彦らは『明実録』の編纂完了との情報に接したが、『大明会典』の編纂状況に関しては知るすべもなかった。そこで今回、陪臣朴希立の名義で礼部に呈文を提出したい、と主客司員外郎錢拱宸に申し入れたのである。員外郎錢拱宸も「穆宗実録は則ち已に畢われども、世宗実録は則ち更に幾年の功夫有らん」とその事実を認めている。当時、『大明会典』は新增事項を抄出中であつて、主客司における採録の事務は錢拱宸本人が担当していた。そのうえ錢拱宸は、「嘉靖八年奏請の詞は已に其の中に載すれども、他年の事は檢出を俟ちて備に書す」と打ち明け、陪臣名義による呈文の提出を助言した。「嘉靖八年奏請の詞」といえば、中宗二四年の聖節使柳溥による奏請にほかならない。柳溥の奏請内容は『明世宗実録』に詳細な記録を残しており、また『嘉靖会典』の草本には礼部・内閣いずれの所蔵本にも「嘉靖八年、使者言えらく、其の国王、李仁任の後に係らず」

云々と記されていた⁵³⁾。したがって、後日完成する『萬曆会典』に附録された李成桂の宗系と朝鮮建国始末は、おそらく柳溥の呈文を基礎に作成されたものと推測される。錢拱宸はいささか饒舌にすぎたと思ひ直したのか、席を立とうとする洪純彦を呼び止め、呈文には『大明会典』の編纂状況には触れないよう口止めしている。ならば、この日の錢拱宸から得た情報はいっそう信憑性が高いと判断してよからう。洪純彦は清書した呈文を先に錢拱宸に届けるゆえ、よろしく取り計り願いたいと依頼し、錢拱宸もこれを快諾した。

第二に、聖節使朴希立の一行は礼部尚書に呈文を提出したものの、彼らの北京滞在中に礼部が題請することはなかった。「朝天記」によれば、朴希立一行は聖節の翌日である八月一八日に礼部へ赴き、月台(殿閣の前に広く石を敷き詰めた基壇)の上に跪いて礼部尚書萬士和に呈文を提出した。しかし、礼部尚書は「這箇事情、時に未だ曉得せず。當に查看し你に替わりて行ふべし」と即答を避け、朴希立一行はいったん東廊へと退出を余儀なくされたが、しばらくして朴希立名義の呈文に目を通した尚書が洪純彦を呼び戻した⁵⁴⁾。その直後、礼部尚書と洪純彦のあいだには以下のような論議の応酬があった。

(前略) 洪純彦趨赴月臺上、尚書曰、此事已為題過、実録完後自可以行、今不敢再題、純彦対曰、此則陪臣亦知之矣、但聞今方纂修會典、陪臣之意、望老爺通查各年事例、再行題請、移文翰林院、則陪臣等其將回話於国王、而国王感激之意、何可量耶、尚書曰、會典今雖纂集、而内院尚未設局、若開局則你国之事、自可増入矣、今不須題請、此意回報陪臣知

道、(中略)侍郎顧語純彦曰、此事已悉之矣、但実録時未完了、待其完則自當増録、決無遺漏、今不須題也、此意婦報陪臣、純彦扣頭而出、罷堂後余等遂帰、(後略) (『荷谷先生朝天記』中、萬曆二年甲戌八月一日己未条)

本件は実録の編纂完了後に行うべきであつて、現時点で礼部尚書は再度皇帝に題奏する考えはなかった。むしろ、洪純彦もその点は承知していた。とはいえ、『大明会典』の編纂が始まろうとしていることを聞き知つた以上、このまま朝鮮に帰国することはできない。朴希立としてはこれまでの奏請の事例を調査のうえ、再度題請して翰林院に移文していただければ朝鮮国王も感激するであろう、と礼部尚書に訴えた。その結果、「會典、今に纂集すと雖も、内院尚お未だ局を設けず。若し開局せば、則ちあなたが国の事、自ら増入すべし。今は須く題請すべからず」との回答を引き出すことができた。いまのところ臨時官庁の會典館こそ開設されていないが、礼部尚書は『大明会典』の編纂事業計画の存在を示唆する。本件は『明実録』の完成後に遺漏なく増補収録されるであろう、と礼部侍郎も洪純彦に声をかけ、朴希立らは會同館へと戻つた³⁵⁾。その翌日の早朝、員外郎錢拱宸が會同館を訪問した。おそらく、昨日の礼部尚書への呈文の件がかりであつたのである。宗系改正が一国の大事であるゆえ、あえて呈文を制止しなかつたと錢拱宸はいい、「世宗四十五年の実録甚だ多く、更に一兩年を待ちて後ち、方に完了するを得ん。會典は則ち各衙門、今は只だ内翰に抄送するのみ。其の開局は則ち未だ其の早晚を知らざるなり」と当時の政府内の状況を伝えている³⁶⁾。

第三に、礼部尚書はあらためて題請することはなかつたが、朴

希立名義の呈文は礼部主客司に保管され、『大明会典』編纂時の参考資料に付された。この点も以下に提示する許筠の「朝天記」から容易に読み取ることができよう。

(前略) 礼部都吏來館、謂通事等曰、前日呈文、尚書下于主客司、以備會典新修時查考、平時凡呈文之不可行者、則尚書不下該司、而今則如是、可見其必行於後日也、(後略) (『荷谷先生朝天記』中、萬曆二年甲戌八月二一日壬戌条)

礼部都吏は來館のうえ、「平時、凡そ呈文の行うべからざる者は、則ち尚書該司に下さず。而れども今は則ち是の如し。其れ必ず後日に行うを見るべきなり」と通事に伝えた。入京後に聖節使朴希立一行は急遽呈文を書き直し、礼部尚書に題請を拒否されたと思われたが、この連絡を受けてひとまず安堵したに相違ない。上述した三点は朝鮮側の実録記事には記録されておらず、朝鮮宣祖代におけるこの対明外交交渉の具体相をいささか不透明なものにしている。なお、許筠・趙憲らは前日の八月二〇日に内城北部の国子監に拝謁し、二五日には外城にある天壇(圜丘壇)を參觀しており、孔子廟と天壇の観覧は朝鮮使節にとつてすでに恒例となつていた³⁷⁾。

さてこの頃、宣祖七年八月下旬に北京へ向かつた冬至使安自裕以下、書状官李彦愉・質正官金大鳴の一行が年末に先來通事を朝鮮に派遣し、宗系改正の事情が採録されたと報告してきた。

冬至使安自裕等送先來通事啓聞、宗系改正事已蒙載録、上深喜之、令承政院議遣謝恩使、(『宣祖実録』卷八、七年閏二月乙酉(一五日)条)

簡略なこの実録記事には「宗系改正の事、已に載録を蒙る」と

あるにすぎず、宗系改正の件が『大明会典』と『明世宗実録』のいずれに採録されたのか、判然としない。とはいえ、冬至使安自裕が北京滞在中の宣祖七年一二月の時点では『大明会典』重修事業には着手されていないことから、当時編纂事業が進められていた『明世宗実録』への採録を意味しよう。そしてこの報告は、たんに冬至使安自裕による外交交渉の成果とはいえない。すでに検討したように、この年八月には聖節使朴希立が通事洪純彦の外交折衝に助けられつつ、礼部尚書に呈文を提出していた。八月の聖節使一行による外交交渉があったからこそ、一二月の冬至使が「宗系改正の事、已に載録を蒙る」との朗報をもたらしたのである。ともあれ、この報告を喜んだ宣祖は承文院に謝恩使の派遣を検討させた。承文院提調は謝恩使ではなく奏請使を派遣すべしとの意見を出したが、これに対する論議も王命も実録記事には残っていない。ただ、断片的ながら翌年の宣祖八年正月中旬に奏請使の拝表の儀が正月二八日と決定し、にもかかわらず三公が柳希春の意見を参考に「會典將に滌がんとするに、奏請するを得ざるは深く未安為り」と奏請使派遣の再考を宣祖にうながす記録もみえる。それゆえ、名目上は謝恩使としての任務を優先させることで、ひとまず政府内では意見の一致をみたものと考えられる。

3、謝恩使洪聖民の外交交渉

宣祖八年に謝恩使として明に派遣されたのは戸曹參判洪聖民であり、書状官は丁胤福が務めた。今回の謝恩使洪聖民の一行が奏請使としての役割も兼ねていたことは、次に掲げる実録記事から明らかとなろう。

是歳、遣謝恩使洪聖民、兼奏請宗系・弒逆已辨誣等事情増入會典新書、礼部尚書萬士和等題曰、朝鮮国王痛其祖之冤、而奏辨至於再三、但前既奉有明旨、王言一出、昭揭宇宙、信如四時、誰敢輒為増損、宜將該国前後奏詞纂入実録、疾修會典、為之許載為便、奉聖旨、是、礼部欲以此意請降勅宣諭、順付使臣、聖民聞之、因辞于礼部曰、事未完了、徑奉諭旨以回、使臣所不敢為也、礼部從之、聖民還朝、略啓聖旨、不言其欲降勅事、蓋嫌於報喜受賞也、聖民還拜大司諫、(『宣祖修正実録』卷九、八年一二月条)

洪聖民はたんなる謝恩使ではなく、「兼ねて宗系・弒逆已に辨誣せる等の事情を會典の新書に増入せんことを奏請す」る任務を帯びていた。これにつづけて「礼部尚書萬士和等の題に曰く、朝鮮国王、其の祖の冤を痛みて奏辨すること再三に至る」とあるところに注目したい。礼部尚書萬士和は前年八月に聖節使朴希立の要請を受けていた。おそらく萬士和は同年一二月の冬至使安自裕にも応対したであろうから、今回の謝恩使洪聖民による奏請は萬士和にとって少なくとも三度目の応対であった。そのため礼部尚書は「王言一たび出ずれば、昭らかに宇宙に掲ぐ」といい、皇帝の聖旨は天地古今にあっては絶対であるから信用せよ、と強調する。朝鮮からの奏請文を『明世宗実録』に纂入し、『大明会典』の重修事業に着手するのを待つて掲載を許可するのが妥当な措置であり、「是」との聖旨も得ていた。そのうえ、「礼部、此の意を以て勅を降し宣諭せんことを請い、使臣に順付せんことを欲す」とあることから、礼部尚書はこの件をあらためて萬曆帝に上奏し、降勅と宣諭を要請する心づもりであった。前年八月に聖節使が通事

洪純彦を介して展開した外交交渉が、ここにきて功を奏したとみてよからう。だが、洪聖民は「事未だ完了せざるに、徑ちに諭旨を奉じて以て回るは、使臣敢えて為さざる所なり」と、礼部尚書の厚意を辞退した。『明世宗実録』の編纂も『大明会典』の重修事業も完了していかないにもかかわらず、萬曆帝の諭旨を朝鮮国王のもとに持ち帰ったところで意味をなさない、というのが洪聖民の判断であり、礼部尚書もこれを了承している。

洪聖民は帰国後、萬曆帝の聖旨については簡略に報告し、礼部が降勅を請う姿勢を示したことは触れなかった。「蓋し、喜を報じて賞を受くるを嫌うなり」とは史臣が残した記録であろう。そのため、謝恩兼奏請使洪聖民による外交交渉のちに『萬曆会典』が朝鮮に頒賜されるまで、さほど評価されることはなかった。しかしながら、洪聖民による宗系改正をめぐる外交交渉に関しては明側の実録記事に、

礼部覆、朝鮮国王李暎奏、将国祖李成桂宗系・弒逆等被誣情節、乞載世宗皇帝実録及新纂會典、為之昭雪、許之、(『明神宗実録』卷四〇、萬曆三年七月辛丑〔五日〕条)

とみえる。萬曆三年(宣祖八)七月の『明実録』には「陪臣洪聖民」の名こそみえないものの、『明世宗実録』と『大明会典』の両書に「国祖李成桂の宗系・弒逆等誣いられし情節を將て、世宗皇帝実録及び新纂の會典に載せんことを乞う」たのは、謝恩兼奏請使として赴京していた洪聖民であると判断してまず間違いあるまい。したがって、宣祖八年の洪聖民による外交交渉の成果とその功績は疑うべくもなからう。

以上のように、宣祖六年の奏請使李後白、宣祖七年の聖節使朴

希立(とくに通事洪純彦による情報収集)、そして宣祖八年に派遣された謝恩兼奏請使洪聖民による一連の対明外交交渉が功を奏し、『大明会典』のみならず『明実録』にも宗系弁誣の事情が採録されることになる。実際にこれまで検討したように、『明実録』には簡略ながら宗系弁誣奏請使の入明記録と、これに対する明政府の対応が記載されている。とりわけ中宗二十四年(一五二九)の柳溥による交渉を『明世宗実録』が詳細に記録したことは注目してよからう。

4、『萬曆会典』の編纂と朝鮮政府の対応

謝恩兼奏請使洪聖民が『明実録』への宗系改正事情の採録許可を得た翌年、明政府ではようやく『大明会典』の重修事業に着手される。萬曆四年(宣祖九、一五七六)六月に萬曆帝は内閣に勅諭し、嘉靖二八年(明宗四、一五四九)以後の事例を『大明会典』に加えて編纂するよう命を下したのであった。⁶⁵⁾

一方、朝鮮政府は宣祖一〇年二月に尹斗寿を、ついで同年九月には黄琳を明に派遣して宗系改正を要請したが、いずれの使節も礼部の咨文を得たにすぎず、萬曆帝の勅書をもたらしにはいたっていない。まず前者の場合、戸曹参判尹斗寿は謝恩兼奏請使として書状官金誠一・質正官崔岬とともに赴京した。⁶⁶⁾『明実録』によれば、倭寇による被虜人を送還した洪聖民・丁胤福らに対して前年八月に勅書と褒賞が下されており、本来の目的はこの恩賞に対する答礼であったと考えてよい。この年四月三日到北京に入城した尹斗寿一行は、休暇に文廟(国子監)の拜謁や郊壇(園丘壇)の観覧を通じて明の盛んな文物を堪能したあと、帰国間際の四月

二一日にも礼部との外交交渉を継続した。『鶴峯先生文集』年譜によれば、質正官崔岬の文章能力が明側でも評価されたこと、書状官金誠一もまた前後して呈文を作成し、「異日、會典を頒降し祇みて聖勅を奉ずるは、皆な此の行の正す所なり」と、のち『大明会典』頒降の動因となることを強調する。たしかにこのとき質正官として同行した崔岬も礼部郎中に善処を要請していた。⁽⁶⁸⁾

ところが、次の実録記事にみるごとく、尹斗寿による礼部との交渉結果ははかばかしくなかった。

謝恩使尹斗壽等回自京師、礼部回咨云、所請宗系・悪名二項、本部悉已遵旨備載開送、毋庸再奏、其備載之條宣示陪臣、縁館局纂修理、必少加刪定、且未經御覽、不得輒付録咨文、該国遵照勅諭内事理、安心以俟、統遣奏請使黃琳、乞將已辨誣事件、詳録今纂會典新書事情、奏聞于帝、(『宣祖修正実録』卷一一、一〇年九月条)

宣祖一〇年七月に帰国した尹斗寿の復命報告によれば、宗系・悪名の件に関しては礼部がすでに聖旨にしたがって史館に送付しており、今後は再度奏請を働さかける必要はないという。本来ならば、陪臣たる尹斗寿の一行に懸案となっている改正事項を提示すべきところであるが、史館では『大明会典』の重修に際して刪削・潤色を加えなければならず、また萬曆帝の御覧を経ている。そのため現時点ではただちに宗系改正の結果を咨文に盛り込むことはできないが、勅諭内の道理にしたがって実施するゆえ安心して待つがよい、というのが礼部の回答であった。

しかし、それでも朝鮮政府は納得できなかったとみえ、ひきつづき奏請使黃琳と書状官黃允吉を派遣した。⁽⁷⁰⁾ 黃琳一行には武科に

及第してまもない訓練院奉事(従八品)黃進も軍官として同行した。黃琳・黃允吉・黃進の三名はみな長水黃氏である。⁽⁷¹⁾ 黃琳一行は『大明会典』の重修本に宗系弁誣問題の事情を詳録するよう要請したが、宣祖一一年二月の実録記事は奏請使黃琳の復命報告を次のごとく記録する。

奏請使黃琳回自京師、礼部覆題、該国遞年奏請、蓋深避不聽之跡、亟申先世之冤、其忠孝至情委為迫切、我皇上復許増入、待書成頒到、不必更憂脱漏、奉聖旨、是、故移咨知會、(『宣祖修正実録』卷一二、一一年二月条)

礼部はまず、朝鮮政府がたびたび奏請使を派遣して先世李成桂の名譽回復を要望する、その切迫した忠義心と孝行心に理解を示した。そのうえ萬曆帝もすでに宗系の採録を許可しており、よって『大明会典』の完成とその頒布を待ち、脱漏を憂慮する必要はないと礼部は伝える。宣祖をはじめ、朝鮮の政府中枢が依然として解決をみない宗系弁誣問題に焦燥感をいだいていたことは、この『宣祖修正実録』の記録から容易に推察できよう。一方、明側の実録記事に残る黃琳の入明記録は断片的であり、使節の目的をたんに「進貢」と記すように、朝中間のこの外交問題に対する認識の落差も浮き彫りとなる。

二年後の宣祖一三年には萬曆帝の聖節を祝うべく礼曹判書李増が北京に派遣され、「祖名二字」の調査結果と『大明会典』の頒降に関する礼部の回答を得て帰国した。

聖節使李増等廻自京師、先是、宗系辨誣已許改正、而又祖名二字誤書、故李増之行、移咨礼部請查改、又請速賜頒降、至是、齎礼部回咨而来、咨云、本国辨誣等情既已編纂會書、特

為昭雪、無庸過慮、祇因祖名二字之誤、今復再請釐正、無非謹慎詳密、求遂其終始續雪之誠也、隨即驗査、見纂會典本國項内、書係二字無差、今拋來咨開送内閣、細加査閲、通為校正、更無矛盾脫漏之虞、至欲趁速頒降一節、新纂會書綱目浩繁、非朝夕可得就緒計、汗青（『書籍』）完秩方得進呈御覽、頒布中外、（『宣祖修正実録』卷一四、一三年一月条）

礼部の回答によれば、『大明会典』に記された祖名に誤りはないが、また『大明会典』の綱目は浩繁ゆえ一朝一夕に完成するものではないが、その完本は皇帝の御覧を経たうえで内外に頒布するという。「祖名二字」の具体的な文字について実録記事は記録を欠くが、のち礼部の回答を収録した『攷事撮要』大明紀年には「兢椿二字」とみえる。したがって『大明会典』では当初、李兢休（全州李氏の始祖翰の六世孫）と度祖（李成桂の祖父）の諱椿に誤植があったものと推測されるが、現存する『萬曆会典』にみるかぎり、たしかに兢休と椿の文字に誤りはない。李増が聖節使として赴京したため、やはり明側の実録記事では李増の奏請と礼部の対応については記録されておらず、情報不足は否めない。あるいは明宗一八年に奏請兼進賀使金澗（玉河館にて客死）と書状官李陽元の一行が礼部改刊の内閣本『嘉靖会典』（逸文なし）を持ち帰っていたから、その「事例」に「祖名二字」の誤りがあった可能性も考えられる。ただ、礼部の回答には「隨即驗査し、纂むる會典の本國項内を見るに、書の二字に係るは差（な）い無し」とあることから、重修版『大明会典』朝貢条の「朝鮮国」の内容はすでに点検可能な状態にあったとみなしうる。

翌年の宣祖一四年五月に宣祖の命により司諫院大司諫李珥が奏

請文を製述したところ、宣祖は「善きかな。以て加うる度し。大事必ず將に諧（かな）わんとす」とその出来栄を喜んだ。その奏本には聖節使李増の帰国よりわずか二ヶ月後のこととして、以下のごとく記す。

朝鮮国王臣姓諱謹奏、為專差陪臣委承恩典、永雪先冤事、該萬曆九年正月内、進賀冬至令節陪臣書狀官洪麟祥回自京師說称、竊聞皇都專委館局、纂修會典新書、完期在邇等因、得此、（後略）、（『栗谷先生全書』卷一三、應製文、本國請改宗系奏本）

李珥の奏本の題目は文頭の「為」字と「事」字のあいだにある「陪臣を專差して恩典を承くるを委ね、永く先冤を雪ぐ」ためのことである。朝鮮国王宣祖を發給者とするこの奏本によれば、宣祖一四年正月に冬至使の書狀官を務めた洪麟祥が北京より戻り、『大明会典』の編纂事業がほぼ終了し、刊行も間近いとの情報に接したという。本来、この冬至使の通事には后妃および諸王以下、民間の婦人にいたる冠制の調査を命じられていたから、その過程で礼部より「皇都、専ら館局に委ねて會典新書を纂修し、完期邇きに在り」との情報を入手したのかも知れない。この冬至使一行は赴京中、遼東都司駅路の十三山駅にて韃靼賊に襲われ、正使の吏曹參判梁喜も玉河館にて病死した。正使不在のまま書狀官洪麟祥は質正官申湜とともにこの年正月に帰国するが、実録記事に『大明会典』に関する帰国報告は残っていない。しかしながら、先にみたとおり礼部は聖節使李増の要請に応じて『大明会典』の「祖名二字」を確認していた。したがって、冬至使が北京を發つ宣祖一四年正月頃に少なくとも『大明会典』朝貢条の「朝

鮮国」に関する条文はほぼ完成していたと考えても齟齬はなからう。

そもそも、明帝の陪臣たる李珥が不確かな情報をもとに朝鮮国王名義の奏請文を製述するとは考えがたい。そこで次に、李珥が残した日記史料をみてみよう。

以金繼輝為奏請使、時宗系之改、雖被聖旨添入會典、而至今未蒙頒降、時會典纂修垂畢、李珥忼慨語人曰、匹夫受誣、尚能伸雪、安有国君受誣二百年而不伸者乎、此由使价不得其人故也、乃與同僚議啓曰、主辱臣死、宗系受誣、列聖之辱大矣、奏請之使當以至誠感動天庭、事成則還国、不成則為埋骨燕山之計、然後、庶可成事矣、請別摺專對之才、上允之、朝議多以為、李珥可遣、朴淳・李山海皆曰、叔猷不可一日去朝、宜思其次、乃以繼輝為使、繼輝自請以高敬命為書状官、崔岙為質正官、上許之、(『栗谷先生全書』卷三〇、経筵日記三、萬曆九年辛巳、今上一四年五月条)

李珥は「経筵日記」に、宣祖一四年五月に金繼輝が奏請使として明に派遣されるにいたった事情を記す。宗系改正是皇帝の聖旨により新版の『大明会典』にその経緯を添附することが決定したものの、その『大明会典』はいまだ頒布されていない。「時に會典の纂修、畢わるに垂とす」とあるから、この年正月に書状官洪麟祥がもたらした情報は朝鮮政府では共有されていたものと推察される。こうした状況にあつて当時、言論を掌る司諫院の長官を務めていた李珥は、「匹夫誣を受くるも、尚お能く伸雪せんとす。安くんぞ国君誣を受くること二百年にして伸がざる者有らんや。此れ使价の其の人を得ざるに由るが故なり」と慷慨する。その原

因を「專對の才」つまり使節の力量に求める李珥は同僚と協議し、宣祖に次のように建議した。いにしえに「主憂うれば臣は勞し、主辱めらるれば臣は死す」(『史記』卷四一、世家一一、越王句踐)というが、わが太祖李成桂の宗系が誣告を受けたことは、朝鮮歴代国王のこのうえない恥辱である。それゆえ奏請使たる者は真心をもつて明の朝廷を動かさなければならぬ。成就できれば帰国し、そうでなければ骨を明国の地に埋める覚悟をすべきである。願わくは「專對の才」ある者を奏請使として任命されたいと李珥は要請し、宣祖もこれを許可した。李珥のこの発言は、宗系弁誣問題をめぐる外交交渉に対する朝鮮儒者官僚の胸中を代弁するものとして注目に値しよう。奏請使の人事に際しては慎重に検討すべきであり、従来の特使外交交渉においてかならずしも十分な成果を収めることができなかった原因が省みられたのである。李珥が死後、宣祖二十四年に光国原従一等功臣に録勲されるのは、奏請使派遣の建議と奏請文の製述が評価されたからである。

宣祖が李珥の建議を承諾すると、朝議では大多数が李珥を奏請使の適任者として支持した。ところが領議政朴淳と吏曹判書李山海は、叔猷(李珥の字)は朝廷の重臣であるゆえ、一日たりとも朝鮮を離れてもらつては困ると反対し、次点者が選出されることとなった。それが刑曹判書金繼輝であつて、奏請使に任じられた金繼輝はみずから書状官に高敬命を、質正官には崔岙を推薦して国王の裁可を得たのである。

この奏請使一行のうち、崔岙は宣祖一〇年につづいて再度、宗系弁誣奏請使の質正官として北京を訪れることになった。遺稿集

の『簡易集』によれば、崔岙は礼部に周旋を仰いだことを五言律詩に詠んでいるが、外交交渉の具体性に欠ける。それゆえ、当時の礼部の対応は金繼輝の復命報告を待つのが捷徑であろう。しかし、奏請使金繼輝一行は萬曆帝の勅書を朝鮮国王のもとにもたすことはできなかった。

金繼輝等還自京師、齎礼部移咨而来、咨云、専差陪臣、侯領會典全書、無非欲亟雪先世之冤、備查史館於該國項下、已將本王宗系及伝國被誣緣由、俱各詳載、如遇典成、即請頒賜、不敢遲閣以虚恩命云、(『宣祖修正実録』卷一五、一四年一月条)

礼部の移咨の冒頭に「陪臣を専差して會典全書を領くるを俟うは、亟やかに先世の冤を雪がんと欲するに非ざるは無し」とあり、緊急に際して派遣された陪臣金繼輝の一行が『大明会典』全書の受領を奏請したことは疑いない。李珥が製述した「本国請改宗系奏本」にみたごとく、奏請の主旨は「陪臣を専差して恩典を承くるを委ね、永く先冤を雪ぐ」ことにあった。これに対して礼部が史館を調査したところ、『大明会典』の朝鮮国の項には李成桂の正確な宗系と誣告にいたった事情が詳細に記録されていた。そのため、移咨の末尾に「如し典成るに遇えば、即ち頒賜を請え。敢えて遅まり閣き、以て恩命を虚しうせず」と朝鮮側に伝達した。金繼輝の入京記録は明側の実録記事にはみえないが、書状官として同行した高敬命が当時の様子を詩文に残している。高敬命『霽峯集』によれば、礼部に上書して「願わくは將に照雪して吾が君に報せんとす」る心積もりであったが、降勅は許されず、「小臣奉使するも無状を知る。書記非才にして掾曹を愧づ」とそ

の心情を七言律詩に書き留める。とはいえ、金繼輝一行は紫禁城の皇極殿にて萬曆帝より賜衣の恩恵にあずかり、また礼部の咨文にみたどおり、北京の史館ではすでに李成桂の宗系改正に関する作業を終えていた。そのうえ、当時礼部尚書を務めていた徐学諤の『世廟識餘録』には李珥の奏本のほか、高敬命と崔岙が製述して礼部尚書に提出した上書を収録する。たとえ萬曆帝の勅書を得ることができなかったとはいえ、宗系弁誣問題をめぐる朝中間の外交交渉はようやく解決の現実味を帯びてきた。金繼輝は翌年四月の夕講の際に突然体調をくずしてまもなく死去したが、高敬命・崔岙ともども光国原従一等功臣となる(後述)。三名とも正功臣ではないが、宣祖一四年の奏請使金繼輝以下、三使の外交交渉は朝鮮政府で評価されることになる。

二 『萬曆会典』の頒賜

1、奏請使黃廷彧の派遣

すでに検討したように、宣祖一四年(一五八一)に大司諫李珥の建議により金繼輝が奏請使として北京に赴き、『萬曆会典』の宗系改正作業はすでに終えたとの礼部の咨文を朝鮮にもたらし、あわせて宗系改正を奏請したが、その具体的な外交活動に関してはつまびらかでない。

そして二年後の宣祖一七年二月には再度奏請使を明に派遣すべしとの建議があり、忠清道觀察使黃廷彧が奏請使を拜命する。

以承旨黃廷彧為奏請使、請頒附會典成書、以訖恩命、時有獻

議、請統遣使臣奏請、廷彧應選、以忠清監司還朝、上面諭懇至、以送之、〔宣祖修正実録〕卷一八、一七年二月条

今回の奏請使黄廷彧一行の派遣は、「會典の成書を頒附し、以て恩命に訖らんことを請う」ところにその目的があった。柳成龍が製述した奏請文の冒頭には「會典の新書を頒示し、以て恩命に訖らんことを乞う」とあり、おそらく黄廷彧はこの奏請文を携えて赴京したと考えられる。また、実録記事には「上、面諭すること懇至にして、以て之を送る」というから、宣祖が奏請使に寄せる期待も大きかったに相違ない。奏請使黄廷彧以下、書状官韓應寅・質正官宋象賢の一行はこの年五月に漢城を出発した。⁹⁵しかし、『大明会典』の重修事業が完了するのは三年後の萬曆一五年（宣祖二〇）正月であり、結果的に黄廷彧は重修版『大明会典』を獲得できないまま帰国することになる。とはいえ、朝鮮政府は奏請使黄廷彧による外交交渉の成果を高く評価した。黄廷彧が北京より萬曆帝の勅書をもたらしたからにはかならない。

黄廷彧奉皇勅回自京師、廷彧至京呈奏文、例下該部、廷彧別具呈文于礼部、頓首固請、礼部尚書見其文辞感歎称善、遂覆題請、先贍書秘典所載、写勅付還、帝從之、勅書略曰、先該、爾以乃祖諱久蒙不韙、累請昭雪、已許新修會典内詳載、而纂輯有緒、尚未告成、茲爾復申前請、特命史官録示、今拋新修會典稿内載称云云、前項事由與爾原奏相合、候書完進覽、頒行之日、差官齎送爾国先諭、爾知之、上大悅、告廟頒赦、解御錦裘賜廷彧、進階嘉善、賜奴婢・土田、書状官以下賞賜有差、廷彧俄拜刑曹參判、軫兵曹、〔宣祖修正実録〕卷一八、一七年八月条

『宣祖修正実録』は黄廷彧の帰国を八月条にかけ、八月はまだ北京に滞在中であつて、帰国したのは十一月である。⁹⁷北京に到着した奏請使黄廷彧一行は朝鮮国王名義の奏文に加え、黄廷彧が別途に製述した呈文を礼部に提出し、頓首して外交交渉に臨んだ。その文章能力に感嘆した礼部尚書于慎行は「秘典」つまり重修版『大明会典』に記録された朝鮮国の条文を贍写し、勅書とあわせて持ち帰らせるよう上奏したところ、萬曆帝の裁可を得たという。⁹⁸萬曆帝の勅書によれば、今回の奏請使の要請により特別に史官に命じて『大明会典』の原稿を調査した結果、当該箇所は従前の奏請内容と合致することが判明した。勅書の末尾には「書完うして進覽するを候て、頒行の日、官を差わし爾が国に齎送して先に諭す。爾、之を知れ」とあり、『大明会典』の完成後にはまず朝鮮国に使者を派遣して頒布すると明言している。宣祖は萬曆帝の勅書を喜び、前例どおりこの慶事を宗廟に報告して恩赦令を下した。その教書を製述したのは江原道寧越郡守（従四品）金功である。⁹⁹宣祖は着ていた錦の皮衣をその場で脱いで黄廷彧に与えるほどの喜びようで、黄廷彧の位階は嘉善大夫（従二品）に昇格し、奴婢と土田を賜った。正使として外交交渉にあたった黄廷彧ばかりでなく、書状官の韓應寅以下、通訳を務めた上通事洪純彦にも褒賞があった。洪純彦が通事を担当したのは宣祖七年につづいて二度目であり、今回の外交交渉の成果もおそらく実務官による水面下の交渉に負うところが少なくなかったであろう。

奏請使黄廷彧一行の北京滞在中の動向は、『明実録』にも記録されている。

朝鮮国王李昞請賜會典成書、為其先康獻王李旦洗冤、礼部以梓未竣工、請先降勅昭示、以慰遠人、從之、〔明神宗実録〕卷一五二、萬曆一二年八月丁巳〔一四日〕条

宣祖が太祖康獻王李旦（李成桂）の冤罪をすすぐべく『大明会典』の頒賜を要請したことは明らかである。「朝鮮国陪臣黃廷彘」とは記録されていないが、このとき対明外交交渉にあたったのは黃廷彘である。これに対して礼部は、『大明会典』はいまだ印刷を終えていないゆえ、萬曆帝に「先に勅を降して昭示し、以て遠人を慰めんことを請う」て裁可を得た、と簡潔に記す。宣勅（降勅）の際には紫禁城の皇極門（前朝の大門）内に彩色を施した拝礼用の席が設けられ、陪臣黃廷彘の一行は異例の厚遇にあずかったという。記録自体は簡略ながら、萬曆年間の『明実録』が宗系弁誣問題を取りあげたのは萬曆三年（宣祖八）に派遣した謝恩使洪聖民につづいて二度目である。

奏請使黃廷彘の外交交渉により、秘藏となっていた『大明会典』の改正部分が確認され、朝鮮政府は前例にしたがって謝恩使を派遣することになった。宣祖一八年四月に帰国した謝恩使李友直は、李成桂の宗系を正した『大明会典』の写本一冊と北京滞在中の「聞見小録」を献上し、宣祖はこれを承文院に保管させている。ついで一〇月には宗系改正を記念して別試が実施された。こうして朝鮮は『大明会典』の完成とその頒賜を待つばかりとなっていた。

2、玉河館の失火と陳謝使裴三益の派遣

ところが北京で不測の事態が生じた。宣祖一九年一〇月、北京

滞在中の聖節使尹自新が玉河館で部屋のオンドルを修理していたところ失火し、一一間を延焼させるといふ事件が起きたのである。さらに冬至使成寿益が皇帝へ献上する方物の盜難事件まで発覚した。そこで宣祖は大臣と協議のうえ、聖節使が玉河館で引き起こした失火、ならびに冬至使の方物盜難を謝罪すべく陳謝使の派遣を決定した。萬曆帝より『大明会典』の頒賜を待つ宣祖にとって、「上国二百年の館舎、下邦の使臣自ら慎檢せざるを以て、一朝にして焚燬せり」との失態は予想外であったに相違ない。

陳謝使に任命されたのは成均館大司成裴三益であり、遺稿集の『臨淵齋先生文集』によれば翌年三月中旬に史曹參判を「兼帯」して漢城を出発した。「兼帯」が赴京に際して臨時に授けられた「仮銜」であったことはいまでもなからう。成均館の官員が外交使節として派遣された事例もすでに指摘されているところである。幸いにも裴三益は当時の北京紀行として「朝天録」を残しており、『宣祖実録』と『明実録』の不備を補うことが可能となる。裴三益は公式には陳謝使であったが、宗系弁誣奏請使としての任務も託されていたことが以下の史料から判明する。

带史曹參判銜、辞朝（時以宗系受誣、累請改正、得蒙慶正之命、而時未頒降、是行以陳謝為重、不敢插入於陳奏文字、上命使只探會典頒降日期、賜酒闕庭）、查對於慕華館、宿碧蹄駅、（後略）〔臨淵齋先生文集〕卷五、附録、年譜、皇明神宗萬曆一五年丁亥〔先生五四歲〕三月二三日壬寅条

裴三益の使行目的は玉河館の失火と献上品の盜難を謝罪することにあつたが、宣祖はあわせて『大明会典』の頒降時期を探るよう命じていた。「是の行、陳謝を以て重きと為すも、敢えて陳奏

の文字を挿入せず」ともなれば、使行の真の目的は『大明会典』の情報収集にあったと考えてよからう。この日は王宮の闕庭にて酒宴を賜ったあと、慕華館では外交文書の検査（査対）が行われ、夕刻に裴三益一行は京畿高陽の碧蹄駅^⑩に宿泊した。実のところ、裴三益は「平日、聖賢の書を読み、粗ば難きに臨みて避けざるの義を知れども、萬里の專対を顧みるに其の才に非ざるなり」と「朝天録」に残すように、内心穏やかではなかったとみえる。朝鮮使節に求められる「專対之才」に加え、今回の北京紀行が二種の任務を帯びていたからであろう。

約三ヶ月後の六月五日に、裴三益一行三五名は北京の玉河館西照に到着した。東照（東棟）が朝鮮使節の失火により焼失したため、臨時宿泊施設となった西照は火気厳禁であった^⑪。その後、一行は紫禁城の正門である午門外にて五拝三叩頭の礼を行い、礼部と朝貢使節の接待を担当する光祿寺では下程（日用必需品）の支給と賜宴にあずかる。陳謝使裴三益の一行が玉河館の失火と方物の盗難を陳情謝罪すると、萬曆帝はその忠誠心を喜んだという^⑫。これにより陳謝使としての本来の使命は達せられた。

裴三益に課された残る使命は『大明会典』頒降時期の情報収集である。漢城を離れる際に裴三益には、「上、使に命じて只だ會典頒降の日期を探らしむ」と下命があったことを想起されたい。むしろ、この使命が本題であった。下馬宴が催された六月十五日、裴三益は会同館にて礼部左侍郎の前に「跪きて呈するに、先ず會典内の本国項下に改纂せる文字等の卷文を印せんことを乞う」^⑬たものの音沙汰はなく、一〇日後にようやく届いた礼部の回答はこの案件に関して「書成り刊布の日を候ち、題請して施行

す」という^⑭。そのため裴三益はすぐさま再度礼部に呈文を提出した。陳謝使一行は七月三日に皇極門にて賞賜を受け、六日上馬宴を終えると、翌日の七日には皇極門にて勅書を受け取ることがなかった。当日の「朝天録」をみてみよう。

晴、一行詣闕、謝恩受勅、勅曰、皇帝勅諭朝鮮国王李（諱）、先該、爾以乃祖諱久蒙不遑、屢請昭雪、已許于新修會典内詳載、纂輯有緒、尚未告成、茲爾復申前請、特命史官録示、今拋新修會典藁内載称、李（太祖旧諱）系出本国全州、遠祖翰仕新羅為司空、六代孫兢休入高麗、十三代孫（穆祖諱）生〔翼祖諱〕、生〔度祖諱〕、生〔桓祖諱〕、是為〔旧諱〕之父、李仁任者、京山府吏長庚裔也、始王氏恭愍王顛無子、養寵臣辛盹子禍為子、恭愍王為嬖臣洪倫等所弑、李仁任當国誅倫等立禍、禍嗣位十六年、遣將入犯遼東、〔旧諱〕為副將在遣中、至鴨綠江、與諸將合謀回兵、禍懼佞位其子昌、時恭愍妣安氏以国人黜昌、立王氏孫定昌君瑤、誅禍・昌、逐仁任、已而瑤妄殺戮、国人不附、共推〔旧諱〕署国事、表聞高皇帝、命為国王、遂更名旦、貶瑤別邸、終其身、前項事由、與爾原奏相合、候書完進覽、頒行之日、差官齎送爾国先諭、爾知之、爾宜益戴国恩、茂揚先德、恪守屏藩之義、永垂忠孝之聲、欽哉欽哉、故諭、百年受誣、一朝昭雪、皇勅丁寧、明見萬里之外、感激皇恩、隕越無地、〔臨淵齋先生文集〕卷四、朝天録、萬曆十五年丁亥七月甲午〔七日〕条

やや長文の記録を提示したのは、勅書中の実線部が『萬曆会典』朝貢条の「朝鮮国」の附録とほぼ一致するからである〔表1〕参照。萬曆帝の勅書に引用された李成桂の宗系と朝鮮建国

始末は、刊行を直前にひかえた『萬曆会典』の当該箇所であったと判断して差し支えあるまい。『萬曆会典』はまさにこの年萬曆一五年正月に完成し、六月には礼部に刊刻のうえ天下に頒布するよう命じられていた⁽¹⁰⁾。また勅書中の点線部は、三年前の宣祖一七年に奏請使黃廷彧がもたらした勅書の内容とほぼ一致し、定型句のごとき様相を呈している。この勅書を得て裴三益一行が玉河館を出発したのは七月一二日である。その間、裴三益が北京滞在中に国子監と天壇を参観していたことはいうまでもない⁽¹¹⁾。

陳謝使裴三益による外交交渉の顛末は、一ヶ月後の宣祖二〇年八月に朝鮮政府に連絡が入った。

謝恩使裴三益馳啓曰、以前日使臣遺失方物・失火館宇、別遣陳謝也、礼部題請、朝鮮国王具奏請陳謝、忠慎可嘉、写勅獎諭賞、大紅紵絲蟒衣・彩段四表裏、臣等齋奉以去、且會典已畢修、総裁官以下論賞有差、臣謄書正稿以來、且呈文礼部、請先刊完持去、則批云、案、候書成刊布之日、題請施行云云、備忘記曰、(中略)今日之事、実由朝廷諸賢盡忠周旋、有以致之、尤有感於斯也、至於會典已准、頒降有日、此則國命再造、將有辭於祖宗矣、此意政院知悉、(後略)〔宣祖実録〕卷二一、二〇年八月丁卯(一〇日)条)

すでに『萬曆会典』の編纂事業は終了して総裁官以下の編修官員が論賞された、と裴三益は使者を派遣して朝鮮に馳せ報じた。実際にこの年二月に『萬曆会典』の総裁・纂修官が礼部にて宴を賜り、総裁を務めた内閣大学士申時行・許國・王錫爵の三名は恩典の辞退を申し入れたが、萬曆帝は許可していない⁽¹²⁾。裴三益はその原稿を謄写し、また礼部に刊本を持ち帰りたいと申し出たところ

ろ、礼部は『萬曆会典』が正式に頒布される日まで待つよう回答したという。この礼部の回答はすでに裴三益の「朝天録」にみたとおりである。まもなく『萬曆会典』が頒降されるであろうとの吉報に接した宣祖は、明政府諸賢の周旋に感謝し、これを「国命の再造」として祖宗に報告すべきことを承政院に周知させた⁽¹³⁾。壬辰倭乱を契機に高まる「再造の恩」は、その前段階として宗系弁証問題の解決があったと考えられる。朝鮮王朝を開創した太祖李成桂の嫌疑が晴れたことは、宣祖にとって王朝国家の再興を意味したのであろう。

一方、北京から陸路で朝鮮に戻る裴三益は九月一日に国境の鴨緑江を渡ったところで、『萬曆会典』の謄写本一冊と礼部の移咨一通を得たと朝鮮政府に連絡した⁽¹⁴⁾。ついで九月一二日に京畿楊州の迎曙駅に宿泊すると、宣祖より御札(国王の親書)が降されていた。宣祖は萬曆帝の勅書と『萬曆会典』の原稿を得て帰国した裴三益に内廐馬(国王専用馬)を下賜し、書状官元士安にも兎馬(小馬)を賜るといふ⁽¹⁵⁾。元士安は宣祖七年九月に実施された宗系改正(李後白による交渉)を祝う別試に丙科で及第した新進官僚であり、奇遇というほかない。その翌日、漢城郊外の慕華館にて迎勅の儀が親しく執り行われることを聞き知るや、裴三益は漢城へと馳せて復命報告した⁽¹⁶⁾。陳謝使として北京に派遣された裴三益であったが、本来の任務に加え、李成桂の宗系を詳述した萬曆帝の勅書と『萬曆会典』の写本を朝鮮国王のもとにもたらした功績は大きい。

3、『萬曆会典』の完成とその頒賜

『萬曆会典』完成との情報を入手した宣祖はさつそくその頒賜を要請すべく、謝恩使兪泓・書状官尹暹の一行を北京に向けて出発させた⁽¹⁴⁾。兪泓一行を派遣したのは宣祖二〇年一〇月であり、裴三益の馳啓よりわずか二ヶ月後である。好機を逸しまいとす朝鮮政府の迅速な判断というべきであろう。宣祖は「今聞くならく、此の書將に成らんとすと。若し頒降を蒙りて明らかに昭雪の実を知らば、則ち予死すとも何ぞ恨まん。爾等、之に勉めよ」と命じて謝恩使兪泓一行を送り出したという。『宣祖修正実録』は謝恩使兪泓一行による外交交渉の成果を以下のごとく整理する。

謝恩使兪泓還自京師、得頒賜會典成書、並捧勅來宣、泓至燕京呈文礼部、乞得會典成書、礼部以未經睿覽難之、泓與一行員役等詣請懇迫、至叩頭出血、涕泣固請、尚書沈鯉為之感動、具本題請、天子可之、特賜本国付卷、又降勅宣諭、書云、陪臣至誠懇請、茲特徑賜云、泓出関時、主事馬維銘以詩賀之、上迎勅于郊外、告廟大赦、御殿受賀、教書曰、(後略)
(『宣祖修正実録』卷二二、二一年二月条)

兪泓は北京に到着するや、礼部に呈文して『萬曆会典』の頒賜を請うたが、いまだ萬曆帝の睿覽(御覽)を経ていないという理由で礼部は難色を示した。そこで兪泓は随行員とともに出血するほど叩頭し、涙を流して懇請したところ、その熱意に感動した礼部尚書沈鯉は萬曆帝に上奏するにいたる⁽¹⁵⁾。萬曆帝もこれを許可し、『萬曆会典』全二三三卷のうち朝貢条の筆頭に「朝鮮国」を収録する一冊を特別に下賜し、あわせて勅書を降した。その勅書

には「陪臣至誠もて懇請するに、茲に特に徑ちに賜う」とみえ、陪臣兪泓は謝恩使としての任務を越えて『萬曆会典』を獲得することができた。兪泓『松塘集』は「新修典を得んと欲し、聊か礼部に文を呈す」に始まる五言律詩と、「後世、戊子年(宣祖二一)を忘れ難し」とむすぶ七言律詩を収録しており、当時の感慨を伝える⁽¹⁶⁾。宣祖は萬曆帝の勅書を慕華館にて迎え入れ、宗廟に報告して恩赦令を下した。ついで王宮の正殿にて文武百官の賀礼を受け、教書を下すこととなる⁽¹⁷⁾。

公正を期すべく、明側の実録記事をみてみよう。

朝鮮使臣兪泓請給皇朝新纂會典以終兪命、時泓以齋捧至、值會典初成、而先此朝鮮有昭雪国疑一事、許為改正、載在會典、故君臣懇求、以慰其父祖之靈也、詔許之、(『明神宗実録』卷一九五、萬曆一六年二月丙寅(一三日)条)

先に提示した『宣祖修正実録』は兪泓の帰国を二月条にかけるが、兪泓はこの年二月には北京に滞在中であった。冒頭に「朝鮮使臣兪泓、皇朝新纂の會典を給わり以て前命を終えんことを請う」とみえるごとく、朝鮮使節にとって宗系改正はかねてよりの「前命」であった。謝恩使兪泓はおりよく『萬曆会典』の完成直後に入京し、その頒賜を「懇求」して許されたという。『明実録』に兪泓が随行員とともに「叩頭して出血するに至り、涕泣して固く請う」(前掲『宣祖修正実録』)、あるいは「泣血して跪き、之を請う」(後掲『宣祖実録』)と記されていないが、礼部尚書の心を動かす「懇求」であったことは読み取れよう。翌日、北京では礼部尚書主宰の饗宴、つまり饒別の上馬宴が設けられた⁽¹⁸⁾。

謝恩使兪泓は帰国に先立って三月下旬に書状官尹暹を送り、外

交渉の結果を朝鮮政府に報告すると、数百年の無念を晴らした宣祖は「蝶域（＝朝鮮の異称）を環る数千里の場、始めて人類と為るを得、彝倫の叙まる攸に東韓は再造す」と喜んだ。外交文書の作成を掌る承文院にとつても萬曆帝の勅諭はもちろん、重修本『大明会典』はまさに「宝典」であった。宣祖はすぐさま謝恩使の人選に入り、正使は承文院都提調を兼任していた右議政柳堧、副使には崔滉が決定した。そしてこの年五月二日にはついに『萬曆会典』一冊と勅書が朝鮮に届いた。当日の『宣祖実録』には謝恩使兪泓一行の外交活動に加え、帰国後の彼らに対する恩賞が記録されている。

上出慕華館迎勅、以權停礼受賀、謝恩使兪泓超資、賜田三十結・奴婢并五口・家舍價正木三十同、書状官尹暹陞職、賜田二十結・奴婢并三口・家舍價正木二十同、通事吳淳・漢史学官李鵬祥加資、賜田十結・家舍價正木十同、命頒赦、時兪泓充謝恩使赴京、皇帝賜蟒龍衣故也、上以皇朝會典將成、命泓力請齋來、泓前進礼部、呈文陳乞、礼部以為未經御覽、難於先賜、泓率一行人、泣血跪請之、尚書沈鯉感其誠、即具題本、奏請順付、蒙天子準可、特賜本國付卷、又降勅書、泓齋出山海関、兵部主事馬維銘作詩賀之、（後略）（『宣祖実録』卷二二、二一年五月甲申〔二日〕条）

宣祖が慕華館にて萬曆帝の勅書を迎え、文武百官の賀礼を受けたところは、先の『宣祖修正実録』にもみたとおりである。宗系改正の勅書と『萬曆会典』一冊を朝鮮に將來した功績により、謝恩使兪泓と書状官尹暹には奴婢・土田および家舍価正木（家屋購入費としての綿布）が賜給され、通事吳淳と漢史学官李鵬祥も土

田と正木を賜った。とりわけ正使として外交交渉に臨んだ兪泓は従一品の崇祿大夫に特別昇進して判中樞府事（のち議政府左贊成）に任じられ、随行した長男の兪大述も官職の昇進という恩恵にあずかる。また、承文院の都提調をはじめ提調・副提調もそれぞれ馬匹を賜り、官職の除授はその娘婿と親族にまでおよんだ。こうした現象は後日、八〇〇名を越える光国原従功臣の録勲にも波及する。つづいて五月七日に宣祖は宗系改正を莫大の慶事として宗廟に報告し、社稷壇と永寧殿に官員を派遣して祭礼を執り行わせたうえ、百官に加資することも決定した。王朝儀礼の典範たる『国朝五礼儀』（成宗五年、一四七四）によれば、社稷祭撰事と永寧殿祭の献官は正一品であり、おそらく政府高官が国王の代理として派遣されたことであろう。五土五穀の神々をまつる社稷壇は朝鮮全土の象徴であり、宗廟に隣接する永寧殿には李成桂の四代祖である穆祖・翼祖・度祖・桓祖の霊が眠る。この日は宣祖の意向により功臣の録勲に関する論議も浮上したが、功臣の勲功記録は重大事ゆえ『萬曆会典』の頒布後にあらためて協議することとなった。

そして五月二〇日には右議政柳堧を筆頭に、副使崔滉・書状官黄佑漢の三使で構成される謝恩使の一行六〇名が明に派遣された。謝恩表を製述したのは史曹判書李山海である（後述）。その翌日には左議政鄭惟吉が二品以上の高官を率い、宣祖に尊号加上を要請したほどである。むしろ、宣祖は「予、親しく京師に赴きて帝の前に哀籲し、雪ぐを得て帰るや」とこれを固辞し、むしろ明政府の周旋と朝鮮使節の忠誠心を称えた。礼曹が提案した宗系改正を祝賀する別試は即位記念として実施する増広別試に準じ

て後日執り行うこととし、ひとまず宣祖は五月下旬に成均館文廟に親祭したのち、同じく成均館内にある明倫堂に出御して謁聖試を実施している。⁽¹⁸⁾ こうした一連の動きをみると、宣祖を頂点とする朝鮮政府の中樞は、わずか一冊とはいえ渦中の『萬曆会典』が朝鮮にもたらされたことにより宗系弁証問題はひとまず解決した、と判断したのであろう。宣祖はこの外交問題に関する前後の文書を収集して一書を作成し、後世に伝えようとした。⁽¹⁹⁾ 担当官庁は承文院であり、のちの『光国志慶録』の母体となる編集事業であったに相違ない。壬辰倭乱という戦禍がなければ、あるいは宣祖二二年当時の謄録類が伝存したであらうか。

しかし、「我が国莫大の慶」とはいえ、宣祖は『萬曆会典』一冊の頒賜には満足できなかった。「中朝、我が国を視るに内服（「帝居の域」と異なること無し」と宣祖にいわしめるほど朝鮮前期の朝中関係は緊密である。『萬曆会典』に中国の機密事項があるからといってこれを頒給しないのは、朝鮮を外夷とみなすからであって、心中穏やかではなかった。⁽²⁰⁾ そこで、宣祖二二年四月に工曹参判尹根寿を聖節使、書状官に尹洞を任じて明に派遣し、あわせて『萬曆会典』全帙の頒賜を要請することにした。⁽²¹⁾ 尹根寿はかつて宣祖六年に奏請副使として赴京した経験があり、今回の大役を担うことになったのであろう。

尹根寿の一行は本来、聖節使として北京に派遣されたため、萬曆帝の聖節を祝賀する各種儀礼に参席したことはいうまでもない。⁽²²⁾ また、朝鮮使節にとつてすでに国子監は定番の遊観コースとなっており、尹根寿もこの北京滞在中、重陽の節句に国子監に詣でて聖賢に拝謁している。⁽²³⁾ 『明実録』を徴すれば、萬曆一七年

(宣祖二二) 九月の記録に「朝鮮国王李昖に會典全書を頒給す。其の請に従うなり」ときわめて簡潔に記す。⁽²⁴⁾
一方、『宣祖修正実録』は聖節兼奏請使尹根寿による外交交渉の成果を以下のごとく総括する。

聖節使工曹参判尹根寿廻自京師、帝降勅、頒賜會典全部、初根壽之行、兼為奏請頒降下誣條所載會典全部、帝特命宣示秘史所載本国世系正本、並頒賜會典全編、宣勅于皇極門内、翰林学士將礼伝命、以重其事、勅書曰、朕惟、會典一書我祖宗旧章、国家成憲、藏之内府、副在有司、其在外藩未嘗輕示、以爾世修職貢、夙秉忠誠、備屏翰于東韓、襲威儀于上国、雪累世不明之系、既遂懇祈、慕昭代不刊之書、仍思快睹、朕視猶内服、嘉與同文、勅賜全編俾伝永久、茲付陪臣齎回本国、以慰爾倦倦陳情至意、爾奉茲函籍、式是章程、既全被于光榮、宜尊藏于秘密、尚念綏懷之寵、彌堅翊戴之忱（根壽在京師、為使事呈文、礼部尚書于慎行奇其文歎曰、藩邦有人矣）、宗系辨誣事經累朝祈請、今始准改得正、降示秘史會典、歷代待東藩、所未有之寵章也、（後略）（『宣祖修正実録』卷二三、二二年一〇月条）

萬曆帝は尹根寿の奏請に依えて秘史に相当する「本国世系の正本」を特別に提示し、『萬曆会典』全編の頒賜を許可した。萬曆帝の勅書は紫禁城の皇極門内にて宣布され、翰林学士が礼節をもつて伝達することになる。その勅書の冒頭には「朕惟うに、會典一書は我が祖宗の旧章にして国家の成憲なるに、之を内府に藏し、副は有司に在り。其れ外藩に在りては未だ嘗て軽がるしく示さず」とあるから、萬曆帝にとつて外藩の朝鮮に対する『萬曆会

典』の頒賜は異例の計らいであった。勅書に「朕、視ること猶お内服のごとし」というのは、外藩の朝鮮国に対する最大の賛辞であろう。萬曆帝の勅書は「既に全く光榮を被るに、宜しく尊びて秘密に蔵すべし。尚お綏懷の寵を念い、彌いよ翊戴の忱を堅くせよ」とむすばれており、明帝と朝鮮国王の君臣關係を再確認するかのごとき表現である。宗系弁誣問題をめぐる最終段階の外交交渉ともいえるべき『萬曆会典』全帙頒賜の要請は、尹根寿の交渉と朝鮮国王の忠誠心によりさしたる障害もなく了承されたとみてよからう。北京滞在中に尹根寿が呈文を提出したところ、礼部尚書于慎行は「藩邦にも人有り」と感嘆したという。おそらく五年前の奏請使黄廷彧と同様、尹根寿も国王名義の奏請文とは別途に礼部宛ての呈文を準備していたのであろう。

聖節使尹根寿の一行はこの年宣祖二十二年一月下旬に任務を終えて帰国した。『明実録』と同様、『宣祖実録』もその結末を簡潔に記録する。

聖節使尹根壽齋大明會典全書及皇勅以來、上祇迎于弘化門外、御明政殿受賀、赦雜犯・死罪以下、尹根壽超資、前後奉使人有功者磨練錄勲事、伝教、以黄廷彧・兪泓・尹根壽為首功、〔宣祖実録〕卷二三、二十二年一月丙寅〔二十一日〕条

宣祖は昌慶宮正門の弘化門外にて『萬曆会典』全帙と萬曆帝の勅書をうやうやしく迎え入れ、正殿の明政殿では百官の賀礼を受けたのち、恩赦令を下した。正使の尹根寿は今回の功績により資憲大夫（正二品）に特別昇進して刑曹判書に任じられ、田宅と蔵獲（奴婢）を賜っている。書状官の尹洞も礼曹正郎（正五品）から司贍寺僉正（従四品）に昇任した。実録記事の末尾には「黄廷

彧・兪泓・尹根壽を以て首功と為す」とみえるのとおり、この時点ですでに光國一等功臣の人選は決定していたと考えられる。むろん、宣祖は大臣を派遣してこの慶事を宗廟に報告し、『萬曆会典』全帙を神位の前にならべて朝鮮歴代国王を慰霊することとなる。宗系改正の告廟は宣祖六年九月（李後白の帰国）、同一七年八月（黄廷彧の帰国）、同二十一年五月（兪泓の帰国）につづいて四度目であるが、なにより今回は特別に『萬曆会典』全帙が下賜され、奏請文にも「諸を祖廟に蔵す」との言辞を盛り込んでいたからである。告廟の献官を務めたのは、忠勳府有司堂上の経歴を有する鄭崑寿ではないかと考えられる。その後、宗系改正を祝う増広別試の実施により、進士柳夢寅以下三四名が文科に合格した。朝議では宗系改正を朝鮮王朝の開國に等しい慶事と判断していたことは、すでに指摘されておりである。そして一二月下旬には『萬曆会典』全帙の頒賜に感謝すべく、議政府左參贊（正二品）・兵曹判書を歴任した鄭琢が「假銜」として右議政を授かり、同知中枢府事権克智とともに北京に向けて出発したのである。

以上検討してきたように、朝中間の最大の外交問題であった宗系弁誣問題は発端よりおよそ二〇〇年の歳月を費やし、宣祖二十二年に重修本の『萬曆会典』全帙が朝鮮に頒賜されたことにより解決をみた。改正された『萬曆会典』内の条文は以下のとおりである（ただし、末尾の附録は【表1】の3、参照）。

①祖訓、朝鮮国即高麗、其李仁人及子李成桂今名且者、自洪武六年至洪武二十八年、首尾凡弑王氏四王、姑待之、②按高麗併有扶餘・新羅・百濟、其国分八道、洪武二年、国王王顛遣使、奉表賀即位、請封貢方物、詔封為高麗国王、賜龜紐金

印・誥命、五年、以高麗貢使煩數、諭令三歲或歲一來、二十五年、李成桂代王氏、請更其国号、詔更号朝鮮、③永樂初、賜印・誥、自後每歲聖節・正旦〔嘉靖十年、外夷朝正旦者俱改冬至〕・皇太子千秋節、皆遣使奉表朝賀、貢方物、其餘慶慰・謝恩無常期、若朝廷有大事、則遣使頒詔於其国、国王請封、亦遣使行禮、其歲時朝貢、視諸国最為恭慎、④嘉靖二十六年、特許其使臣同書狀官及從人二三名、於郊壇及国子監游觀、礼部劄委通事一員伴行、撥館夫防護、以示優異云、貢道由鴨綠江歷遼陽・廣寧、入山海關達京師、又中国漂流人口至本国者、量給衣糧送回、⑤先是、永樂元年、其国王具奏世系不係李人人之後、以辨明祖訓所載弒逆事、詔許改正、正徳・嘉靖中、屢以為請、皆賜勅獎諭焉、萬曆三年、使臣復申前請、詔付史館編輯、今録于後、(後略)〔萬曆大明會典〕卷一〇五、礼部六三、朝貢一、東南夷上、朝鮮国条)

冒頭にはまず、『皇明祖訓』から引用された条文が一字一句たりとも修正されないまま、再度引用される(史料①)。ただ、この措置は「東南夷」の朝鮮にかぎったことではなく、琉球・日本も同様である。「按ずるに」以降が嘉靖年間より萬曆年間にかけて編集された「事例」に相当し、洪武二年(恭愍王一八、一三六九)に高麗国王恭愍王が明の皇帝を中心とするいわゆる「冊封体制」に参入し、太祖李成桂が朝鮮を建国して王朝交替が成し遂げられたことを記す(史料②)。その後、洪武帝の皇太孫である建文帝(在位一三九八〜一四〇二年)が太宗(在位一四〇〇〜一三八〇)を朝鮮国王に冊封したが、その史実は明代の公式記録から抹消され、「靖難の変」により玉座に即いた永樂帝があらためて金

印と誥命を下賜した。以後、朝鮮国王は一年三頁の貢期で明中心の朝貢貿易システムに正式に参入する(史料③)。嘉靖一〇年(中宗二六)に正朝使を廢止し、かわって冬至使が新設されたところは従来、看過されてきたところである。〔其の歲時の朝貢、諸国と視ぶるに最も恭慎為り〕と伝えるように、朝鮮は東アジア世界においてはもつとも恭順な朝貢国であった。つづいて朝鮮使節には園丘壇と国子監の遊覧を許可するという優遇措置と、国境の鴨綠江より遼東都司驛路を経由して北京にいたるまでの「貢道」つまり入貢ルートが略述する(史料④)。

朝中間で問題となった宗系改正の事情を述べたのが、「是より先、永樂元年」以下の部分である(史料⑤)。すなわち、永樂元年(太宗三、一四〇三)に聖節使趙温が「祖訓條章内に云えらく、臣(芳遠)の宗系は是れ李仁仁の後なり」と復命報告するや、太宗は李彬を派遣して永樂帝に上奏し、太祖李成桂が李仁仁の嗣子ではないこと、また『皇明祖訓』にいう高麗王氏の殺害にも関与していないことを弁明した。永樂帝は勅書を下して李成桂の宗系改正を許可したが、『正徳會典』の朝鮮伝来によりこの問題が再燃すると、朝鮮政府は正徳・嘉靖年間にはしばしば使節を派遣して宗系改正を要請することになる。明政府もそのたびに降勅して朝鮮国王に諭してきたが、萬曆三年(宣祖八、一五七五)に再び朝鮮の使臣(具体的には洪聖民を指す)が奏請するにおよび、明政府は李成桂の宗系を編集して史館に送付したという。すでに『嘉靖會典』事例には「嘉靖八年、使者(柳溥)言えらく、其の国王、李仁任の後に係らず。詔して上る所の宗系を以て史館に開送せしむ」とあったが、『萬曆會典』では削除され、萬

曆三年の奏請として強調されることになった。

最後に附録として添付された李成桂の宗系と高麗最末期の政局〔表1〕の3、参照）も、おそらく中宗二四年の柳溥による呈文を基礎に、桓祖名の採録要求（明宗一八年、奏請使金澍）、『明世宗実録』への採録許可（宣祖六年、奏請使李俊白）、そして「祖名二字」の誤記修正要求（宣祖一三年、聖節使李増）を踏まえたうえで編集されたに相違ない。ここには始祖の李翰より説き起し、その六代孫である兢休、そして安社（穆祖）―行里（翼祖）―椿（度祖）―子春（桓祖）とつづく李成桂の四代祖を列挙する。『明世宗実録』に李行里と李椿に関する記録はないから、史館では簡潔にこの点を補ったことになる。むろん、これに対して李仁任を京山（慶尚道星州の古地名）府吏李長庚の末裔と明記しており、李成桂が李仁任の嗣子ではないことが証明される。一方、王氏の殺害に関しては李成桂の宗系の後半部に、高麗末期より朝鮮王朝の開創にいたる顛末のなかに記される。まず、「恭愍王、嬖臣洪倫等の弑する所と為る」とみえ、李成桂は恭愍王の殺害事件には関与していない。禍王と昌王は定妃（恭愍王妃安氏）の教書により誅殺され、その際に李仁任も政界から追放されたと記しており、李成桂は禍王と昌王の死に関わっていないこととなる。定昌君瑤（恭讓王）の場合は「瑤を別邸に瞻まはいて其の身を終わしむ」とあり、天寿を全うしたかのごとき叙述形態をとる。⁽¹⁰⁾『皇明祖訓』にいう「李仁仁及び子李成桂」が「首尾凡そ王氏四王を弑す」との叙述は、これで十分に否定できよう。後日、『萬曆会典』のこの条文は『礼部志稿』に再録されることになる。⁽¹¹⁾

李成桂の系譜を明記し、また王氏四王の殺害に関与なしとする

『萬曆会典』が萬曆帝から宣祖に頒賜されたことにより、宣祖はこれを宗系弁誣問題の最終的解決とみなした。実際にその後、宣祖がこの附録の記述を不服として明に奏請使を派遣したことはない。そのうえ、この朝中間の一大外交交渉が決着したことを称え、宣祖とその王妃である懿仁王后朴氏に対する尊号加上の儀礼が厳かに行われた。尊号加上进行を願う三公と百官に対して当初、宣祖はこれを固辞したが、宣祖二三年二月に宣祖と王妃の尊号が決定する。⁽¹²⁾そしてこの年四月に領議政李山海が文武百官を率いるなか、宣祖に「正倫立極盛徳洪烈」、王妃には「草聖」との尊号が加上され、仁政殿に出御した宣祖は群臣の賀礼を受けた。⁽¹³⁾ 一方で同年八月に宣祖が光国功臣を録勲し、一〇月には増広別試が実施されることからも、宣祖は『萬曆会典』の改訂内容に安堵したと考えてよからう。のち光海君八年（一六一六）八月に廟号の宣宗を「宣祖」に上号した背景に宣祖・光海君の至誠事大の宣揚があり、宣祖代における宗系弁誣問題の解決を再評価する意味も含まれていたことはすでに指摘されているところである。⁽¹⁴⁾ そこで最後に、次節では光国功臣の録勲について検討することにした。

三 光国功臣の録勲

『大明会典』全帙の頒賜から一〇ヶ月後の宣祖二三年（一五九〇）八月、宗系弁誣問題の解決に功績のあった官僚一九名が光国功臣として録勲された。前年暮れの実録記事には「命じて光国勲臣を録せしむ」とあり、功臣の選定には約八ヶ月の時間を要した

ものと思われる。

靖難功臣（二四五三年、世宗の寵臣を排除した首陽大君〔世祖〕によるクーデタの功労者）以後、正功臣には国王より教書が下され、原從功臣に対しては録券が忠勲府（功臣都監）から発給されるが、光国功臣の録勲にいたる具体的な記録は『宣祖実録』には残されていない。『栢谷先生集』年譜によれば、宣祖二二二年一〇月に忠勲府有司堂上（忠勲府の責任者）鄭崑寿は『功臣膳録』の修撰を命じられ、翌年正月にこれを進上したという。おそらく鄭崑寿が中心となって光国功臣の勲籍が記録されたであろうが、その『功臣膳録』は現存しない。また『攷事撮要』には「萬曆十八年庚寅八月日、録尹根壽等前後奏請十九人」とあるにすぎず、情報不足は否めない。そこで、まずは光国功臣の録勲を記録した『宣祖修正実録』をみてみよう。

領光国・平難兩勲臣券、祭告・會盟如儀、賜賚有差、大赦国内、百官陳賀、賜宴闕庭、光国為辨宗系誣也、

一等、輸忠貢誠翼謨修紀光国功臣、尹根壽〔官至貳相、海平府院君〕、黄廷彧〔礼曹判書、長溪府院君〕、兪泓〔右議政、杞溪府院君〕等三人、

二等、輸忠貢誠翼謨光国功臣、洪聖民〔吏曹判書、益城君〕、李後白〔吏曹判書、追封延陽君〕、尹斗壽〔領議政、海原府院君〕、韓應寅〔左議政、清平府院君〕、尹暹〔校理、追封龍城君〕、尹洞〔工曹判書、茂陵府院君〕、洪純彦〔唐陵君、訳官〕等七員、

三等、輸忠貢誠光国功臣、奇大升〔大司諫、追封徳原君〕、金澗〔追封花山君〕、李陽元〔右議政、漢山府院君〕、黄琳

〔戸曹判書、義城君〕、尹卓然〔巡察使、漆溪君〕、鄭澈〔左議政、寅城府院君〕、李山海〔領議政、鵝城府院君〕、柳成龍〔領議政、豊原府院君〕、崔滉〔貳相、海城君〕等九員、凡十九人、以前後奉使得請及獻議・製奏功効表著人也、（後略）
〔宣祖修正実録』卷二四、二三年八月条。史料は適宜、改行した）

宣祖二三年八月に光国一等功臣三名、二等功臣七名、三等功臣九名の計一九名に教書が下され、宣祖は告由祭と功臣会盟祭を執り行った。おそらく、景福宮北門の神武門外にある北郊に会盟壇が築かれ、光国功臣が宣祖への忠誠と功臣間の結束を天地神明に誓ったことであろう。そしてまた、宣祖は朝鮮最高の礼服である冕旒冠に黄龍袍（冕服という）の出で立ちでこの国家儀礼に臨んだに相違ない。現存する『光国功臣会盟録』（宣祖二三年）によれば、光国功臣会盟祭が実施されたのは八月一六日である。ついで朝鮮全土には恩赦令が下され、文武百官は賀礼を執り行い、闕庭では宗系改正を祝う宴が華やかに催された。光国功臣録勲の対象となったのは、遣明使節として宗系改正を奏請、あるいは朝鮮国王に意見を上申、もしくは奏請文を製述して功績があった者のいずれかである。この点は李廷毓『四留齋集』に次のごとき日記を残している。

（前略）先是甲申年間（宣祖一七年）、朝廷遣奏請使黄廷彧・書状官韓應寅于京師、請改宗系、得請而還、繼遣兪泓・尹暹等、請頒新撰會典、只得外国附一卷而來、其後又遣尹根壽・尹洞等、得全書而來、至是録勲、名曰光国功臣、尹根壽・黄廷彧・兪泓為一等、前後奏請使・書状及奏文撰定之

員、皆與焉、録討逆之功、名曰平難功臣、(中略)賞賜蔵獲・土田・銀兩・馬匹不可勝算、中外有実官奴婢公賤皆入于功臣家、朝占夕改、縦恣無忌、各司・列邑莫可支保矣、余以受賀時入侍、亦參光国原従之録、(『四留齋集』卷八、行年日記上、庚寅条)

ここには宣祖一七年に黄廷彧が萬曆帝の勅書を得て帰国し、これが宗系弁証問題解決への一大転機となって兪泓が『萬曆會典』一冊を獲得、ついで尹根寿が同書の全帙を朝鮮にもたらすまでを要領よく書き留めている。光国一等功臣はまさにこの三名であり、「前後の奏請使・書状及び奏文撰定の員、皆な焉に與る」とその選定理由も明記する。その一方で、光国功臣と平難功臣(宣祖二二年、東人の鄭汝立の謀反事件〔己丑獄事という〕を平定)が同時に録勲されたため、功臣に対する賞賜が過度におよんだことも記録する。東萊府使(従三品)としての任務を終え、司直(五衛の正五品武官職)を授かつてこの年二月に上京していた李廷範自身が「余も受賀の時入侍するを以て、亦た光国原従の録に参る」と記すように、原従功臣も含め当時の功臣録勲にやや批判的な儒者官僚がいたことも事実である。

とはいえ、一八世紀末に第二二代朝鮮国王正祖は「国朝二十二功臣あり、開国功臣の次は即ち光国功臣なり」とみずから語ったように、朝鮮政治史における光国功臣の重要性はいうまでもなからう。そこで、本節ではこの光国功臣一九名の選定理由について検討し、また各等級の構成に關しても若干の考察をこころみることにしたい。

1、一等輪忠貞誠翼謨修紀光国功臣

一等功臣は尹根寿・黄廷彧・兪泓の三名であり、いずれも『萬曆會典』の頒賜に功績があつた儒者官僚である。

まず、一等功臣の筆頭にあがる尹根寿は宣祖二二年(一五八九)に聖節兼奏請使として赴京し、『萬曆會典』全帙と萬曆帝の勅書を朝鮮にもたらした。のみならず、宣祖六年には奏請副使として李後白(二等功臣)に同行し、宗系改正の勅書を獲得した経歴もある。この功績により尹根寿は一等功臣に録勲され、海平府院君に封ぜられた。高敬命『霽峯遺集』は「勲府の旧典を按ずるに海平の新封を疏け、故に卿を策して光国一等功臣と為す」との教書を収録しており、宣祖は「卿、乃ち命を受けて家を忘れ、袂を奮いて道を上り、象訳の舌(＝訳官による通訳を指す)を借りずに備に冤屈の情を達す」と尹根寿の言語能力を称え、「宝典之を秘府に閣くに、皇上優しく下邦に賜う」ことになったことを喜んだ。ただし、この教書には尹根寿以下の功臣名簿と下賜品の目録に關しては記録を欠く。

次に、黄廷彧は宣祖一七年に奏請使として派遣され、秘蔵となつていた『萬曆會典』の改正箇所を確認したうえ萬曆帝の勅書を得て帰国する。これにより彼は一等功臣として長溪府院君に進封された。遺稿集の『芝川集』によれば、黄廷彧には既馬・銀幣・土田・奴婢が下賜され、中宗元年(一五〇六)に録勲された靖国功臣(中宗反正の功労者)の前例にならない、闕庭のみならず太平館においても饗宴にあずかつたという。

最後の兪泓は宣祖二〇年に謝恩使として赴京した。明ではこの年に『萬曆會典』が完成し、頒布のあかつきには朝鮮に使節を派

遣してこれを送る、との萬曆帝の勅書を陳謝使裴三益が得ていたからである。北京における兪泓の外交交渉はここで繰り返すまでもなからう。翌年、兪泓は『萬曆会典』一冊と勅書を朝鮮にもたらした。功臣の録勲が朝議にのぼったのは兪泓の帰国後であり、一等功臣の彼は杞城府院君に封ぜられた。

以上の一等功臣三名は、宣祖二十一年一月の時点で王命により「黃廷彧・兪泓・尹根壽を以て首功と為す」ことが決定していた。彼ら三名は当時、『萬曆会典』頒賜の際に相前後して宗系改正を明政府に要請した遣明使節の正使であった。また、この三名の正使の帰国後にはいずれの場合も宗廟への報告と宗系改正別試が実施されており、宣祖が当初よりこの三件の使節を高く評価していたものと考えられる。この三使節に書状官として同行した三名（順に尹洞・韓應寅・尹暹）がみな二等功臣に録勲されたのも、宣祖の評価を反映した結果であろう。

2、二等輸忠翼謨修紀光国功臣

二等功臣は洪聖民以下、李後白・尹斗寿・韓應寅・尹暹・尹洞そして洪純彦の七名である。

まず、洪聖民は宣祖八年に謝恩兼奏請使として赴京すると、礼部は『明実録』に宗系改正の事情を採録すると許可した。しかし、洪聖民は宗系改正を約束する萬曆帝の勅書を獲得するにはいならず、まして『萬曆会典』を朝鮮に持ち帰ったわけでもない。にもかかわらず二等功臣の筆頭に洪聖民の名があがるのは、次に引く彼の卒伝から明らかとなる。

益城君洪聖民卒、(中略)宗係之改也、聖民実奉使、始得皇

旨許改、礼部欲順付勅書告諭本国、而聖民辞以會典未頒、請俟後日、還国亦不自言及、兪泓所捧勅中、言曾已許洪聖民所奏、然後国人始知之、上欲以聖民為元勲、聖民力辞居次、(後略)〔宣祖修正実録〕卷二八、二七年七月条、洪聖民卒伝)

洪聖民の卒伝によれば、宣祖二十二年に謝恩使兪泓が朝鮮にもたらした萬曆帝の勅書のなかに「曾て已に洪聖民の奏する所を許す」とあり、「然る後ち、国人始めて之を知る」ことになった。宣祖八年の赴京にあたり、王命により奏請文を製述したのも洪聖民であったと考えられる⁽⁸⁾。それゆえ宣祖は洪聖民を元勲としてその功績を称えようと考えていたが、当の洪聖民がこれを固辞した⁽⁹⁾。洪聖民は宣祖一三年に兵曹参議(正三品)の職にあった際に史文製述の庭試で主席となって嘉善大夫に昇進したところ、史文製述を「微事」と卑下する司憲府が王命の撤回を要求した経緯がある⁽¹⁰⁾。宣祖は司憲府のこの諫言を却下したが、こうした政府内の視線も洪聖民の元勲辞退になんらかの影響を与えたものと思われる。宣祖はやむなく洪聖民を二等功臣に録勲のうえ益城君に封ずることで決着したが、兪泓が獲得した『萬曆会典』には「萬曆三年、使臣復た前の請を申ぶるに、詔して史館に付し編輯せしむ。今、後に録す」として李成桂の宗系を掲載する。ここにいう「萬曆三年」つまり宣祖八年の「使臣」がとりもなおさず洪聖民である。宣祖は当初より洪聖民を元勲とみなしており、二等功臣洪聖民による外交交渉の成果は一等功臣に匹敵するものであったと評価すべきであろう。なお、『光国功臣会盟録』は洪聖民を「輸忠翼謨修紀光国功臣」とすることから、本節の冒頭に掲げた「宣祖

修正実録』が二等功臣の称号を「輪忠貢誠光国功臣」と記録するのは誤刻であろう。⁽¹⁸⁾

次の李後白は宣祖六年に赴京した奏請使であり、『明実録』に宗系改正の事情を採録するとの萬曆帝の勅書を得て帰国した。李後白は宣祖一一年に死去するが、その功績により二等功臣に録勲、延陽君に追封される。尹斗寿の場合、すでに検討済みの謝恩兼奏請使洪聖民が帰国したのち、宣祖一〇年にその謝恩使として明に派遣された。その結果、宗系・悪名の件は聖旨により史館に送付済みであって、再度奏請する必要はないとの礼部の回答を得ている。海原府院君に封ぜられた尹斗寿は一等功臣尹根寿の実兄であり、当時の政治権力が功臣の選定に作用したとの推測も可能であろう。

以下、韓應寅（清平府院君）・尹暹（龍城君に追封）・尹洞（茂城府院君）の三名は、いずれも一等功臣に録勲された黄廷彧・俞泓・尹根寿が赴京した際に書状官として同行した経歴を有する。とりわけ宣祖二〇年に謝恩使俞泓とともに北京に赴いた尹暹について、礼部尚書沈鯉はその呈文の出来栄えを賞嘆したといひ、書状官としての役割を十分に果たしたといえよう。尹洞の名は『明宗実録』の末尾に、壬辰倭乱後の実録重刊事業に参画した人物のひとつとして「輪忠翼謨修紀光国功臣崇政大夫判中枢府事兼知春秋館事茂城君〔臣〕尹洞」とみえ、『宣祖修正実録』が光国二等功臣の称号を「輪忠貢誠翼謨光国功臣」と記録したのはやはり誤刻と考えてよい。

二等功臣の最後にあがる洪純彦は、宣祖一七年に奏請使黄廷彧（二等功臣）・書状官韓應寅（二等功臣）とともに上通事として赴

京した。洪純彦が光国功臣に選定された事情として、朴成柱氏は「朝廷の会議で明側の賄賂贈与に反対し、宣祖五年に奏請文を漢語に翻訳」したことも加える。⁽¹⁹⁾しかし、明政府の官僚に対する「人情」の贈与は中宗二〇年代より恒常化していたから、前者にいう賄賂贈与の反対意見は選定事情とはならず、後者の奏請文翻訳は北京における洪純彦の外交活動を過小評価するものである。洪純彦の生没年は未詳ながら、本節の冒頭に引用した『宣祖修正実録』に「訳官」とあり、司訳院の官員（ただし実職ではなく、使行の際にのみ勤務する遞見職）であったことは疑うべくもない。また、肅宗三四年（一七〇八）に司訳院で教育を担当する堂上訳官金指南・金慶門父子らが撰述した『通文館志』は司訳院に関する諸般の事例、対外関係の諸記録のほか、人物編には特筆すべき原任訳官の功績を抄録しており、洪純彦による実務外交の一端を記録する。⁽²⁰⁾周知のとおり、礼曹管轄下の司訳院は対外交渉の実務を担当するとともに、関係諸国の言語に精通した訳官の養成機関を併有していた。⁽²¹⁾訳官の職務は各種使節に同行して応対周旋することにあり、当然ながら宗系弁誣奏請使の派遣の際にも訳官が同行する。上通事の任務は外交交渉を進めるうえで重要であった、儀礼の場面では書状官と同列に参席し、帰国後も書状官とは同等の賞賜にあずかった。⁽²²⁾したがって、宣祖一七年に奏請使黄廷彧の一行が『萬曆会典』の改正箇所を確認のうえ萬曆帝の勅書を獲得できたのは、正使黄廷彧と書状官韓應寅はもちろん、上通事を務めた洪純彦の周旋によるところも大きかった。のみならず、洪純彦は宣祖七年に派遣された聖節使朴希立一行にも通事として同行しており、みずからの情報網を駆使して『明実録』と

『大明会典』の編纂状況を把握していた。その結果、翌宣祖八年の謝恩使洪聖民による外交交渉がスムーズに進んだのである。中宗代以降の訳官の資質低下と文臣による訳官賤視の風潮はよく知られているが、洪純彦は「卑官」ながら二等功臣として高い評価を得た。太祖元年の開国功臣より英祖四年（一七二八）の揚武功臣（奮武功臣。李麟佐の乱を平定した功労者）までの功臣名簿を収録した忠勳府編『国朝功臣録』によれば、洪純彦には「庶孽、通事、資憲、世襲嫡長孫」と註記し、庶孽出身にしてその位階は正二品の資憲大夫にのぼっている。

以上のように、二等功臣は宗系改正の事情を『明実録』に採録するとの萬曆帝の勅書を獲得した正使（洪聖民・李後白）と、これに対する謝恩のために赴京した正使（尹斗寿）の三名、そして一等功臣に同行した書状官（韓應寅・尹暹・尹洞）と訳官（洪純彦）の四名、という二種の構成であったことが判明する。ただし二等功臣尹斗寿（のちに領議政）の録勳にあたっては、実弟である一等功臣尹根寿の録勳がその政治的背景としてあったことも想定できよう。

なお、二等功臣で問題となるのは現存する三等功臣柳成龍の教書に李彬の名が記されていることである。宗系を弁明する奏本を携えて赴京した李彬が、太宗四年に礼部の咨文をもたらし、永樂帝の聖旨が朝鮮に伝達されたことはいままでもない。ところがその後、李彬は太宗による外戚閔氏勢力の肅清過程で太宗一〇年に誅殺された。そのうえ、功臣録勳から二年後に壬辰倭乱が勃発して関係書類が焼失したこともあり、李彬の名は『宣祖修正実録』をはじめ『攷事撮要』『国朝功臣録』など王朝政府の公式記録か

ら姿を消したものと考えられる。

3、三等輸忠翼謨光国功臣

三等功臣は奇大升・金澗・李陽元・黄琳・尹卓然・鄭澈・李山海・柳成龍そして崔混の九名である。

まず、三等功臣の筆頭にあがる奇大升は宣祖五年に宗系弁誣奏請副使に任命された。当該期録は『宣祖実録』ではなく、『宣祖修正実録』に断片的な記録が残る。

復以奇大升為大司成、時以改宗系奏請、極選使臣、以大升為副使、大升以此入朝、道拜大司諫、既至京辭遞、（後略）
（『宣祖修正実録』卷六、五年三月条）

当時、朝鮮政府は宗系弁誣奏請使の選定を慎重に進め、その結果、成均館大司成奇大升を副使として派遣することに決定した。史料の制約により正使に任じられた人物は定かでない。朝鮮朝廷に出仕した奇大升は大司諫を拝命したが、やがて漢城にてこの職を辞したという。『宣祖実録』の修正版であるため、ややわかりづらい記録形態となっているが、『高峯先生文集』年譜によると奇大升は宣祖五年二月に大司成を拝命し、同月二十七日に「赴命〔時に先生、奏請使に充てらる。故に發行す〕」、まもなく「是の月、大司諫を拝す」るも、五月に「病を以て大司諫を遞かわる」とある。つまり、『宣祖修正実録』は宣祖五年二月より五月までの奇大升の行動を一括して記録したものである。では、奇大升は奏請副使としていかなる成果をあげたのであろうか。事實は、奇大升が奏請副使として宗系改正の外交交渉にあたることはなかった。奇大升が朝廷に召された二月下旬以降、大司諫を辞職する五

月以前の『明実録』に、朝鮮使節の入明記録は存在しない。五月には謝恩使として派遣された礼曹参判朴民猷の一行三八人の入明記録が『明実録』にみえるものの、このとき奇大升は昌徳宮宣政殿で開かれた朝講にて文昭殿（景福宮内に太祖と神懿王后、太宗の位牌を奉安した殿閣）の制度改革をめぐる発言をしており、奇大升が朴民猷とともに北京に赴いたとは考えられない⁽¹⁹⁾。したがって、宗系弁誣奏請使の派遣は中止に追い込まれたと判断してよからう。その後、七月になって隆慶帝の訃報が朝鮮に入り、まもなく奇大升もこの年一月に病死した⁽²⁰⁾。そこで次に、奇大升の卒伝をみてみよう。

前司諫院大司諫奇大升卒、大升復除大司諫、辞遞、會皇帝崩、停遣奏請、大升遂決意南帰、路得臂腫、行至古阜姻友家、遂不起、上聞其病重、遣医齋藥馳救、下旨慰諭、未及而卒、(中略)学者称高峯先生、有文集行于世、其後録光国勲贈史曹判書、以嘗参辨誣議、撰出奏文故也、(後略) (『宣祖修正実録』卷六、五年一〇月条、奇大升卒伝)

ここには「會たま皇帝崩り、奏請を遣わすを停む」とみえ、隆慶帝の死去により奏請使の派遣が中止となったことを明記する。奇大升が宗系改正をめぐる外交交渉の経歴がないにもかかわらず光国功臣に録勲された理由も、この卒伝から明らかとなる。奇大升はかつて宗系弁誣問題をめぐる論議に加わり、そのうえ奏請文を製述していたことが評価されたのである。奇大升が奏請文を製述したのは、奏請副使に任じられた宣祖五年であろう。実際に遺稿集には「朝鮮国王臣姓諱謹奏、為乞恩辨誣事」の書き出しに始まる「辨誣奏」を収録する⁽²¹⁾。これにより奇大升は史曹判書を追贈

され、徳原君に追封となる。『光国功臣会盟録』は奇大升を「贈輸忠翼謨光国功臣」とすることから、『宣祖修正実録』が三等功臣の称号を「輸忠貞誠光国功臣」と記すのも誤りであろう。なにより、現存する三等功臣柳成龍の教書の冒頭には「教輸忠翼謨光国功臣大臣輔国崇祿大夫議政府右議政兼領經筵事豊原府院君柳成龍」と記されている⁽²²⁾。

次に、金澍と李陽元は明宗一八年（一五六三）五月に派遣された奏請兼進賀使とその書状官であり、『大明会典』に桓祖李子春の名を載録するとの嘉靖帝の勅書を得て帰国した。明宗はこの慶事を宗廟に報告し、翌年には宗系改正別試が実施された。そのうへ明宗は彼らに褒賞として奴婢と土田を下賜していたから、金澍一行の功績は先代の明宗代より評価されていたと判断してよからう。とりわけ、北京の玉河館にて客死した金澍の外交交渉は注目値する。金澍の卒伝には次のごとくみえる。

同知中枢府事金澍卒、澍字應霖、安東人、(中略)至是以宗系辨誣事、充奏請使如京師、申礼部獲受帝旨、因卒于玉河館、上以有奏請功、特贈礼曹判書、或云之、澍奏請乃白金厚賂礼部、雖得聖旨、宗系之誣実未改撰也、(後略) (『明宗実録』卷二九、一八年九月壬寅〔二七日〕条、金澍卒伝)

明宗は宗系改正の勅書を獲得した金澍に対し、特別に礼曹判書を追贈した。同時に金澍の外交交渉については、「澍奏請するに、乃ち白金を以て厚く礼部に賂う。聖旨を得ると雖も、宗系の誣は實に未だ改撰せざるなり」との否定的な評価も併記する。嘉靖年間には賄賂政治が横行しており、これを察知した金澍が礼部に白金を贈ったのであろうか。しかし、朝鮮政府が遣明使節に対して

『嘉靖会典』の購入資金と明政府の官吏に手渡す「人情」を公的に給付していたことは、すでに中宗二八年（一五三三）の時点で確認できる。宗系弁証問題をめぐる朝中間の「賄賂外交」はなにも明宗年間に始まったわけではない。明宗一八年の時点ではまだ『嘉靖会典』が内外に頒布されないままであったことも事実ではあるが、その後朝鮮に頒賜される『萬曆会典』は桓祖李子春の名を明記する。それゆえ、金澍がいわば「賄賂外交」によって成果を収めたにしろ、宣祖が彼の功績を認めたことは疑いない。北京で客死した金澍は三等功臣に録勲され、花山君に追封された。

奏請使金澍の不慮の死にともない、正使にかわって嘉靖帝の勅書を朝鮮にもたらしたのが書状官の李陽元である。李陽元は宣祖六年一〇月に宗系改正の謝恩使として赴京した経歴もあり、よって三等功臣に録勲、漢山府院君に封じられた。

つづいて黄琳は宣祖一〇年九月に奏請使として、尹卓然はその四年前の宣祖六年二月に奏請使書状官として明政府と外交交渉にあたっている。奏請使黄琳は萬曆帝の勅書を獲得するにはいたっていないが、『萬曆会典』完成後に頒賜するとの礼部の回答を朝鮮にもたらした。尹卓然はすでに検討済みの奏請使李後白（二等功臣）に書状官として同行し、萬曆帝の勅書を得て帰国する。こうした功績により黄琳は義昌君に、尹卓然は漆溪君にそれぞれ封ぜられた。しかし、黄琳は光国功臣録勲からわずか一年後の宣祖二四年九月に死去し、宣祖は冢宰の死を悼んだという。尹卓然は壬辰倭乱の際に宣祖の長男臨海君を奉じて咸鏡道に避難し、咸鏡道觀察使（都巡察使）を拜命したが、宣祖二七年五月に病死した。

次に、鄭澈（寅城府院君）・李山海（鵝城府院君）そして柳成龍（豊原府院君）の三名について検討を加えてみよう。このうち柳成龍について朴成柱氏は「宣祖二年の聖節使（李後白）の書状官（韓国典故）。しかし、実録では宣祖六年の奏請使李後白の書状官は尹卓然である」といい、それ以上、選定の理由を明確に提示していない。宣祖二年一〇月に礼曹参判を授かった李後白が聖節使として北京に赴き、司憲府監察（正六品）を兼ねた柳成龍がその書状官として同行したことは疑いないが、宗系改正をめぐる外交交渉にあたった形跡はみあたらない。しかし、柳成龍は三等功臣の筆頭である奇大升と同じく宗系改正を要請する奏請文を製述したことがあり、その功績が功臣の選定理由と考えてよい。前節の冒頭で取りあげたように、『西厓先生文集』は「乞頒示會典奏文（辛巳）」を収録する。割註の「辛巳」が正しければ宣祖一四年辛巳（萬曆九年）に柳成龍がいったん製述した可能性もあるが、その文面から判断すればおそらく三年後の宣祖一七年に派遣された奏請使黄廷彧の一行に持たせた奏請文に相違ない。『西厓先生年譜』に宗系改正の功労が顕著であったと記すのは、具体的にはこの奏請文の製述を指すとみてよからう。

ところが、鄭澈と李山海の二名については奏請使あるいは謝恩使として宗系改正をめぐる外交交渉を担当した経歴はなく、また奏請文を製述したわけでもない。ただし、光国功臣の録勲にあたっては献議、つまり朝鮮国王に意見を上申した官僚も録勲の対象となる。となれば、鄭澈と李山海は外交交渉の力量を評価されたのではなく、献議の功績により三等功臣に録勲されたと考えられる。実際に李山海の場合、かつて宣祖一四年五月に大司諫李珥

が二〇〇年を経過しても解決しない宗系弁誣問題を慷慨した際に、吏曹判書の職にあつた李山海もこの論議に加わつて宣祖に詰め寄つたことがある。それゆえ、李山海は献議の功績を評価されて三等功臣に録勲された、とひとまず推測できよう。のみならず、李山海は宣祖二十一年五月に宗系改正の謝恩表を製述し、宣祖は「卿の筆法高邁なるに、宜しく手ら此の表を写し、以て進めよ。予、將に開刊せんとす」とその出来栄を称えた⁽²¹⁾。さらに一ヶ月後の実録記事には、

改宗系謝恩表文、乃大提学李山海所製也、上令山海写進、仍伝曰、良用嘉焉、筆法甚奇、非区区俗子所及、當命開刊伝後、虎皮一令賜給、〔宣祖実録〕卷二二、二十一年七月乙卯〔四日〕条

とあり、李山海が萬曆帝に宗系改正を感謝する謝恩表の写しを宣祖に撰進したところ、宣祖は「区区の俗子の及ぶ所に非ず。當に命じて開刊し、後ちに伝うべし」と賞賛し、虎皮ひと揃いを下賜したという。このとき李山海が製述した謝恩表は前後関係から判断すれば、おそらく宣祖二十一年五月に兪泓（一等功臣）が『萬曆会典』一冊を獲得したことに對して派遣した、謝恩使柳棟・副使崔滉の一行に持たせたものであろう。『光国志慶録』は「謝恩表」を収録し、その末尾に「大提学臣李山海製進」とある⁽²²⁾。

しかし、鄭澈の宗系改正に関わる具体的な功績に関してはいまのところ確認できない。朴成柱も鄭澈の功臣選定は「いかなる理由なのかわからない」という⁽²³⁾。ただ、遺稿集『松江集』所収の年譜によれば、宣祖が「宗系を誣いられ、卿の指授を頼りて昭雪す」とある⁽²⁴⁾。それゆえ、鄭澈は宣祖の諮問にに応じてならかの献

議をしたものと推測される。

このように、鄭澈・李山海・柳成龍の三名は奏請使として宗系改正をめぐる外交交渉に直接関わつた経歴がないにもかかわらず、光国功臣三等に録勲された。この三名が光国功臣に選定された理由として考えられるのは、鄭澈が献議、李山海は献議ならびに謝恩表の製述、そして柳成龍の場合は奏請文の製述、ということになる。いまひとつ考えられるのは光国功臣の録勲当時、この三名がそろつて朝鮮政府の顯職にあつたことである。鄭澈は當時左議政の職にあり（宣祖二十三年二月就任）、李山海は領議政（同年二月）、そして柳成龍は右議政を務めており（同年五月）、彼ら三名が国王宣祖による国政運営にもっとも近い存在であつたことは銘記しておくべきであろう。忠勲府編『功臣録』がこの三名について具体的な功績をあげることなく、ただ「大臣を以て録す」と記すのは、こうした政治構造から判断した結果に相違ない。

三等功臣の最後にあがる崔滉は宣祖二十一年五月に赴京した謝恩使柳棟に同行し、副使を務めた。使行の目的は、兪泓の外交交渉により『萬曆会典』一冊が下賜されたため、萬曆帝に謝意を表することにあつた。朴成柱氏は崔滉の光国功臣選定理由として「宣祖一六年に聖節使、宣祖二十一年に謝恩副使として遣明したことはあるが、宗系とは関係ない使節であつた。おそらく奏請文の作成と関連があるようである」と叙述する⁽²⁵⁾。なるほど前者の聖節使としての赴京に宗系弁誣との関連性はみいだせないが、後者の謝恩使の目的は『萬曆会典』一冊の下賜に對する謝恩であるから、明らかに朴成柱氏の事実誤認である。崔滉の功績については、次に

掲げる『白沙集』²²⁾所収の李恒福撰「海城府院君崔公碑銘」が簡潔にして要領を得ている。

(前略) 戊子(宣祖二十二年)、朝京、己丑、宗系得正、宣宗曰、始議此事、朝議異同、崔某力言當請、克成大事、其加正憲、後又賜名馬、庚寅、特陞崇政為左贊成、俄判吏曹、因策光国・平難兩勲、得推恩三代、(後略)、『白沙集』卷四上、碑銘)

つまり、宣祖二十二年に崔滉は謝恩副使として北京に派遣され、その翌年一月に『萬曆會典』全帙が朝鮮国王のもとに届くことよって宗系弁誣問題は最終的に決着した。つとにこの問題をめぐっては論議が紛糾していたが、崔滉は宗系改正の奏請を力説し、王朝国家の大事を実現するにいたったという。正使の柳埜が正功臣から外れた理由は、献議の有無に求めるほかあるまい。これにより崔滉は正憲大夫に加資のうえ、のちに名馬を賜った。つまり、崔滉は謝恩副使という経歴に加えて朝鮮国王に対する献議の功績があり、よって海城君に封ぜられたのである。いまのところ、崔滉が奏請文を製述したことを示す明証はなく、朴成柱氏の見解にはしたがえない。

三等功臣の構成を一等および二等功臣と比較してみると、次のような特徴をあげることができる。まず第一に、奏請文を製述した奇大升・柳成龍のほか、謝恩表を製述した李山海の計三名が録勲されている。第二に、宣祖代以前の明宗代に外交交渉にあつた金澍・李陽元の二名が選定された。そして第三に、当時、議政府の三議政を務めていた鄭澈・李山海・柳成龍の三名が含まれている。

以上、一等から三等まで計一九名の光国功臣の選定理由を検討した。その結果を整理すれば、【表2】のごとくなる。ここで特筆すべきは、光国功臣が明宗一八年以降に宗系弁誣問題に取り組んだ官僚に限定されていることである。明宗一八年には金澍と李陽元による宗系改正の要請が奏功し、『大明會典』に桓祖李子春の名を載録するとの嘉靖帝の勅書を獲得した。これに対して、中宗一三年に『正徳會典』の改正を要請した第一次宗系弁誣奏請使南袞は正徳帝の勅書を朝鮮にもたらしたが、光国功臣の録勲対象となっていない。南袞の墓誌銘には「戊寅(中宗一三年)、奏請使を以て燕京に赴き、本国宗系等の事を辨正す」とあるものの、臨終の際に南袞は生前の草稿をすべて焼き払ったため遺稿集も現存せず、情報不足は否めない。ただ、南袞はその翌年に己卯士禍(勲旧派の士林派に対する弾圧事件)を引き起こした中心人物であつて、後世の南袞に対する政治的批判を反映した結果であろう。また、中宗二四年に柳溥は聖節使として赴京しながら宗系改正を要請し、『明実録』に李成桂の宗系と高麗末期の情勢を詳細に記録させることに成功した。のみならず、『正徳會典』の続修版『嘉靖會典』「事例」には簡略ながら「嘉靖八年(中宗二四年)、使者言えらく、其の国王、李仁任の後に係らず」云々と柳溥の外交交渉に関する記述があつた。しかし、柳溥は正功臣から除外されている。柳溥の卒伝にこの外交交渉に関する記録はなく、墓誌銘も残っていないことから後世の評価はたちには探りがない。さらに、明宗七年に『嘉靖會典』の写本を持ち帰った冬至使韓蚪もまた正功臣となることはなかった。墓誌銘には「辛亥(明宗六年)、京師に如きて冬至を賀う」とあるが、宗系改

【表2】光国功臣

	姓 名	爵 位	選 定 理 由	官 職
一等	尹根寿	海平府院君	宣祖22年、聖節使として『萬曆会典』全帙を獲得。また宣祖6年に奏請使李後白の副使	右議政
	黄廷彧	長溪府院君	宣祖17年、奏請使として『萬曆会典』下賜との勅書を獲得	礼曹判書
	兪泓	杞城府院君	宣祖20年、謝恩使として『萬曆会典』1冊を獲得 *平難二等功臣	右議政
二等	洪聖民	益城君	宣祖8年、謝恩兼奏請使として交渉し『萬曆会典』に掲載。奏請文製述 *平難二等功臣	吏曹判書
	李後白	延陽君(追封)	宣祖6年、奏請使として『明実録』に宗系改正事情を採録するとの勅書を獲得	吏曹判書
	尹斗寿	海原府院君	宣祖10年、謝恩使として礼部より宗系改正の件はすでに史館に送付との回答を獲得	領議政
	韓應寅	清平府院君	宣祖17年、奏請使黄廷彧の書状官 *平難一等功臣	左議政
	尹暹	龍城君(追封)	宣祖20年、謝恩使兪泓の書状官	弘文館校理
	尹洞	茂城府院君	宣祖22年、聖節使尹根寿の書状官	工曹判書
	洪純彦	唐陵君	宣祖17年、奏請使黄廷彧の上通事。また宣祖7年に聖節使朴希立の通事として情報収集	訳官
三等	奇大升	徳原君(追封)	献議。宣祖5年、奏請文製述	吏曹判書(贈)
	金澍	花山君(追封)	明宗18年、奏請兼進賀使。玉河館にて客死	礼曹判書(贈)
	李陽元	漢山府院君	明宗18年、奏請兼進賀使金澍の書状官。また宣祖6年に宗系改正の謝恩使	右議政
	黄琳	義昌君	宣祖10年、奏請使	戸曹判書
	尹卓然	漆溪君	宣祖6年、奏請使李後白の書状官	咸鏡道觀察使
	鄭澈	寅城府院君	献議 *平難二等功臣	左議政
	李山海	鵝城府院君	献議。宣祖21年、謝恩表製述 *平難二等功臣	領議政
	柳成龍	豊原府院君	宣祖17年、奏請使黄廷彧の奏請文製述	領議政
	崔湜	海城君	献議。宣祖21年、謝恩使柳埶の副使 *平難三等功臣	左議政

※爵位・官職は『宣祖修正実録』巻24、23年8月条による

正に関する叙述はない。彼が私貨により購入した『嘉靖会典』は写本であり、『嘉靖会典』それ自体も未刊ゆえ正功臣の対象から外れたものと判断せざるをえない。ただ、この外交問題に転換期をもたらした柳溥と韓蚪が正功臣ではないものの、光国原従一等功臣となることは銘記すべきであろう（後述）。

したがって、宣祖二三年当時の朝鮮政府が光国功臣の録勲に際して重視したのは『正徳会典』から『嘉靖会典』への宗系改正とその情報収集ではなく、明宗代末から宣祖年間における外交交渉と『萬曆会典』の獲得にあったと考えられる。換言すれば、一九名の光国功臣は『萬曆会典』の宗系改正とその頒賜という結果を重視した選定であった。

4、光国原従功臣

光国原従功臣に関しては原従三等功臣の学生柳柳（柳成龍の長子）ほか監察李庭檜に発給された「宣祖二十四年閏三月初三日」付けの「光国原従功臣録券」が現存しており、光国原従功臣が正功臣の録勲から半年後の宣祖二四年閏三月に録勲されたことを知らしめる。一五世紀の古文書様式と同様、正功臣の教書は純漢文であるが、原従功臣の録券には吏読文が使用されている。「施命之寶」の印が捺された一冊二〇張のこの録券によれば、光国原従一等功臣は臨海君・光海君・信城君（宣祖四男）・定遠君（宣祖五男）。のち仁祖の父として元宗と追尊・順和君（宣祖六男）を筆頭に一三七名、原従二等功臣は一三六名、原従三等功臣は五九名であって総勢八七二名にのぼる。南袞の名はこの「光国原従功臣録券」にみえないが、正功臣から外れた柳溥と韓蚪は原従一

等功臣に録勲された。ここでは八七二名の原従功臣を網羅的に取りあげることは避け、断片的ではあれ遺稿集や墓誌銘にその功績を記す人物を中心に、光国原従功臣の選定事情を探ってみたい。

まず、原従一等功臣には中宗一三年に奏請使南袞に同行した副使李籽・書状官韓忠のふたりと宗系改正の論議に参与した金絨、中宗二八年に「人情」を使って印刷予定の『嘉靖会典』「正本」を確認した聖節使南孝義、中宗三四年に第二次宗系弁証奏請使として派遣された権檉、明宗一二年に礼部所蔵『嘉靖会典』草稿本の閲覧に成功した第三次奏請使趙士秀、宣祖即位年に宗系弁証奏請使の派遣を上奏した李浚慶、宣祖一四年に奏請使派遣を建議のうえ奏請文を製述した李珥、そして宣祖二〇年に陳謝使裴三益の書状官を務めた元士安などがある。裴三益が萬曆帝の勅書と完成直後の『萬曆会典』写本一冊を獲得して帰国したことは既述のとおりであるが、正使の裴三益は原従功臣から外れた。それゆえ、裴三益の死去（宣祖二十一年七月）から七年後の宣祖二八年に忠勲府尹根壽・韓應寅らは裴三益を元士安と同じく原従一等功臣に追録するように上奏したが、壬辰倭乱後の朝鮮では王朝国家の典籍も録勲の文書も散佚していたため、ついに沙汰止みとなる。

なканずく死後、原従一等功臣に追録された李浚慶に関しては遺稿集に、

以改宗系功、追録先生光国原従第一等（奏請使尹根壽改宗系得請、齋奉會典全編以来、録前後奏請十九人、冊為光国功臣、先生没二十餘年、録為原従者、実記丁卯之事、而冊功之際、亦為人所沮、不得預於正勲云）、（『東臯先生遺稿』卷七、年譜、神宗萬曆一八年〔宣祖二三年〕庚寅条）

とある。年譜の前半部には尹根寿によって『萬曆会典』全巻が朝鮮にもたらされ、光国功臣一九名が録勲されたことを略述する。そして後半部には「先生没して二十餘年、録して原従と為るは実に丁卯（＝宣祖即位年）に記すの事なり。而れども冊功の際、亦た人の沮む所と為り、正勲に預かるを得ずと云う」と記されており、当該期における党争の影響を示唆する。「光国原従功臣録券」によれば、その李浚慶の上奏により北京に赴いた任説と金幾、一行の訳官を務めた崔世協・林芑も原従一等功臣となった。訳官でいえば、明宗一八年の奏請使金澍（三等功臣）一行に崔世協・林芑と同行した通事の司勇敢自命、宣祖二一年に謝恩使俞泓（一等功臣）一行に同行した通事吳淳と漢吏字官李鵬祥もやはり原従一等功臣に名を連ねる。かつて明宗一八年に宗系改正の恩典が安自命・崔世協・林芑の三名におよんだ際、史官は「安自命等三人俱に賤類を以てすら、一朝にして濫りに金玉の班に躋る」と批判したが、外交交渉の現場で礼部と通訳にあたった彼らにとつては相応の録勲であろう。

このほか、宣祖七年に謝恩使洪聖民（二等功臣）の書状官を務めた丁胤福、宣祖一三年に「祖名二字」の調査結果を復命報告した李増、宣祖一七年に光国一等功臣の奏請使黃廷彧一行に質正官として赴京した宋象賢、その翌年に『萬曆会典』の写本一冊を持ち帰った謝恩使李友直、そして宣祖二一年に高官を率いて尊号加上を要請した左議政鄭惟吉も原従一等功臣である。献議の功績に關しては、宣祖五年に來朝した明使韓世能に提出する宗系改正の文面を検討した当時の領議政權輿・左議政洪暹・兵曹判書金貴榮・吏曹判書盧守慎が選定されている。宣祖一四年に赴京した奏

請使金繼輝・書状官高敬命・質正官崔崑の三使もそろって原従一等功臣に録勲され、この三名に録券が発給されたことは墓誌銘でも確認できる。また、「光国原従功臣録券」の原従一等功臣には「左議政趙温」「左贊成李繼孟」とみえ、太宗三年に北京より帰国して『皇明祖訓』にいう宗系の誤りを報告した聖節使趙温、ならびに中宗一三年に『正徳会典』を持ち帰った奏請使李繼孟も録勲の対象となった。いずれも宗系弁誣問題の発端とその再燃に深く関わった人物であり、原従功臣が時代をさかのぼって広範囲に選定されたことがうかがえる。

光国原従二等功臣では、中宗代に宗系弁誣問題が再燃するやその弁明を力説した金湜と李自堅、中宗三四年に鋭い觀察力をもって嘉靖年間の政治状況を復命報告した進賀使柳仁淑、明宗一八年に謝恩使權應昌の書状官として赴京した具思孟のほか、宣祖代では宣祖一五年に宗系改正を奏請した聖節使李海寿、宣祖一十九年に礼部に呈文を提出した冬至使成寿益が評価された。遺稿集や墓誌銘に記録はないが、宣祖七年に通事洪純彦（二等功臣）をともなつて礼部と交渉した聖節使朴希立とその書状官許筠も原従二等功臣に列せられている。興味深いのは、以下に掲げる鄭崑寿が残した題跋である。

右光国原従功臣券、今上二十四年辛卯春所印也、鄭氏參錄者、二等、卒大司諫諱應麟、行知中枢府事琢暨崑壽、三等、前兵曹正郎士信、凡四人、（中略）同姓鮮少、落落如晨星、僅若千人、而茲四人皆承祖先餘澤、立揚于時、同登名于一券中、豈偶然哉、不可不識、以示諸後、謹書其系之詳于券左云、（『栢谷先生集』卷一、跋、題光国原従券後条）

冒頭には「右光国原従功臣券、今上二十四年辛卯春に印する所なり」とあるように、「光国原従功臣録券」は筆書ではなく、宣祖二十四年春に印刷した録券に姓名を書き入れたものである。鄭崑寿が献官として宗系弁誣問題の解決を宗廟に報告したことはすでに述べたが、彼の「題光国原従券後」によれば、清州鄭氏からは鄭應麟・鄭琢および鄭崑寿の三名が原従二等功臣に、鄭士信が原従三等功臣に参録されたことを強調する。鄭士信も「塔源改正」(宗系改正)の告廟に際して祝文を奉読する大祝を務め、また頒赦文(倭乱により焼失)を製進した経歴がある。鄭琢が宣祖二二年来に謝恩使として赴京し、『萬曆会典』全巻の下賜に謝意を表したことは既述のとおりである。大司諫鄭應麟はすでに死去しているから、当時、知中枢府事に叙せられて礼曹判書に転じた鄭琢の政治力が影響したものかと思われる。鄭崑寿は光国功臣都監より発給された「光国原従功臣録券」末尾の余白にこの四名の系譜を書き入れ、清州鄭氏の荣誉を後世に伝えようとしたに相違ない。

光国原従三等功臣には清州鄭氏の鄭士信のほか、柳成龍の実兄である柳雲龍がいる。豊山柳氏の柳雲龍が宣祖二十四年に「相公の故を以て」原従三等功臣に録勲されたことも、宣祖代の政治構造を反映していよう。当時、柳雲龍は従五品の漢城府判官(漢城府の次官)であって、彼自身が「相公」(大臣)であったわけではなく、「相公」は三等功臣の柳成龍である。また、先の柳柳・李庭檜と同じく閔仁伯も「萬曆十九年閏三月二日」付けの「光国原従功臣録券」を抄録ながら日記に残す。このほか、宣祖一〇年に奏請使黄琳(三等功臣)・書状官黄允吉(原従一等功臣)の一行に軍官として同行した黄進、宣祖一七年に恩赦令の教書を製述し

た金功も原従三等功臣となる。また、「光国原従功臣録券」からは、正功臣の恩賞が子弟と娘婿におよんだことも容易に察せられる。たとえば、「光国元勲」黄廷彧の娘婿である敦寧府参奉(従五九品)李郁、一等功臣俞泓と同じく杞溪俞氏の新溪県令(従五品)俞洵も録勲された。いまその俞泓にかぎってみると、「光国原従功臣録券」によれば俞泓の北京使行に随行した長男の「儀賓府経歴(従四品)俞大述」は原従一等功臣となり、次男の「禮陵(中宗継妃陵)参奉(従九品)俞大建」、三男と四男の「弘文館校理(正五品)俞大進」「忠義衛(従四品遞見職)俞大逸」、そして俞泓の実兄である「唐津県監俞灝」もみな原従三等功臣に録勲されている。

ただし、現存する遺稿集や墓誌銘ではいまのところ選定理由が判然としない原従功臣もいる。たとえば、原従二等功臣では宣祖一八年に死去した弘文館副提学辛應時、原従三等功臣では死去の翌年に録勲された江原道觀察使成世平である。光国原従功臣に録勲されたのは現職・前職の儒者官僚ばかりではない。とりわけ原従三等功臣五九九名のなかには進士一二名、学生二〇〇名のほか書吏四〇名が名を連ね、また良人身分で軍役を経済的に支援する保人八名、朝中間の国境で朝鮮使節の往来を支えたであろう義州官奴八名も含まれる。賀礼の際に入侍した李廷範も「光国原従功臣録券」には「前行上護軍李廷範」として原従三等功臣に録勲されており、彼の日記にみたごとく原従功臣の録券は乱発されたといわざるをえない。

むすび

以上、本稿では朝鮮前期の宗系弁証問題という朝中間の具体的な外交問題を取りあげ、朝鮮宣祖代における対明外交交渉の実相について整理・分析をこころみた。『皇明祖訓』の条文は一字一句修正されることなく、太祖李成桂の宗系とこの問題をめぐる外交交渉の経緯を『大明会典』の重修版に附録することで最終的な決着をみた。明政府は『正徳会典』から『嘉靖会典』(『嘉靖統修会典』)へ、さらに『萬曆会典』(『萬曆重修会典』)へと二度の編纂事業に際して、いずれの場合も李成桂の宗系と外交交渉の概要を「朝鮮国」の条文に註記するという処置を施したのである。

筆者は『大明会典』の改正にいたる外交交渉の展開を単純に二期に区分するのではなく、二期六段階に細分化した。まず、第一段階は『正徳会典』の将来と奏請使南袞の外交交渉による宗系改正の降勅、第二段階は聖節使柳溥による李氏宗系の編修許可の獲得、第三段階が奏請使権機による奏請文および聖旨註記の降勅であり、ここまでを前期とする。つづいて第四段階は『嘉靖会典』写本の将来と奏請使金澍の外交交渉による桓祖名載録の降勅、第五段階が本稿で詳論した奏請使李後白による『明実録』への宗系改正事情載録の降勅、最終の第六段階が聖節兼奏請使尹根寿による『萬曆会典』全帙の頒賜であつて、ここまでを後期とする。宣祖の尊号加上と光国功臣の録勲、そして会盟祭の実施がとりもなおさず宗系弁証問題の解決の証しであつた。

朝中間の宗系弁証問題が長期化した原因は、次の二点に集約できる。まず第一点は『皇明祖訓』の性格である。太祖洪武帝がその永世遵守を朱氏一門に要求していたため、明政府の官僚はもちろん、歴代の皇帝といえども万世不刊のこの遺訓の改正をめぐっては軽々しく論議できないという内部事情があつた。第二点は『嘉靖会典』が実際には頒布されなかつたことである。その背景にはいわゆる「大礼の議」と嘉靖帝の国政放棄があり、朝鮮政府は結果的に『萬曆会典』の刊行まで待たざるをえなかつた。そのため北京に派遣された朝鮮使節は長期にわたり、『嘉靖会典』と『萬曆会典』の編纂事業に関する情報収集を展開したのである。写本ながら『嘉靖会典』の「朝鮮国」に関する事例は『朝鮮王朝実録』に逸文が残っており、この点はいまだ中国法制史研究でも看過されている。

本稿では宣祖代における朝中間の外交交渉を追跡することにより、光国功臣の選定理由についても明らかにした。まず、一等功臣の尹根寿・黄廷瓌・兪泓の三名は『萬曆会典』の頒賜に功績顕著な者であり、二等功臣の洪聖民・李後白・尹斗寿・韓應寅・尹暹・尹洞・洪純彦の七名は、宗系改正事情を『明実録』に載録するとの勅書を獲得した者、ならびに一等功臣の同行者である。三等功臣となつた奇大升・金澍・李陽元・黄琳・尹卓然・鄭澈・李山海・柳成龍・崔滉の九名は、奏請文の製述と国王への献議、ならびに桓祖名を『大明会典』に載録するとの勅書をもたらし功績が評価された。二等功臣の末席には洪純彦が列せられており、詔官による水面下の情報収集がこの外交問題の解決に奏功したことを明証する。洪純彦は独自の情報網を駆使して『明実録』と

『萬曆会典』の編纂状況を探っていた。また、三等功臣には当時の三議政が含まれており、宣祖代当時の政治状況を反映した選定がなされたことも念頭におくべきである。

もちろん、この一九名の光国功臣のみが宗系改正をめぐる外交交渉に尽力したわけではない。中宗代に宗系弁誣奏請使として明に派遣された使節が、正功臣としてだけひとり選定されていないからである。たとえば、中宗二〇年代の聖節使柳溥による外交交渉の成果は十分評価に値すると考えられるが、正功臣ではなく光国原従一等功臣に録勲された。李成桂の宗系が明側で編集される契機となったのは柳溥による交渉の結果であり、これに先だち朝鮮政府は義州にとどまる柳溥のもとに、かつて奏請使南袞・副使李紆・書状官韓忠の三使が奏請した際の文書を謄写のうえ送付した。聖節使として北京に赴いた柳溥であったが、機転を利かして外交交渉にあたった柳溥の判断は評価すべきであろう。これを契機に、その後の朝鮮使節は『大明会典』編纂の情報収集に奔走することとなる。同じく原従一等功臣の韓蚪が『嘉靖会典』「事例」の写本を私貨により購入して帰国したのは、当時の国王以下、朝鮮政府の外交戦略を物語つていよう。その光国原従功臣に関しては宣祖二四年に発給された「光国原従功臣録券」が現存し、光国原従一等功臣一三七名、原従二等功臣一三六名、原従三等功臣五九九名の計八七二名にのぼる受給者の存在が判明した。原従一等功臣のなかには当代の儒者官僚のみならず、「賤類」とみなされた訳官も少なくない。さらに正功臣の恩賞が原従功臣の録勲としてその子弟と娘婿、親族に波及していることも読み取れる。とりわけ原従三等功臣には二〇〇名の学生が含まれており、原従功臣

の録券が乱発されたことは疑いない。

では、朝鮮後期における国王ならびに儒者官僚は、宗系弁誣問題の解決と光国功臣の録勲をいかに評価していたのであろうか。「再造の恩」を強調する『光国志慶録』が肅宗代と英祖代に重刊されることからみて、同書の出版が朝鮮後期の朝鮮小中華意識の高揚²⁰⁾と関わることは容易に推測できる。今後の課題としたい。

【附記】本稿は、二〇〇七～二〇〇九年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究C。研究課題「朝鮮前期の対明外交交渉に関する基礎的研究」、課題番号一九五二〇六一六）による研究成果の一部である。

註

- (1) 末松保和『高麗朝史と朝鮮朝史』（末松保和朝鮮史著作集5）（吉川弘文館、一九九六年一〇月）「麗末鮮初に於ける対明関係」（初出は『史学論叢』（京城帝国大学文学会論纂第一〇輯）第二、岩波書店、一九四一年一月）の「第十二章 宗系弁誣の発端」。

- (2) この問題の発端に関する論考に金暻緑「朝鮮初期 宗系辨誣의 展開様相과 対明関係」（『国史館論叢』第一〇八輯、果川、二〇〇六年六月）がある。

- (3) 桑野栄治「朝鮮版『正徳大明会典』の成立とその現存―朝鮮前期対明外交交渉との関連から」（『朝鮮文化研究』第五号、東京大学文学部朝鮮文化研究室、一九九八年三月）。

- (4) 李成珪「陰崖李籽의 对中国外交―正徳本《大明會典》의 朝鮮記事 改正問題を 중심으로」(鄭萬祚他『음애 이자와 기묘사림』知識産業社、ソウル、二〇〇四年五月)。また李成珪(朴永哲訳)「明・清史書の朝鮮『曲筆』と朝鮮による『弁誣』」(『人文知の新たな総合に向けて―第二回報告書Ⅰ(歴史篇)』京都大学大学院文学研究科、二〇〇四年三月。原載は『五松李公範教授停年紀念 東洋史論叢』知識産業社、ソウル、一九九三年九月) 六三〜六六頁ではこの問題の発端と結末に触れた。
- (5) 権仁溶「16世紀 中国使臣의 朝鮮認識―龔用卿의 『使朝鮮錄』을 中心으로」(朴元鎬他『15〜19세기 중국인의 조선인식』高句麗研究財団、ソウル、二〇〇五年九月)。同「明中期 朝鮮의 宗系弁誣와 対明外交―權穰의 『朝天錄』을 中心으로」(『明清史研究』第二四輯、ソウル、二〇〇五年一〇月)。
- (6) 金文植「조선시대 国家典礼書의 편찬 양상」(『藏書閣』第21輯、城南、二〇〇九年四月) 八六〜八七頁。
- (7) 朴成柱「조선전기 朝・明 관계에서의 宗系문제」(『慶州史學』第二二輯、慶州、二〇〇三年一二月)。
- (8) 金暻緑、前掲「朝鮮初期 宗系辨誣의 展開様相과 対明關係」一四八頁。
- (9) 桑野栄治「朝鮮中宗代における宗系弁誣問題の再燃」(『久留米大学文学部紀要(国際文化学科編)』第二五号、二〇〇八年三月)。同「朝鮮中宗二〇年代の対明外交交渉―『嘉靖会典』編纂の情報収集をめぐる」(『東洋史研究』第六七卷第三号、二〇〇八年一二月)。同「朝鮮中宗三〇年代における対明外交交渉―宗系弁誣問題をめぐって」(『久留米大学文学部紀要』第二六号、二〇〇九年三月)。同「朝鮮明宗代の対明外交交渉―朝鮮使節が入手した二種の『嘉靖会典』写本」(『同』第二七号、二〇一〇年三月)。
- (10) 朴成柱、前掲「조선전기 朝・明 관계에서의 宗系문제」二一一〜二一五頁。
- (11) 『宣祖修正実録』卷一、即位年七月丙辰(三日) 条。
- (12) 震檀学会編(李相佰著)『韓国史(近世前期篇)』(乙西文化社、ソウル、一九六二年三月)「第二編第五章 士禍・党争」五六七〜五六八頁。李秉休『朝鮮前期士林派의 現実認識과 対応』(一潮閣、ソウル、一九九九年一月)「第1篇第1章 朝鮮前期 中央權力과 鄉村社会의 対応」四三〜四四頁。
- (13) 『影印標点韓國文集叢刊』28(民族文化推進會、ソウル、一九八八年一二月) 所収。底本はソウル大学校奎章閣蔵本。
- (14) 任説一行の入京は『明穆宗実録』卷二三、隆慶元年一〇月庚子(一八日) 条に「朝鮮權國李国李暉(宣祖) 遣陪臣任説(奉) 表、献馬匹・方物、宴賓如例」と確認できる。その派遣目的は記されていないが、おそらく謝恩使として赴京したのであろう。また、訳官の崔世協と林吉は明宗一八年に派遣された奏請使金澍一行に同行し、帰国後は奴婢と土田を下賜のうえ加資の恩賞にあずかった(『明宗実録』卷二九、一八年一二月甲寅(二〇日) 条)。

- (15) 『明神宗実録』卷三、隆慶六年七月甲辰(二一日)条。同書卷四、隆慶六年八月壬午(二九日)条。
- (16) 「朴永俊・金貴榮・盧守慎・金啓・閔起文・柳希春皆曾于承文院、領・左相亦隨至、尊諡・尊号二使文書看審後、更為完議、華使・主上相見時、宗系惡名辨正等、大略以言語先之、隨以單字詳記付諸為當、領相令札判朴永俊起草、左相小加潤色、以付金啓、使與通事洪淳^{ホンジュン}等化作漢語成單字、付札曹以啓」(『宣祖実録』卷六、五年九月甲午(二一日)条)。また柳希春『眉巖日記草』(朝鮮史料叢刊第八)『朝鮮総督府、京城、一九三八年三月』第七冊、壬申九月一日条。なお、右議政朴淳は一ヶ月前に賀登極使として明に派遣されていた(『宣祖修正実録』卷六、五年八月条)ため、この会議には参席していない。
- (17) 「備忘記下于政院曰、宗系言語則已書啓、而不知何宴何時言之乎、此事雖更思之、予意甚為不可、見誣冤痛之情、必倍於群臣萬萬矣、猶敢如是者、誠以事理不當故也、自中廟朝詔使之來、懇請書呈固非一再、而未聞其益、雖於面對親說之際、拘於人情不可薄拒、姑以唯唯答之、萬無以外國私情容施於國乘之間、只恐取疑華人、事不諧矣、新皇帝英明、初即位、待來春定為奏請、期於昭雪、不須煩囑書呈於使臣也、然而無一言亦為未穩、(後略)」(『宣祖実録』卷六、五年一〇月戊寅(二五日)条)。
- (18) 「政院回啓曰、宗系事言于詔使之辭、一依上教言之、允合事情」(『宣祖実録』卷六、五年一〇月戊寅(二五日)条)。
- (19) 『宣祖実録』卷六、五年一二月癸未朔条。
- (20) 桑野栄治『高麗末期から李朝初期における対明外交儀礼の基礎的研究』(二〇〇一～二〇〇三年度科学研究費補助金「基盤研究(C)」(2))研究成果報告書、二〇〇四年二月)、同「正朝・冬至の宮中儀礼を通してみた一五世紀朝鮮の儒教と国家―朝鮮燕山君代の対明遥拝儀礼を中心に」(『朝鮮史研究会論文集』第三四集、二〇〇五年一〇月)、同「朝鮮中宗代における対明遥拝儀礼―一六世紀前半の朝鮮と明・日本」(『久留米大学文学部紀要』第二四号、二〇〇七年三月)、参照。朝鮮宣祖代における対明遥拝儀礼の実施状況は桑野栄治「東アジア世界と文禄・慶長の役―朝鮮・琉球・日本における対明外交儀礼の観点から」(第二期日韓歴史共同研究会編『第二期日韓歴史共同研究会報告書(第2分科会篇)』同委員会、近刊)に整理した。
- (21) 「冬至、罷漏天明、上率群臣行望闕禮、仍班又行兩大妃殿賀礼、礼畢、群臣退」「辰正、上出坐殿上、群臣入行賀礼、礼畢」「巳時、上至太平館赴宴、八宰臣行酒、至七爵、上再行酒而罷」(いずれも『宣祖実録』卷六、五年一二月己丑(七日)条)。また『眉巖日記草』第七冊、壬申一月初七日条。
- (22) 『宣祖実録』卷六、五年一二月庚寅(八日)・辛卯(九日)条。
- (23) 『東湘集』(『影印標点韓国文集叢刊』続3、景仁文化社、ソウル、二〇〇五年一二月、所収。底本は国立中央図書館蔵本)卷七、朝天録、隆慶六年壬申至月初一〇日壬辰条に「晴、留玉河館、呈方物貢馬于主客司、令安庭蘭探問世宗

- 実録修完與否于礼部、有唐陸者云、纂修將完、只四年未修、穆宗実録、十月二十六日開局時、方纂修云」とある。間野潜龍『明代文化史研究』（同朋舎、一九七九年二月）第一章第三節「明代歴朝実録の成立（下）」五三頁によれば、『明穆宗莊皇帝実録』の纂修館はまさに隆慶六年一月二十六日に開かれている。
- (24) 『宣祖実録』卷七、六年正月丁酉（一六日）・戊戌（一七日）条。
- (25) 「奏請使李俊白・尹根壽・書状官尹卓然、発向中国燕京」〔『宣祖実録』卷七、六年二月己卯（二八日）条〕。ただし、宣祖五年一二月の実録記事には「是日都目政、宗系悪名奏請使李陽元・副使尹根壽・書状官李海壽差出」とあり（同書卷六、五年一二月戊寅（二六日）条）、正使と書状官の人選には変更があった。李海壽の遺稿集『葉圃先生遺稿』（『韓国文集叢刊』46、所収。底本は延世大学校中央図書館蔵本）年譜、皇明穆宗皇帝隆慶六年壬申条に「以弘文館典翰為奏請使書状官（以親病、上疏乞遞）」とあり、親の病氣を理由に書状官を辞退した。また『眉巖日記草』第七冊、癸酉正月初九日条には、「是日有政、奏請使望、鄭惟吉・李俊白及希春入、而更以金貴榮、至暮、李俊白受點」とみえ、宣祖六年正月上旬の都目政（官僚の人事考課と任免）にて正式に李俊白が奏請使に任命されたことになる。奏請使李俊白一行による外交交渉の概要は中純夫「尹根壽と陸光祖―中朝間の朱陸問答」（『東洋史研究』第六七卷第三号、二〇〇八年十二月）一一二―一一三頁に、のち宣祖
- 二二年の聖節兼奏請使尹根壽による外交交渉とあわせて若干の言及がある。
- (26) 「奏請使先來通事言内、一行、去七月二十日、北京離發、奏請事、大概得請云々」（『眉巖日記草』第八冊、癸酉八月初一日条）。
- (27) 「奏請使書状、先來通來持來、大概中朝答將修録云々、其事未的、上意不快」（『眉巖日記草』第八冊、癸酉八月一日条）。
- (28) 李俊白の書状にはやや混乱がみうけられる。中宗三年に永樂帝の尊号加上を報告したのは「朴寛」ではなく、賀聖節使「許寛」である。『眉巖日記草』第八冊、癸酉八月一日条にも「朴寛」とあり、柳希春の記憶違い、もしくは編纂者の判読ミスかと思われる。許寛は中宗三年四月に漢城を出発し、同年一月に帰国した（『中宗実録』卷八七、三三年四月壬子（九日）条、同書卷八九、三三年一月乙未（二五日）条）。これにより尊号加上を祝う進賀使として戸曹參判柳仁淑が明に派遣され、翌年四月に中宗は王世子・百官・儒生とともに慕華館にて五拜三叩頭礼をもって成祖改号の詔書を迎え入れた（同書卷八九、三三年一月丙戌（一六日）条、同書卷九〇、三四年四月丁未（二〇日）条）。
- (29) かつて趙士秀が礼部に宛てた呈文には「初、待本国以殊礼、仍賜国号曰朝鮮、及我太宗文皇帝、錫以美諡」のほか「太宗文皇帝、既下准他改正之旨」とみえる。『明宗実録』卷二三、一二年一〇月乙酉（六日）条。

- (30) 桑野栄治「李朝初期における承文院の設立とその機能」『史淵』第一三一輯、一九九四年三月）三八頁。
- (31) 『経国大典』卷三、礼典、事大条。金暲録「조선시대 事大 文書の 생산과 전달 체계」『韓国史研究』一三四、ソウル、二〇〇六年九月）五七頁。
- (32) 『眉巖日記草』第八冊、癸酉八月一三日条。
- (33) 『礼部志稿』〔景印文淵閣四庫全書〕第五九八冊、台湾商務印書館、台北、一九八三年六月、所収）卷九二、朝貢備考、優夷、為朝鮮改実録条に「萬曆元年、礼部題為乞恩辨誣事、該朝鮮国王李暉奏、称先臣李成桂系出全州、(中略) 拋称、宗系各有本源、既與李仁人不同、又謂国祚由于推戴、亦與弑王氏無與、在我皇祖之大訓、固得于一時之傳聞、在伊裔孫之辨辭、実出于一念之誠孝、除祖訓遵垂永久不敢輕議外、合無、念其世秉礼義、克篤忠勤、依其所請、行翰林院請出内府統修會典新書朝鮮国一冊、將奏呈略節纂呈御覽、附録本條之末、庶祖訓・會典因以兩存、而伝信伝疑各有攸処、條仍備細開載于世宗皇帝実録、垂示永久、仍降勅一道、諭以聖意、一以答遠臣昭雪其先世之誠、一以彰聖朝以孝治天下之義、萬曆元年六月初三日、題奉聖旨、是、該国先後奏、嗣著史館、備書纂入皇祖実録内、新會典候旨統修増入、仍写勅諭王、欽此」とある。
- (34) 李珥『栗谷先生全書』〔韓國文集叢刊〕44、所収。底本は延世大学校中央図書館蔵本）卷一三、應製文、本国請改宗系奏本にも「(前略) 先該、萬曆元年二月内、臣將臣国祖康猷王姓諱宗系・弑逆等被誣情節、要載世宗皇帝実録及新纂會典等情具奏、差陪臣史曹判書李後白等齎奏去、後蒙礼部題称、節該、(後略)」とみえ、礼部の覆題と勅諭の概要を述べる。
- (35) 山根幸夫「明・清の会典」〔滋賀秀三編『中国法制史―基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年二月）四八三頁。
- (36) 山腰敏寛編『中国歴史公文書読解辞典』〔汲古書院、二〇〇四年六月）四八頁。
- (37) 間野潜龍、前掲書「第一章第三節 明代歴朝実録の成立(下)」四九〜五二頁。
- (38) 『明世宗実録』卷一〇四、嘉靖八年八月壬午（一九日）条。桑野栄治、前掲「朝鮮中宗二〇年代の対明外交交渉」八一〜八二頁。この実録記事を踏襲して『明史』卷三三〇、列伝二〇八、外国一、朝鮮にも「(嘉靖) 八年八月、陪臣柳溥上言すらく、国祖李旦は本国全州の人に係る」に始まる柳溥の呈文を収録し、「詔して史館に送りて編纂せしむ」とむすぶ。
- (39) 「上迎勅于纂華館、先行到勤政殿、行四拜礼」「上欲告宗廟而頒赦、大臣・臺諫多以為未可、臺諫再啓、上不聽、乃以前日赦雜犯・死罪為過、只命赦流以下、招詞臣製赦文、至初更人定後、上出御勤政殿、侍衛臣東西列立、受左議政朴淳等百官箋及開城留守・監司箋、進説後、有司説赦文、百官前後行礼、上還宮」「伝、奏請使李後白加資、田三十結・外居奴婢并五口、副使尹根壽加資、田二十結・奴婢并三口、尹卓然加資、田十五結、於是後白為嘉義、根壽為嘉

- 善」(いずれも『宣祖実録』巻七、六年九月癸巳(二六日)条)。
- (40) 「伝曰、庚子(≡中宗三五年)・癸亥(≡明宗一八年)、宗系許改勅書来後、有別試、今亦依古例為之」(『宣祖実録』巻七、六年九月乙未(二八日)条)。「国朝文科榜目」巻八、宣祖朝、甲戌(七年)別試榜(以宗系誣伸、九月十三日行)条。宋俊浩・宋萬午編『朝鮮時代文科白書(上)』太祖〜仁祖(삼우만, ソウル、二〇〇八年四月)「宣祖代の文科」二八七〜二八九頁。
- (41) 『宣祖実録』巻七、六年一〇月甲子(二七日)・丁卯(二〇日)条。
- (42) 桑野栄治、前掲「朝鮮明宗代の対明外交交渉」。
- (43) 「朝鮮国王李岵差陪臣礼曹判書李陽原(三十五頁、各齋捧謝勅論改正宗系表文・方物・馬匹、赴京、宴賞如例」(『明神宗実録』巻二一、萬曆二年正月甲午(二八日)条)。なお、朝鮮知識人が残した各種「朝天録」によれば、朝鮮使節団はおよそ三五名から四〇名で構成され、のち金指南・金慶門撰『通文館志(朝鮮史料叢刊第二二)』(朝鮮総督府、京城、一九四四年三月)巻三、事大上、赴京使行条によれば四〇名余りである。金九鎮「朝鮮前期韓・中關係史の試論―朝鮮과 明의 使行과 그 性格에 대하여」(『弘益史學』4、ソウル、一九九〇年一二月)一三〜一四頁、および金暎緑「朝鮮初期 対明外交와 外交節次」(『韓国史論』四四集、ソウル、二〇〇〇年一二月。のち曹圭益他編『연행록 연구총서 6 (역사)』学古房、ソウル、二〇〇六年九月に再録)二七頁、参照。
- (44) 「聖節使朴希立・書狀官許筠・質正官趙憲如京」(『宣祖実録』巻八、七年五月甲申(二一日)条)。趙憲『重峯集』(『韓國文集叢刊』54、所収。底本は奎章閣蔵本)巻一〇、朝天子記上、萬曆二年甲戌五月一日甲申条。「荷谷先生朝天記」(『同』58、所収。底本は国立中央図書館蔵本)上、萬曆二年甲戌五月一日甲申条。
- (45) 『宣祖修正実録』巻八、七年一二月条。また『荷谷先生朝天記』過江録附、萬曆二年甲戌一月初三日条。
- (46) 夫馬進「万曆二年朝鮮使節の『中華』国批判」(『山根幸夫教授退休記念明代史論叢(上巻)』汲古書院、一九九〇年三月。のち河政植他訳『연행사와 통신사』新書苑、ソウル、二〇〇八年五月に再録)五五〇・五五五頁。「荷谷先生朝天記」中、萬曆二年甲戌八月一七日戊午・一八日己未・三〇日辛未条。
- (47) 『荷谷先生年譜』に「甲戌、拜礼曹佐郎、自請為書狀官赴朝、(後略)」とある。
- (48) 『荷谷先生朝天記』中、萬曆二年甲戌八月初九日庚戌条。
- (49) 間野潜龍、前掲書「第一章第三節 明代歴朝実録の成立(下)」五二〜五四頁。
- (50) 「(前略)純彦又説、癸酉年随奏請使在京師、欲聞実録・新修會典改纂等事、通書於許贊善国家人俞深、以問之、深會從贊善来頒詔、今為実録序書手、純彦與之相識焉、深軫達其書于国、国答書備言其由、意極懇至、(中略)純彦之説、有條理可記、余聽之忘倦」(『荷谷先生朝天記』上、萬曆二

- 年甲戌六月初六日己酉条)。
- (51) 『宣祖修正実録』卷一、宣祖即位年七月庚午(一七日)条。夫馬進「使琉球録と使朝鮮録」(同編「増訂 使琉球録解題及び研究」榕樹書林、一九九九年九月。のち河政植他訳、前掲『연행사와 통역사』に再録)一五二頁によれば、許国は使行録として『朝鮮日記』三巻を残したというが、現存しない。また、許国の家人である兪深と洪純彦のネットワークについては米谷均「朝鮮侵略前夜の日本情報」(日韓歴史共同研究委員会編『日韓歴史共同研究報告書(第2分科篇)』同委員会、二〇〇五年一月)二〇五頁にも指摘がある。
- (52) 山根幸夫、前掲「明・清の会典」四八三頁。
- (53) 『明宗実録』卷一三、七年正月乙酉(二日)条。同書卷二三、一二年一〇月乙酉(六日)条。桑野栄治、前掲「朝鮮明宗代の対明外交交渉」。
- (54) 『荷谷先生朝天記』中、萬曆二年甲戌八月一八日己未条。当日の「朝天録」は「朝鮮国差来進賀萬壽聖節陪臣刑曹参判朴希立謹呈為辨誣事」の書き出しに始まる呈文を収録するが、その大半は前年の李後白による奏請と、これに対する萬曆帝の勅諭で占められている。また、同書萬曆二年甲戌八月一五日丙辰条には「余等改定本国呈文、添入再行題本等語、蓋前文則只請移文翰林院、故余等以謂未盡也」とあり、許筠は本国朝鮮を出国する際に準備していた呈文を入京後、下馬宴の前日になって急遽改訂したことが判明する。
- (55) 一方、綱目体で綴られた『重峯集』卷一一、朝天日記中、萬曆二年甲戌八月一八日己未条には「(呈文于礼部) 将欲再拜于庭上、尚書止之、止拜揖而出、在于南廊、尚書與侍郎再三伝看訖、叩洪純彦謂之曰、此事已經題過、不必再題、若待會典完了、必遂你等之願、純彦叩頭而出、(後略)」と簡略に記録する。
- (56) 「晴而風、朝、錢員外来館、洪純彦・安廷蘭就告曰、因老爺之教、昨日呈文于本部則尚書分付云云、員外曰然、你为一国大事欲呈文、故我不敢止之、而我意以為旨意已下、実録畢則自當纂入、今不須再題也、純彦曰、此則已知之矣、但遇會典新修時、事類浩繁、若外国之事、則恐或至於漏落、故如是更稟、員外曰、聖旨丁寧、萬無漏落之理、純彦又告曰、世宗実録之完、當在幾時、而會典開局亦在何日、答曰、世宗四十五年実録甚多、更待一兩年後方得完了、會典則各衙門今只抄送内翰而已、其開局則未知其早晚也云、(後略)」(『荷谷先生朝天記』中、萬曆二年甲戌八月一九日庚申条)。
- (57) 『荷谷先生朝天記』中、萬曆二年甲戌八月二〇日辛酉・二五日丙寅条。『重峯集』卷一一、朝天日記中、萬曆二年甲戌八月二〇日辛酉・二五日丙寅条。
- (58) 『眉巖日記草』第九冊、甲戌八月二八日条に「陰而晴、是日、冬至使拜表、余(≡柳希春)以承文院提調、早詣慕華館、諸提調及使臣安自裕・書狀官李彦倫・質正官金大鳴皆至、左相朴公淳・右相盧公守慎至、而查對畢而罷、提調監封文書于筒、(後略)」とあり、冬至使安自裕一行は宣祖七

年八月下旬に拝表の儀を終えて北京に向かった。安自裕が都目政により冬至使に任じられたのはこの年四月上旬である(同書第九冊、甲戌四月初八日条)。

(59) 『明神宗実録』卷三十一、萬曆二年二月癸丑(一三日)条。

(60) 『承文院提調請、改謝恩使爲奏請使』(『宣祖実録』卷八、七年閏一二月壬辰〔二二日〕条)。

(61) 「奏請使拝表、定于二十八日、(後略)」「三公會三品以上議啓曰、前日奏請已盡啓達矣、反覆思之、會典將滌、不得奏請、深爲未安、伏惟上裁」(『宣祖実録』卷九、八年正月己未〔一九日〕・二月己卯〔二〇日〕条)。また『眉巖先生集』(『韓國文集叢刊』34、所収。底本は国立中央図書館蔵本)卷一三、日記、乙亥〔萬曆三年、我宣廟九年〕二月初九日条に「早朝、以承文院公事會議、詣門側以俟、公卿・六曹先問安、啓請從權、(中略)余聞公卿再啓畢、復詣承文提調會處、入謁三政丞、三公問奏請與呈文何者爲是、希春對以似當奏請、但在遠未能的知云云、以本館啓事先告退、(後略)」とあり、柳希春は奏請使派遣論の立場であった。

(62) 『栗谷先生全書』卷一三、應製文、本国請改宗系奏本にも「(前略)萬曆三年九月内、陪臣戸曹參判洪聖民齎到礼部咨、該本部題、節該、(後略)」とある。また韓浚謙『柳川節記』(『大東野乘』卷七一、民族文化推進會、ソウル、一九七三年一二月、所収)には「(宣宗)八年乙亥〔萬曆三年〕、又遣陪臣洪聖民・書狀官丁胤福、申奏」とあるが、丁胤福による中国見聞記は残っていない。

(63) 山根幸夫、前掲「明・清の会典」四八三頁。

(64) 謝恩使尹斗壽と金誠一の派遣記録は『宣祖修正実録』卷一、一〇年四月条に「遣謝恩使尹斗壽・金誠一等、奏請宗系改正事、時謝勅諭恩、兼爲辨誣送也」とある。しかし、金誠一『鶴峯先生文集』(『韓國文集叢刊』48、所収。底本は奎章閣蔵本)附録、卷一、年譜、神宗萬曆五年丁丑〔先生四〇歳〕正月条に「差謝恩兼改宗系奏請書狀官〔以宗系・惡名兩件、辨誣天朝、雖許改撰、而會典旧謬尚襲、因循故也、與正使尹斗壽・質正官崔壺偕〕」とあり、これにつづけて「二月一日、辞朝〔路過臨津、訪李栗谷瑒〕、二十日、渡江」とみえる。したがって、謝恩使尹斗壽一行が赴京したのは宣祖一〇年四月ではなく、二ヶ月前の宣祖一〇年二月であろう。

(65) 『明神宗実録』卷五三、萬曆四年八月己丑(二九日)条。

(66) 『鶴峯先生文集』附録、卷一、年譜、神宗萬曆五年丁丑四月三日条に「入皇都」とあり、これにつづけて「七日、詣闕、就午門外御路上行礼〔前後受燕、皆詣闕謝恩、暇日闕文廟、觀郊壇、縱觀皇朝文物之盛〕」と記録する。

(67) 尹斗壽一行の入明記録は『明神宗実録』卷六一、萬曆五年四月壬申(一五日)条に「朝鮮国王李暎遣戸曹參判尹斗壽等、齎表謝恩、賜宴如例」とあるにすぎないが、『鶴峯先生文集』附録、卷一、年譜、神宗萬曆五年丁丑四月二日条に「詣闕辭、仍詣礼部準請〔前此屢度呈文、至是始見翰林唐鶴徵所撰、疎漏失實、多方陳籲、尚書馬公使郎中沈玄華改撰、親加塗改、添入教行語、比唐本明甚、時崔壺以能

文名、該部称真文章手、然以先生所作、為辭懇意到、得章奏体、前後呈文、蓋多出先生之手、宗祊被誣之冤、列聖籲天之誠、俱得伸雪、異日頒降會典、祇奉聖勅者、皆此行所正也」とある。なお、尹斗寿一行はこの二日後に北京を發った（同書附録、卷一、年譜、神宗萬曆五年丁丑五月二三日条）。

(68) 崔岏『簡易集』（『韓國文集叢刊』49、所収。底本は奎章閣藏本）には「朝鮮国差来陪臣戸曹參判尹斗壽等齋沐再拜郎中大人執事」の書き出しに始まる礼部郎中宛ての上書を収録する。同書卷四、四行文録、上礼部郎中書丁丑。

(69) 『鶴峯先生文集』附録、卷一、年譜には「神宗萬曆五年丁丑」七月初、復命、尋乞假省親」とあり、尹斗寿の帰国は宣祖一〇年九月ではなく七月であろう。

(70) 奏請使黄琳がいつ漢城を出発したかは定かでないが、『柳川筭記』には「(宣宗)十年丁丑〔萬曆五年〕、又遣陪臣尹斗壽・書状官金誠一申奏、其冬又遣陪臣黄琳・書状官黄允吉申奏」とあることから、宣祖一〇年一〇月以後であろう。

(71) 萬姓大同譜發行所編『萬姓大同譜』（明文堂、ソウル、一九八三年五月復刻）下、長水黄氏。

(72) 『栗谷先生全書』卷一三、應製文、本国請改宗系奏本に「(前略)又該萬曆六年六月内、陪臣戸曹判書黄琳齋到礼部咨、該本部題、節該、(後略)」とあり、黄琳の帰国は宣祖一一年二月ではなく六月であろう。

(73) 「遣礼部侍郎林士章、陪朝鮮陪臣黄琳等宴、以赴京進貢故

也」(『明神宗実録』卷七三、萬曆六年三月庚申〔九日〕条)。

(74) 魚叔權『攷事撮要(奎章閣叢書第七)』（京城帝国大学法文学部、京城、一九四一年二月。底本は「萬曆四十一年(光海君五)九月」の内賜記を有する太白山史庫旧藏本)上卷、大明紀年、萬曆八年庚辰〔宣宗大王一三年〕条に「(前略)隨即挨查、見纂會典本国項内、書係兢椿二字筆画無差、(後略)」とある。

(75) 『萬曆大明會典』卷一〇五、礼部六三、朝貢一、東南夷上、朝鮮国条。

(76) 「朝鮮国王李昞差陪臣礼曹參判李增等、齋表文・方物・馬匹、進賀萬壽聖節、宴賚如例」(『明神宗実録』卷一〇三、萬曆八年八月甲寅〔二七日〕条)。もっとも李増の派遣に關しても『宣祖実録』卷一四、一三年五月癸未〔二五日〕条には「聖節使拜表、親伝」とあるにすぎず、拜表の儀に際して宣祖が『大明會典』の編纂状況を探るよう直接指示したか否かさえ判然としない。

(77) 『明宗実録』卷二九、一八年一月壬寅〔二七日〕・一二月甲寅〔一〇日〕条。

(78) 『栗谷先生全書』卷三四、附録二、年譜下、辛巳、神宗皇帝萬曆九年五月条に「製進辨誣奏文〔見原編〕」とあり、さらに「(前略)乃金公繼輝為使、先生承命製奏文以進、上曰、善哉、蔑以加矣、大事必將諧矣」とみえる。徐学諱『世廟識餘録』（北京図書館古籍出版編輯組編『北京図書館古籍珍本叢刊』13、書目文献出版社、北京、一九八八年二

- 月、所収）巻六には李珥が製述したこの「本国請改宗系奏本」を収録する。
- (79) 山腰敏寛編、前掲『中国歴史公文書読解辞典』七頁。むろん、朝鮮の啓本の文書様式でも冒頭には「某の為の事なり」とその題目・内容を記す（『経国大典』巻三、礼典、啓本式）。
- (80) 『宣祖実録』巻一四、一三年七月壬午（二五日）条。
- (81) 『宣祖実録』巻一四、一三年一月己巳（三日）条。同書巻一五、正月庚午（五日）条。『明神宗実録』巻一〇七、萬曆八年二月己亥（四日）条。十三山駅の位置はさしあたり楊正泰『明代駅站考（増訂本）』（上海古籍出版社、上海、二〇〇六年一月）一三〇頁「一九 遼東都司駅路分布図（嘉靖、隆慶年間）」、参照。
- (82) 『宣祖実録』巻一五、一四年正月壬辰（二七日）条。
- (83) 『宣祖修正実録』巻一五、一四年五月条は本文中に引いた李珥の「経筵日記」とほぼ同様の記録であるが、「匹夫受誣、尚能伸雪、安有国君受誣二百年而不伸者乎」の箇所は採録されていない。
- (84) 史料の提示こそないが、以上の李珥の発言はつとに林泰輔『朝鮮通史』（富山房、一九二二年八月）第八章 壬辰以前の外交及び内政 二九四―二九五頁、瀬野馬熊『朝鮮史大系（近世史）』（朝鮮史学会、京城、一九二七年八月。原書房、一九七五年二月復刻）「第七章 壬辰以前の内治外交」一二三頁に紹介されている。
- (85) 『栗谷先生全書』巻三四、附録二、年譜下、辛卯、神宗皇帝萬曆一九年条に「録光国原従一等勲、先是（己丑）、奏請使尹根壽奉會典全編以來、快雪宗系之誣、宣廟命録勲、先生在原従一等」とある。
- (86) 『宣祖実録』巻一五、一四年四月癸丑（二〇日）条には「引儀金慶昌上疏、宗系改正事不可一日忘之、請為奏請、上嘉納之、命議于承文院、以聖節使慎喜男有病遞之、請以能文之人扱差、兼為奏請、於是崔顥拜奏請使」とあり、一ヶ月前には崔顥がいったん奏請使に任じられていたが、なんらかの事情により変更となった。崔顥は二年後に吐血して急死した（『宣祖修正実録』巻一七、一六年四月条）。
- (87) 『簡易集』巻六、辛巳行録、見堂（礼部）に「（前略）周旋郎吏恪、仰望遠人叨、（後略）」とある。ただ、この五言律詩の割註に「（前略）今聞、閣老張居正用事以後、賢者多外滞、（後略）」とあり、権勢をふるう張居正の風聞を記録する。崔岙の「辛巳行録」では「受宴（會同館）」「受賞」につづいて「觀国学」と「觀天壇」の五言律詩を詠んでおり、これまでの朝鮮使節と同様に国子監と天壇の參觀を楽しんだ。
- (88) 『明神宗実録』巻一一八、萬曆九年一月戊寅（一八日）条には「朝鮮国王李暉差刑曹參判柳希霖等正従三十四員、進冬至令節表文・礼物、宴賚如例、仍給十年大統曆一本」とあり、冬至使柳希霖の朝貢記録を優先させる。崔岙は柳希霖を見送る五言律詩のほか除夜・元日を詠んでいる（『簡易集』巻六、辛巳行録、送冬至使柳工曹〔希霖〕先帰・除夜・元日）から、金継輝一行の帰国は宣祖一四年一

- 一月ではなく、翌年正月以降であろう。
- (89) 『霽峯集』(『韓國文集叢刊』42、所収。底本は奎章閣蔵本) 卷四、詩、詣礼部上書。
- (90) 『霽峯集』卷四、詩、聞聖旨不許降勅、帳吟疊前韻。李権宰「霽峯의 使行詩에 트리난 意識世界」(『古詩歌研究』第九輯、麗水、二〇〇二年。のち曹圭益他編『연행록연구 총서 5 (문화)』学古房、ソウル、二〇〇六年九月に再録) 二八九～二九五頁はこの七言律詩のほか、当初、皇帝の謁見を拒否された高敬命が礼部に北京滞在の延長許可を願った上書(『霽峯遺集』雑著、上礼部尚書書)を紹介する。
- (91) 『霽峯集』卷四、詩、皇帝御皇極門、礼官引陪臣等、就玉座前、跪受賜衣以出。
- (92) 『世廟識餘録』卷六には李珥の「本国請改宗系奏本」につづけて、「朝鮮国差来陪臣刑曹判書金繼輝等薰沐再拜、謹上書于太宗伯相公閣下」の書き出しに始まる礼部郎中宛ての上書(『簡易集』卷四、四行文録、上礼部尚書書辛巳)を収録する。さらにこれにつづけて金繼輝らによる再度の上書(『霽峯遺集』雑著、上礼部尚書書)を収録し、徐学謨は三部構成にて宗系弁証問題の顛末を記録にとどめた。高敬命と崔岙はともに礼部に善処を請うており、金繼輝一行の外交交渉は一定の成果を収めたと考えてよからう。
- (93) 『宣祖実録』卷一六、一五年四月戊申(二二日)条。『宣祖修正実録』卷一六、一五年四月条、金繼輝卒伝。
- (94) 『薬圃先生遺稿』年譜、神宗萬曆一〇年壬午条に「以聖節使赴京、(後略)」とあり、その割註に「(前略) 上年、黄崗(≡金繼輝の号) 為奏請使、是年、先生亦以奏聞・賀節等事赴京、蓋以一時士流聚朝、極選專对之人也」と附す。
- (95) 『西厓先生文集』(『韓國文集叢刊』52、所収。底本は高麗大学校中央図書館蔵本) 卷三、奏文、乞頒示會典奏文(辛巳)の冒頭に「朝鮮国王臣姓諱謹奏、為本国宗系惡名已蒙昭雪、乞頒示會典新書、以訖恩命、永洗旧冤事、(後略)」と記す。割註の「辛巳」(萬曆九年、宣祖一四)は、奏請文の冒頭にある「萬曆九年正月」を製述年と判断した豊山柳氏の後孫が『西厓集』編纂の際に註記したのであろう。既述のごとく、宣祖一四年に奏請文を製述したのは李珥である。
- (96) 「宗系奏請使黄廷彧・書狀官韓應寅・質正官宋象賢發行」(『宣祖実録』卷一八、一七年五月戊寅(三日)条)。
- (97) 「宗系及惡名辨証奏請使黄廷彧・書狀官韓應寅等奉勅而還、皇帝録示會典中改正全文、上迎于慕華館、告宗廟受賀、加百官階、宥殊死以下、廷彧・應寅及上通事洪純彦等加資、賜奴婢・田宅・雜物有差」(『宣祖実録』卷一八、一七年一月朔癸酉条)。
- (98) 黄廷彧が赴京中に製述した呈文の内容は記録に残っていない。ただ、黄廷彧『芝川集』(『韓國文集叢刊』41、所収。底本は韓國学中央研究院蔵書閣蔵本) 附録上、行狀(黄赫撰)に「(前略) 尚書于慎行曰、此言良是、試可呈文、先君(≡黄廷彧) 即具事情為長書、淨写呈進、尚書再三披讀、顧語左右曰、好文字、好文字、仍問訊官洪純彦曰、你宰相是宿構耶、何神速若是、賞玩不已、備載先君所呈文字

于該奏状中、一無増削、得上聞、蒙皇上特命刊正、就將秘典所載、並令謄示、仍写勅與之、(後略)」とある。やや頭彰にかたむくきらいがあるが、黄赫が父黄廷彧から聞き取ったエピソードであろう。

(99) 金玢『栢巖先生文集』(『韓國文集叢刊』50、所収。底本は奎章閣藏本)年譜、皇明神宗皇帝萬曆十二年甲申(先生四五歳)一〇月条に「製進宗系辨誣後頒赦中外教書」とある。また同書卷三、教書、宗系辨誣頒赦中外教書。

(100) その後、八月下旬に「賜朝鮮國陪臣黃廷彧等二起宴、以奏事入賀、事完回国也」(『明神宗實錄』卷一五二、萬曆十二年八月庚午(二十七日)条)とみえ、黄廷彧が任務を完了して北京を發つたことを記す。

(101) 「(前略)宣勅時、進陪臣于皇極門内、設拜席彩紅氈、使翰林學士將札、蓋異教云、(後略)」(『芝川集』附録上、行状)。

(102) 「謝恩使李友直(割註略)帰、進大明會典撰写一卷及聞見小録、伝曰、知道、此冊下承文院」(『宣祖實錄』卷一九、一八年四月辛酉(二〇日)条)。ただし、李友直の「聞見小録」の内容は記録に残っていない。

(103) 『國朝文科榜目』卷八、宣祖朝、乙酉(十八年)別試榜(以改宗系慶、十月十六日行)条。宋俊浩他編、前掲書「宣祖代の文科」三〇九～三二二頁。

(104) 『宣祖實錄』卷二〇、一九年一〇月丙寅(五日)条。同書卷二一、二〇年正月朔庚寅条。『宣祖修正實錄』卷二〇、一九年正月条はこの事件の顛末を「先是、賀節使尹自新・

賀至使成壽益等在會同館失火延燒、使臣並被拿鞠論罪、遣使謝恩、帝降勅獎諭云、王忠愍可嘉、仍賜蟒衣・彩段」と簡潔に記録する。

(105) 『宣祖實錄』卷二〇、一九年二月壬戌(二日)条。

(106) 「以館舍焚毀・方物偷失事、陳謝使裴三益發行、(後略)」(『宣祖實錄』卷二一、二〇年三月壬寅(十三日)条)。また『臨淵齋先生文集』(『韓國文集叢刊』続4、所収。底本は奎章閣藏本)卷四、朝天録、萬曆十五年丁亥三月十三日壬寅条に「晴、以大司成差陳謝使、兼帶吏曹參判、辭闕、查對於慕華館、(後略)」とある。

(107) 金松姫『朝鮮初期堂上官兼職制研究—東班京官職斗臨時職을 중심으로』(漢陽大學校出版部、ソウル、一九九八年一月)「第4章1 对明使臣斗 明使迎接官」(初出は『史學研究』第五五・五六合集号、果川、一九九八年一月)二四〇頁。

(108) たとえば張在天「朝鮮時代 成均館의 外交的 機能—조선 왕조실록을 중심으로」(『韓國思想과 文化』第一九輯、ソウル、二〇〇三年三月)。のち曹圭益他編『연행록연구총서 7 (정치·경제·외교)』学古房、ソウル、二〇〇六年九月に再録)四一四～四一六頁。

(109) 林基中編『燕行録全集』4 (東國大學校出版部、ソウル、二〇〇一年一〇月)は「丁亥三月一三日壬寅晴、辭闕、查對於慕華館、夕宿碧蹄駅」の書き出しに始まる筆写本の「裴三益日記」を収録する。この草稿をもとに後日、「朝天録」が編まれたのであろう。ただ、『燕行録全集』全一〇

○冊は史料の所蔵機関を明記せず、史料集としての意義を損なっている。夫馬進「紹介／林基中・夫馬進編『燕行録全集日本所蔵編』」（『東洋史研究』第六一卷第四号、二〇〇三年三月）一六八頁。

(110) 『大東地志』（高宗元年、一八六四）卷三、京畿道高陽、駅
站条に「碧蹄駅（北二里）」とある。

(111) 「(前略) 平日読聖賢書、粗知臨難不避之義、而顧萬里專
对、非其才也、不惕然省念哉、夕宿碧蹄駅」（『臨淵齋先生
文集』卷四、朝天録、萬曆一五年丁亥三月二三日壬寅条）。

(112) 「(前略) 夕、宿玉河館西照、蓋東照失火、尚不修建故也、
館人禁火、不得燎火、以門扉排席、寢於其上」（『臨淵齋先
生文集』卷四、朝天録、萬曆一五年丁亥六月癸亥〔五日〕
条）。会同館の失火に関しては松浦章「明清時代北京の會
同館」（『神田信夫先生古稀記念論集 清朝と東アジア』山
川出版社、一九九二年三月）三六四頁に言及があり、この
記録に注目する。

(113) 『臨淵齋先生文集』卷四、朝天録、萬曆一五年丁亥六月丙
寅（八日）条。『明神宗実録』卷一八七、萬曆一五年六月
丁卯（九日）条。

(114) 『明神宗実録』卷一八七、萬曆一五年六月庚辰（二二日）
条。

(115) 「晴、受上馬宴及欽賜、（中略）聞左侍郎王弘誨自闕下赴會
同館、即往来會同館、日晚、侍郎乃至、行一拜三叩頭於闕
牌下、進侍郎前、行再拜礼、（中略）跪呈乞先印會典内本
国項下改纂文字等卷文、侍郎受之」（『臨淵齋先生文集』卷

四、朝天録、萬曆一五年丁亥六月癸酉（二五日）条。ま
た同書卷三、呈文、呈礼部文（萬曆一五年丁亥）。

(116) 「呈文礼部、今已六日、未聞処置如何、不勝憂憫」礼部呈
文題始出而曰、案、候書成刊布之日、題請施行云、乃十七
日題也、（後略）」（『臨淵齋先生文集』卷四、朝天録、萬曆
一五年丁亥六月戊寅〔二〇日〕・壬午〔二四日〕条）。

(117) 「(前略) 令通事再上書於礼部」（『臨淵齋先生文集』卷四、
朝天録、萬曆一五年丁亥六月癸未〔二五日〕条。また同
書卷三、呈文、再呈礼部文）。

(118) 『臨淵齋先生文集』卷四、朝天録、萬曆一五年丁亥七月庚
寅（三日）・癸巳（六日）条。

(119) 『明神宗実録』卷一八二、萬曆一五年正月甲辰（一五日）
条。同書卷一八七、萬曆一五年六月己卯（二二日）条。中
純夫、前掲「尹根寿と陸光祖」一一三頁。

(120) 『臨淵齋先生文集』卷四、朝天録、萬曆一五年丁亥七月己
亥（二二日）条。

(121) 『臨淵齋先生文集』卷四、朝天録、萬曆一五年丁亥六月丁
亥（二九日）・七月辛卯（四日）条。

(122) 『明神宗実録』卷一八三、萬曆一五年二月丁卯（八日）・戊
寅（二九日）・庚辰（二二日）条。筆写本「裴三益日記」
（林基中編、前掲『燕行録全集』4、所収）の末尾にはこ
の内閣大学士三名のほか、副総裁を務めた礼部尚書沈鯉・
左侍郎王弘誨・右侍郎于慎行の姓名・号・出身等を記録に
残す。

(123) ただし、実際にはこの慶事を宗廟に報告するにはいって

- いない。また裴三益の帰国後、礼曹は別試の実施を要請して宣祖の裁可を得た(『宣祖実録』巻二一、二〇年九月己亥(一三日)条)が、これも実施された形跡はない。
- (124) 中村栄孝「朝鮮の慕明思想と大報壇」(『天理大学学報』第七八輯、一九七二年三月)一九七〜一九八頁。韓明基「임진왜란과 한중관계」(『歴史批評社』ソウル、一九九九年八月)「제1부 제1장 명군 참전과 정·치적 영향」六七〜六八頁の脚註III。
- (125) 「日食、抵暮越江、馳啓會典彙本一冊及礼部咨・遼東都司禁耕回咨一道齋來事、(後略)」(『臨淵齋先生文集』巻四、朝天録、萬曆一五年丁亥九月初一日丁亥条)。「越江、馳啓會典正彙内宗系草本一冊及礼部咨・遼東都司禁耕回咨各一道齋來等事、(後略)」(同書巻五、附録、年譜、神宗萬曆一五年丁亥(先生五四歲)条)。
- (126) 「晴、宿迎曙、上降御札曰、今次下人多病死、萬里無事往還、齋奉勅書而來、且膳書會典來啓、俾予知之、此皆由於周旋專対之忠、良用嘉悦、賜内廐馬一匹、書狀官元士安兒馬一匹、勿謝」(『臨淵齋先生文集』巻四、朝天録、萬曆一五年丁亥九月戊戌(一二日)条。また同書巻六、附録、宣廟御札〔陳謝使復命時、〇丁亥〕。
- (127) 『国朝文科榜目』巻八、宣祖朝、甲戌(七年)別試榜(以宗系誣伸、九月十三日行)条。
- (128) 『宣祖実録』巻二一、二〇年九月己亥(一三日)条。『臨淵齋先生文集』巻四、朝天録、萬曆一五年丁亥九月己亥(一三日)条。
- (129) 「謝恩使兪泓・書狀官尹暹等發行、(後略)」(『宣祖実録』巻二一、二〇年一〇月乙丑(二〇日)条)。「遣謝恩使兪泓、兼為奏請如京師、乞頒示會典」(『宣祖修正実録』巻二一、二〇年九月条)。
- (130) 宋時烈『宋子大全』(『韓國文集叢刊』113、所収。底本は奎章閣藏本)巻一五九、碑、果齋尹公神道碑銘〔并序〕に「(前略)丁亥(宣祖二〇年)、極選以遣、公(尹暹)為書狀官、上曰、宗系每蒙朝廷許其改正、而未見其昭載寶典、今聞此書將成、若蒙頒降、明知昭雪之實、則予死何恨、爾等勉之、(後略)」とある。
- (131) 史料の提示こそないが、兪泓による外交交渉の描写は瀬野馬熊、前掲書「第七章 壬辰以前の内治外交」一二四頁に紹介された。また李成珪、前掲「明・清史書の朝鮮」〔曲筆〕と朝鮮による『弁誣』六五頁。
- (132) 『松塘集』(『韓國文集叢刊』続3、所収。底本は奎章閣藏本)巻二、詩、呈文および見聖旨准下兼免差官。兪泓は黄海道金郊駅より朝鮮半島を北上して入京し、遼東都司に戻るまでの北京紀行を詩文の形式にて残す。また帰途、兪泓は山海関を去る際に兵部主事(正六品)馬維銘より祝いの五言律詩を贈られ、これに唱和した宣祖御製の漢詩とあわせて『松塘集』巻二、詩、次山海関主事馬維銘贈我韻に収録されている。
- (133) 当時の教書は『光国志慶録』頒敕教文にも収録された。同書の解題に前間恭作編『古鮮冊譜』第一冊(東洋文庫、一九二八年一月)五〇九〜五一〇頁、『奎章閣韓國本圖書解

- 題 史部3』(ソウル大学校奎章閣、ソウル、一九八三年一月) 三二三～三四頁のほか、藤本幸夫『日本現存朝鮮本研究 集部』(京都大学学術出版会、二〇〇六年二月) 三九頁に「研覈」がある。本稿では英祖二〇年(一七四四)に重刊され、正祖年間(一七七六～一八〇〇年)の刊本と推定される東京大学総合図書館阿川文庫蔵『光国志慶録』(請求番号はG二三一―二二〇)、およびこれとほぼ同版とされる大阪府立中之島図書館蔵本(請求番号は韓六一六二)を利用した。なお、後者の木版本一冊について『大阪府立図書館蔵 韓本目録』(大阪府立図書館、一九六八年三月)五〇頁では大韓帝国期の「光武九年」(一九〇五年)の刊行と判断するが、巻頭には「宣廟御製」について「肅廟御製御筆」(肅宗二十七年、一七〇三)、そして「再造皇恩」を強調する「當宁御製御筆」を収録し、「英廟」ではなく「當宁」とある。したがって、当時の国王つまり英祖代の重刊本と判断してよからう。
- (134) 『明史』卷三二〇、列伝二〇八、外国一、朝鮮にも「時眩屢請賜皇明會典、為其先康獻王且雪冤、(萬曆)十六年正月、會典成、適貢使愈泓在京、請給前書以終前命、許之」とある。
- (135) 『明神宗実録』卷一九五、萬曆一六年二月丁卯(一四日)条。
- (136) 「謝恩使愈泓書狀、大明會典本国宗系・惡名改正一冊、礼部題准給送、皇帝降勅事入啓、伝于承文院曰、頼諸卿之力、今日得有此事、不知所論、今見愈泓書狀、皇恩罔極、不知所論、(中略)數百年至痛、使祖宗無父而有父、無君而有君、而環蝶域數千里之場、始得為人類、彝倫攸叙、東韓再造、祖宗在天之靈、以為如何、(後略)」(『宣祖実録』卷二二、二二年三月辛亥〔二八日〕条)。
- (137) 「承文院都提調鄭惟吉・柳堧、提調・副提調等啓曰、今蒙勅諭丁寧、且受寶典而來、此実聖上誠孝格天、宗社神靈默佑之致、臣等歛欣鼓舞而已、豈有一毫之裨、而頃日下教敦諭、不勝驚惶之至、敢來謝、(後略)」(『宣祖実録』卷二二、二二年四月丙辰〔三日〕条)。
- (138) 「謝恩使右議政柳堧、副使崔混」(『宣祖実録』卷二二、二一年四月丙辰〔三日〕条)。その後、政府では宗系改正を祝賀する別試の検討に入った(同書卷二二、二一年四月辛未〔一八日〕条)。
- (139) 「命賞愈泓官階、超秩為崇祿・判府事、賜奴婢・土田、從行子大述並進官、(後略)」(『宣祖修正実録』卷二二、二一年二月条)。同書卷二二、二二年二月条に「以愈泓為礼曹判書、俄陞左贊成」とあり、『松塘集』卷末の神道碑銘(鄭斗卿撰)には「(前略)特命官其長子、錫賚甚夥、(中略)於是、命超崇祿、拜議政府左贊成兼判義禁知經筵事、(後略)」とあることから、愈泓のち礼曹判書を経て従一品の議政府左贊成を拜命した。
- (140) 「上以宗系・惡名得正婦功於下、承文院都提調・提調・副提調等各賜馬、子婿弟姪中、命除職」(『宣祖実録』卷二二、二二年五月甲申〔二日〕条)。
- (141) 「上以宗系改正莫大之慶、親行告祭于宗廟、遣官行祭于社

稷及永寧殿、祭畢、御齋殿、伝曰、(中略)天下雖大、一弊屣耳、古今又安有今日之功乎、前後勤勞致忠諸臣、宜賜功臣之号如何、設使為之、會典全秩未頒於天下、姑待而為之如何、問于大臣、左相鄭惟吉議、録功宜當、但勿使濫及、右相柳坤議、非在下所敢擅、請上裁、判府事金貴榮議、録功重大、請會典頒布後議定」「百官加資、祭執事又加一資、別歲抄永不叙用、准期不叙下等人、並令書啓」(いずれも『宣祖実録』卷二二、二二年五月己丑〔七日〕条)。史料中に省略したこの日の伝教は、のち『光国志慶録』頒赦時伝教に収録される。

(142) 『国朝五礼序例』卷一、吉礼、齋官条。

(143) 「上引見謝恩使柳坤及副使崔混・書状官黃佑漢、六承旨並入侍」「謝恩使柳坤等發行、上親伝表、遣承旨饒宴于慕華館」(『宣祖実録』卷二二、二二年五月丙申〔一四日〕・壬寅〔二〇日〕条)。「礼部題、朝鮮国王李暎遣陪臣議政府右議政柳坤等六十員赴京謝恩、賜宴如例、遣左侍郎于慎行待、(後略)」(『明神宗実録』卷二〇二、萬曆一六年八月己丑〔八日〕条)。朝鮮使節は通常、三五名前後で北京に派遣されるが、今回は謝恩使とともに聖節使韓準の一行も派遣された(同書卷二〇二、萬曆一六年八月己亥〔一八日〕条)ため、『明実録』はこの二種の使節をあわせて「六十員」と記録したのであろう。柳坤は一月に帰国して宣祖より酒を賜った(『宣祖実録』卷二二、二二年一月辛酉〔二二日〕条)。

(144) 「左相鄭惟吉率十二品以上、啓請上尊号、答曰、今又来啓極

為惶駭、以宗系得正歸之於余、至有過當之啓、莫知其故、予親赴京師、哀籲於帝前得雪而歸乎、在此而運神謀奇計、有指授之策乎、又積誠動天、能有以致之乎、予無一於是、不過朝廷周旋、使臣盡忠、幸而成事、而其実祖宗積年之功徳耳、今乃掩為己有、高自標号、自以為軼前代輝後世、尺童亦笑矣、(中略)三啓、答曰、不允、領相盧守愼病不參議」(『宣祖実録』卷二二、二二年五月癸卯〔二一日〕条)。

(145) 『宣祖実録』卷二二、二二年四月辛未〔一八日〕・丁丑〔二四日〕および五月辛亥〔二九日〕条。『国朝文科榜目』卷八、宣祖朝、戊子〔二十一年〕調聖榜〔五月二十九日行、表漢鄭衆謝拜軍司馬〕条。宋俊浩他編、前掲書「宣祖代の文科」三一五～三一六頁。

(146) 「正言金信元啓曰、(中略)宗系被誣之冤、昭雪於當代、此乃一国莫大之慶、自上特命搜出前後文書、纂定成書、將欲伝示萬世、甚盛舉也、承文院既已專掌其事、則所當十分精審、廣議証定、先重後輕、撮要刪冗、俾無一毫之未盡可也、(後略)」(『宣祖実録』卷二三、二二年八月戊戌〔二三日〕条)。

(147) 「伝曰、我国宗系昭雪、大明會典一冊則徑請頒給、是我国莫大之慶、而卷帙未成、終有所未給、中朝視我国無異内服、而独於會典以其載中国諸機不為頒給、是外夷之也、尤為未穩、當初自有礼部題請、隨後順付之語、聖旨別無勿頒之命、今年聖節之行執此為辭、捩理咨請于礼部可也、設使不從、咨請不可不為、一卷得之後、更無全帙、而視為尋常一不咨請、事體何如、言于承文院、(後略)」(『宣祖実録』

卷三三、二二年二月辛巳〔四日〕条。

- (148) 『宣祖実録』卷三三、二二年三月丁卯(二〇日)・四月戊寅(二日)条。『柳川笥記』には「(前略)己丑(宣祖二二年)、賀節陪臣尹根壽・書状官尹河回自京師(是行別揀使臣、呈文該部、全秩受來)、帝頒降會典全部、仍降勅書、(後略)」とある。

- (149) 当時、正使であった李後白は宣祖一一年に死去した。『宣祖修正実録』卷一二、一一年一〇月条、李後白卒伝。「栗谷先生全書」卷三〇、経筵日記三、萬曆六年戊寅、今上一一年一〇月条、資憲大夫戸曹判書李後白卒伝。

- (150) 「萬壽節、(中略)上御皇極殿、受賀」「宴朝鮮国入賀陪臣吏曹參判尹根壽、命礼部尚書于慎行待、帰仍有錢」(『明神宗実録』卷二一四、萬曆一七年八月壬辰〔二七日〕・癸巳〔二八日〕条)。また尹根壽『月汀先生集』(『韓国文集叢刊』47、所収。底本は奎章閣蔵本)所収の「朝天録」は七言律詩の「追紀萬壽節」を収録し、『月汀先生別集』卷四、漫録では尹根壽が「和氣温然」たる礼部尚書于慎行の厚遇を受けたことを記す。

- (151) 『月汀先生別集』卷四、漫録に「萬曆己丑歲(宣祖二二年)、以宗系奏請使如京、適於重陽日、拜聖於国子監、(後略)」とある。

- (152) 『明神宗実録』卷二二五、萬曆一七年九月乙巳朔条。
(153) ただし、本文中に引用した『宣祖修正実録』卷二三、二二年一〇月条末尾の割註には「其の後ち、中朝の野史を見るに、皇朝並な伸雪を許すを以て過ちと為す。後來の野史辨

誣の議を起す所以なり」とあり、『大明会典』の誤った朝鮮情報のはち明・清の野史に繼承される。中村栄孝『日鮮関係史の研究(中)』(吉川弘文館、一九六九年八月)「五明・鮮外交文書集『事大文軌』三九四〜三九六頁、李成珪、前掲「明・清史書の朝鮮『曲筆』と朝鮮による『弁誣』」、参照。

- (154) 「上以頒會典全書、告宗廟頒教、命尹根壽進階資憲、拜刑曹判書、賜田宅・藏獲」(『宣祖修正実録』卷二三、二二年一〇月条)。

- (155) 許穆『記言』(『韓国文集叢刊』99、所収。底本は高麗大学校中央図書館癡庵文库蔵本)別集、卷一七、丘墓文、茂城府院君尹公神道碑銘に「(前略)己丑(宣祖二二年)、差行臺(書状官の別称)賀聖節、仍請宗係事、帝許之而降勅、特頒降會典、既復命、上重其功、賞奉使者、公陞司贍寺僉正、(後略)」とある。

- (156) 「礼曹啓曰、改宗系改正後、前雖已行告宗廟之例、皇朝又頒全秩、乃是別様恩数、得於望外、而其在我国尤為榮幸莫大、二百年籲天祈懇之事乃始結束、更無一毫未盡之意、況奏文中藏諸祖廟之語、受勅後抑日、遣大臣告于宗廟、並以會典全秩陳于神位前、上慰列聖在天之靈、允合情礼、敢啓、答曰、依啓」(『宣祖実録』卷二三、二二年一〇月辛丑〔二七日〕条)。

- (157) 鄭崑壽『栢谷先生集』(『韓国文集叢刊』48、所収。底本は奎章閣蔵本)年譜、皇明神宗皇帝萬曆一八年(我宣祖大王二三年)庚寅(先生五三歳)五月条に「命賜鞍具馬、録光

- (158) 国原従功臣(時以改宗系事告廟、而先生為獻官)とある。『国朝文科榜目』巻八、宣祖朝、己丑(二十二年)増広榜〔以改宗系慶行〕条。この増広試の実施日時は不明ながら、尹根寿が帰国した宣祖二十二年一月下旬以降であることは疑いない。宋俊浩他編、前掲書「宣祖代의 文科」三一七～三二〇頁。
- (159) 崔珍玉『朝鮮時代生員進士研究』(集文堂、ソウル、一九九八年三月)「Ⅱ 生員進士試斗 司馬榜目」三六頁。
- (160) 「左參贊鄭琢差謝恩使、加崇政、黃允吉・金誠一差日本通信上・副使、許箴差書狀官」「上親伝謝恩表、使臣鄭琢・權克智等發行」(『宣祖実録』巻二三、二十二年一月壬戌〔二八日〕・一二月己亥〔二六日〕条)。「朝鮮国王李暎差陪臣鄭琢等、奏謝頒給會典、貢方物・馬匹、宴賞如例」(『明神宗実録』巻二二、萬曆一八年四月己亥〔二八日〕条)。また鄭琢『葉圃先生文集』(『韓國文集叢刊』39、所収。底本は奎章閣蔵本)年譜、神宗萬曆一七年己丑(先生六四歳)条に「冬、特加崇政、仮右議政銜、奉使皇京(子允穆従)」とあり、『柳川筭記』は「(前略)即遣撰右議政鄭琢・同知中枢府事權克智、祇謝皇恩、餘悉如上儀(唯増廣加取四十人、其後遂以為例)、(後略)」と記す。
- (161) たとえば琉球の場合、『萬曆大明會典』巻一〇五、礼部六三、朝貢一、東南夷上、琉球国条に「祖訓、大琉球国、朝貢不時、王子及陪臣之子、皆入太学(『国子監』讀書、礼待甚厚、小琉球国、不通往来、不曾朝貢、(後略)」とあり、『皇明祖訓』の引用に始まる。
- (162) 桑野栄治、前掲「朝鮮中宗二〇年代の対明外交交渉」九三頁。また『礼部志稿』巻九一、朝貢備考、頒貢夷礼、改東北夷正旦朝賀条に「嘉靖十年二月、改東北夷正旦朝賀於冬至、論礼部曰、恭惟、我聖祖高皇帝、混一区宇、奄有萬方華夷蛮貊、罔不在籍、今朕遵聖祖之制、於每歲冬至祇行大祀之礼、礼成慶宴、此時無爾朝鮮国及大寧等衛使臣在、故今歲未得與宴、爾礼部便行文與朝鮮国等处、如彼克遵故典、可每歲元旦之貢移于冬至之前入賀、庶不有負我聖祖柔遠待夷之意」とある。ここに「今朕、聖祖の制に遵い、每歲冬至に祇みて大祀の礼を行う」とみえるごとく、冬至使の新設が嘉靖帝の礼制改革にともなう措置であったことは明白である。
- (163) 『明宗実録』巻一三、七年正月乙酉(二日)条。桑野栄治、前掲「朝鮮明宗代の対明外交交渉」の表『嘉靖會典』の写本二種と『萬曆會典』の比較、参照。
- (164) 恭讓王の最期については『明世宗実録』に記録していない。一方、裴三益の「朝天録」は『萬曆會典』の内容とほぼ符合するが、「瑤を別邸に貶として其の身を終わしむ」とあるのは誤刻かと思われる。【表一】参照。
- (165) 『礼部志稿』巻三五、主客司職掌、朝貢、東南夷、朝鮮国条。
- (166) 「三公率百官來啓、請上尊号、以宗系・惡名昭雪會典頒降也、上牢讓不受」(『宣祖実録』巻二三、二十二年二月甲申〔二一日〕条)。その後もたとえば同書巻二三、二十二年二月庚寅(一七日)条に「二品以上再啓、以改宗系事請上尊

- 号、答曰、勿為更論」とみえる。
- (167) 『宣祖実録』卷二四、二三年二月癸未(一日)条。『宣祖修正実録』卷二四、二三年二月条。『濬源系譜紀略』濬源世系、宣祖・宣祖妃。
- (168) 「領議政李山海等率百官上尊号曰、正倫立極盛德洪烈、中殿曰、章聖、上御仁政殿受賀、仍行上壽宴、赦時推雜犯死罪安置充軍、並放之」(『宣祖実録』卷二四、二三年四月乙未(二四日)条)。
- (169) 「増廣別試、取南以恭等四十人(上尊号慶科也)」(『宣祖修正実録』卷二四、二三年一〇月条)。『国朝文科榜目』卷八、宣祖朝、庚寅(二十三年)増広榜(以改宗系頒會典後上尊号慶、十月行)条。宋俊浩他編、前掲書「宣祖代の文科」三二〇～三二三頁。
- (170) 『光海君日記(鼎足山本)』卷一〇六、八年八月壬寅(四日)条。『濬源系譜紀略』濬源世系、宣祖。中村榮孝、前掲書「五明・鮮外交文書集『事大文軌』」三九四～三九六頁。宗系弁誣に由来する光海君の尊号「叙倫立紀明誠光烈」については平木實『朝鮮社会文化史研究Ⅱ』(阿吡社、二〇〇一年一二月)「三、朝鮮時代後期における圜丘壇祭祀について」(初出は『朝鮮学報』第一五七輯、一九九五年一〇月)一〇七～一〇八頁、参照。
- (171) 『宣祖修正実録』卷二三、二二年一二月条。のちに兩司(司憲府と司諫院)は平難功臣とあわせ、功臣教書の乱発に反対したが、宣祖はこれを退けた(同書卷二四、二三年二月条)。
- (172) 崔承熙『増補版 韓国古文書研究』(知識産業社、ソウル、一九八九年八月)「五、古文書の様式斗ユ實際」一〇七頁。
- (173) 『栢谷先生集』年譜、神宗皇帝萬曆一七年(我宣祖大王二二年)己丑(先生五二歳)一〇月条に「引見入侍、命修功臣謄録」とあり、同一八年庚寅正月条には「進功臣謄録」とある。
- (174) 忠勳府に関連する諸般の事項を記録した『忠勳府謄録』(保景文化社、ソウル、一九九一年三月影印。原本は奎章閣蔵本、全三九冊)もその内容は光海君元年(一六〇九)以降のものである。
- (175) 『攷事撮要』上巻、本朝功臣名号、宣宗朝輪忠貢誠翼謨修紀光国功臣。通常、功臣に対して奴婢・土田などの褒賞が下賜されるが、本文中に引用した『宣祖修正実録』は「賜賚すること差有り」と記録するにとどまり、褒賞の具体的な内容に関しても不明なところが多い。ただ朴成柱、前掲「조선전기 朝・明 관계에서의 宗系문제」二二二～二二三頁が指摘したように豊山柳氏文書には三等功臣柳成龍の教書(宝物第一六〇号)が現存し、柳成龍には「伴儻(≡召使い)四人、奴婢七口、丘史(≡女性の召使い)二名、田六十結、銀二十兩、表裏一段、内厩馬一匹」が賜給された。「萬曆十八年八月日」付けのこの「光国功臣教書」は慶尚北道安東河回マウルの柳成龍宗宅(忠孝堂)にある遺物展示館「永慕閣」に保管されている。
- (176) 신명호「조선시대의 공신회맹제(功臣會盟祭)」(鄭萬祚

他『조선시대의 정치와 제도 (조선시대 양반사회와 문화 2)』集文堂、ソウル、二〇〇三年八月) 四五四・四六五頁。国王の冕服については『国朝五礼序例』卷一、吉礼、祭服図説条、殿下冕服の項に図解があり、「九章、○永楽元年、欽賜之制」とある。

(177) 『光国功臣会盟録』(『古文書集成一七―河回豊山柳氏篇(Ⅲ)』韓国精神文化研究院、城南、一九九四年五月、所収) 光国功臣会盟文に「維萬曆十八年歲次庚寅八月庚午朔十六日乙酉、朝鮮国王臣李諱謹率開国・定社・佐命・靖難・佐翼・敵愾・翊戴・佐理・靖国・定難・光国功臣及子孫等敢昭告于天地・社稷・宗廟・山川百神之靈、(後略)」とある。平難二等功臣の閔仁伯『苔泉集』(『韓國文集叢刊』59、所収。底本は奎章閣藏本) 卷二、討逆日記、萬曆庚寅八月二五日条に「上率新旧功臣、會盟于禪武門外盟壇」とあることから、一〇日前の光国功臣会盟祭もほぼ同様の儀礼形態であったと推測される。

(178) 『韓國文集叢刊』51、所収。底本は奎章閣藏本。

(179) 『四留齋集』卷八、行年日記上、丁亥五月・己丑一二月および庚寅二月条。翌年正月に李廷毓は僉知中樞府事(正三品堂上官)に任じられた(同書卷八、行年日記上、辛卯正月条)。

(180) 『正祖実録』卷四九、二二年七月庚寅(二八日)条。『承政院日記』第一七九四冊、嘉慶三年戊午(正祖二二年)七月二八日庚寅条。朝鮮王朝が最初に論功行賞した開国功臣(二三九二年、朝鮮開国の功勞者)とその一次史料である

「李和開国功臣録券」(国宝第二三三二号)については千惠鳳『韓國書誌学研究』(三省出版社、ソウル、一九九一年一月)「第三篇第9章 義安伯李和開国功臣録券」(初出は『書誌学研究』第3輯、ソウル、一九八八年九月)、参照。

(181) 『霽峯遺集』表箋教書檄文、教一等輸忠貞誠翼謨修紀光国功臣海平君尹根壽書。この教書の存在は李權宰、前掲「霽峯의 使行詩에 드러난 意識世界」二九五頁に指摘がある。

(182) 「(前略) 庚寅、上以改宗系事躬祀告成于宗廟、(中略) 其年秋、築壇為敵血之盟、賜輸忠貞誠翼謨修紀光国功臣之号、超二級封府院君、仍行本曹事、賜厩馬・銀幣・田結・奴婢、同靖国功臣例、賜宴于闕庭、又賜宴于大平館、(後略)」(『芝川集』附録上、行状)。「其の年秋、壇を築きて敵血の盟を為す」とは宣祖二三年八月の功臣会盟祭を指す。

(183) 申欽『象村稿』(『韓國文集叢刊』72、所収。底本は奎章閣藏本) 卷二三、墓誌銘、輸忠貞翼謨修紀光国功臣崇政大夫益城君洪公墓誌銘(并序)に「(前略) 庚辰(宣祖一三年)、宣宗大王試文臣于庭、公居第一、進嘉善大夫、甲申(同一年)一七年、特加資憲大夫、以改宗系奏文出公手也、庚寅、策輸忠貞翼謨修紀光国功臣、陞崇政大夫益城君、以宗系改而會典頒也、(後略)」とある。宣祖一七一年に奏請使黃廷彧の外交交渉により『萬曆会典』の改正箇所が確認され、かつて洪聖民が奏請文を製述した点も再評価されたのであろう。

(184) 朴成柱、前掲「조선전기 朝・明 관계에서의 宗系문제」

二一五頁によれば、洪聖民は「固くみずから一等功臣冊録に反対して二等功臣を要求した」というが、その事情についてはなんら説明がない。洪聖民の功績に関しては『象村稿』卷二三、墓誌銘、輸忠翼謨修紀光国功臣崇政大夫益城君洪公墓誌銘〔并序〕にも〔前略〕宗系之改、実繇公而曰不言功、暨會典之頒、皇帝降勅、朝廷始知之、其論功定封也、宣宗大王欲以公為元勳、令群下雜議、公謂議者曰、以宗系往請者、冠蓋相望、先乎我者不必不我、後乎我者不必不我、我但遇其時爾、安敢貪天功為己力也、卒辞而不居、〔後略〕とみえる。「宗系の改、実に公に繇れども、口ずから功を言わず」と撰者の申欽が評価するように、宗系改正は洪聖民による功績が大きかったにもかかわらず、洪聖民は口外しなかったという。そのため後日、『大明會典』が朝鮮に頒賜されて萬曆帝の勅書が降るや、はじめて朝鮮政府は洪聖民の功績を知ることになった。ところが、それでも洪聖民は「我れ但だ其の時に遇うのみ。安くんぞ敢えて天功を貪りて己が力と為さんや」と、元勳を辞退するにいたつたのである。洪聖民が「二等功臣を要求した」わけではなく、そもそも臣下が国王に対して録勲を「要求」できる立場にはない。

(185) 『宣祖実録』卷一四、一三年六月庚戌(二二日)条。『宣祖修正実録』卷一四、一三年六月条。矢木毅「朝鮮における漢語・史文の習読について」(小南一郎編『中国における通俗文学の発展及びその影響』一九九八〜二〇〇〇年度科学研究費補助金〔基盤研究B(2)〕研究成果報告書、二

〇〇一年三月) 八八頁。

(186) また『象村稿』卷二三、墓誌銘、輸忠翼謨修紀光国功臣崇政大夫益城君洪公墓誌銘〔并序〕。同じく二等功臣に録勲された尹斗寿「梧陰先生遺稿」(『韓国文集叢刊』41、所収。底本は奎章閣蔵本) 附録の「神道碑銘」(崔立撰)、また韓應寅『百拙齋遺稿』(『同』60、所収。底本は奎章閣蔵本) 卷二、附録の「行状」(李廷龜撰) にも「輸忠翼謨修紀光国功臣」と記す。

(187) 『宋子大全』卷一五九、碑、果齋尹公神道碑銘〔并序〕に「〔前略〕公既至礼部、沈鯉見公呈文、大加称歎、〔後略〕」とある。

(188) 『明宗実録』「新印関係官」。ここには第二次印刷の来歴を述べた一文を附す。また『記言』別集、卷一七、丘墓文、茂城府院君尹公神道碑銘にも「〔前略〕庚寅、(中略) 秋、大賞會典事、賜輸忠翼謨修紀光国功臣号、特為盟府都事(『忠勳府の從五品)、累転刑曹正郎、〔後略〕』とある。

(189) 朴成柱、前掲「조선전기 朝・明 관계에서의 宗系문제」二一四頁の表「光国功臣斗冊録事由」。

(190) 桑野栄治、前掲「朝鮮中宗二〇年代の対明外交交渉」九〇〜九一頁。

(191) 『通文館志』卷七、人物、洪純彦条に「〔前略〕時本国以宗系下誣前後十餘使、皆未得請、萬曆甲申(『宣祖一七年)、公隨下誣使黃芝川廷彘到北京、(中略) 侍郎問、東使此來為何事、公以実対、侍郎曰、君母慮、留會同館月餘、使事果得准請、特命録示新改會典、石公実為之地也、(中略)」

- 公策光国勲、封唐陵君、(後略)」とあり、礼部侍郎石星との交渉を記す。
- (192) たとえば鄭光『司訳院倭学研究』(太学社、ソウル、一九八八年九月)「第2章 司訳院の四学과 倭学」一三〇～一四頁。
- (193) 金暲緑「조선 초기 통사의 활동과 위상 변화」(『韓国学報』第一〇一輯、ソウル、二〇〇〇年二月)七一～七二頁。同、前掲「朝鮮初期 対明外交와 外交節次」三〇～三一頁。
- (194) たとえば姜信沆『李朝時代の 訳学政策과 訳学者』(塔出版社、ソウル、一九七八年五月)「I 李朝時代の 訳学政策에 관한 考察—司訳院・承文院設置를 中心으로 하여」(初出は『大東文化研究』第二輯、ソウル、一九六六年六月)一六～二〇頁。
- (195) 『国朝功臣録』(ソウル大学奎章閣架蔵、筆写本。請求番号は奎一六〇一七) 宣祖大王輪忠貞誠翼謨修紀光国功臣、二等七員、唐陵君洪純彦。
- (196) 朴成柱、前掲「조선 전기 朝・明 관계에서의 宗系문제」二二二頁。
- (197) たとえば金成俊『韓国中世政治法制史研究』(二潮閣、ソウル、一九八五年五月)「朝鮮太宗의 外戚除去와 王權強化」(初出は『歴史学報』第一七・一八合輯、ソウル、一九六二年六月)二六九～二七〇頁。
- (198) 『高峯先生文集』(『韓国文集叢刊』40、所収。底本は高麗大学校中央図書館蔵本) 年譜、隆慶六年壬申条。『宣祖修正実録』卷六、五年五月条にも「病もて辞し、郷に還る」とある。
- (199) 『明穆宗実録』卷七〇、隆慶六年五月乙巳(二一日)条。『明神宗実録』卷一、隆慶六年六月丁丑(二三日)条。『宣祖実録』卷六、五年五月乙酉(一日)条。
- (200) 『宣祖修正実録』卷六、五年七月条。
- (201) 『高峯先生文集』年譜、隆慶六年壬申一月初一日条。奇大升による建議の一例を以下に示す。「(前略) 初廟堂獻議、宗系之誣比之篡逆之説、則誣罔尤重、而每並挙祈請、誠意不専、莫如専挙宗系伸理也、奇大升在臺啓、以革除時事非聖祖本意、而奸人増飾加誣、不可不辨、従其議並挙奏請、一併伸雪、故大升以其功追録勲籍、(後略)」(『宣祖修正実録』卷二三、二二年一〇月条)。
- (203) 『高峯先生文集』卷二、雜著、辨誣奏。一方、異版の『高峯全集』(成均館大学校大東文化研究院、ソウル、一九七六年三月)に収録された『高峯先生年譜』宣祖昭敬王五年壬申(先生四六歳)二月二七日条には「以宗系辨誣奏請使、又有召命先生、以使事重不得已赴朝、道拜大司諫」とあり、これにつづけて「時朝廷方以宗系辨誣奏請天朝、擢先生為專対、先生不得已應命、既至以疾停使行、製進辨誣奏、○奏文在集中」との割註を附す。
- (204) また『高峯先生文集』年譜は奇大升が死去した隆慶六年壬申条までを記録するが、『高峯全集』所収の『高峯先生年譜』は宣祖昭敬王三三年庚寅条に「録光国勲、贈輪忠翼謨光国功臣(中略)、封徳原君(曾撰宗系辨誣奏、故有此勲

- 贈)、贈諡文憲(道德博文曰文、行善可記曰憲)」と記す。後述する柳成龍と鄭澈も遺稿集は「輸忠翼謨光国功臣」と記録する。
- (205) 『하늘이 내린 재상, 류성룡』(国立中央博物館、ソウル、二〇〇七年五月)二七〜二八頁の「27 광국공신교서(光国功臣教書)、参照。また全冥穆「16세기 관문서의 서식 연구」(李樹健他「16세기 한국 고문서 연구」아카넷、ソウル、二〇〇四年九月)一一九〜一三〇頁。
- (206) 以上、奏請兼進賀使金澍と書状官李陽元による外交交渉は桑野榮治、前掲「朝鮮明宗代の対明外交交渉」、参照。
- (207) 桑野榮治、前掲「朝鮮中宗二〇年代の対明外交交渉」八八〜九一頁。
- (208) 朴成柱氏が尹卓然の光国功臣選定理由として「宣祖二二年謝恩使」を加えるのは誤りである(同、前掲「조선전기朝・明 관계에서의 宗系문제」二二四頁の表)。本稿第二節で述べたとおり、宣祖二二年に謝恩使として派遣されたのは鄭琢である。
- (209) 『宣祖実録』卷二四、二四年九月丁亥(二五日)条、黄琳卒伝。
- (210) 『宣祖修正実録』卷二六、二五年四月二九日条。『宣祖実録』卷二八、二五年七月丁卯(一〇日)条。南龍翼『壺谷集』(『韓國文集叢刊』131、所収。底本は奎章閣蔵本)卷一八、墓碣銘、戸曹判書尹公墓碣銘(并序)。
- (211) 朴成柱、前掲「조선전기朝・明 관계에서의 宗系문제」二二四頁の表。朴成柱氏がいう「韓國典故」とは姜敷錫編『典故大方』(明文堂、ソウル、一九八二年十一月)卷四、中国使節に「柳成龍(宣祖二年、以聖節使書状官趙明、(後略)」とあるのを指すかと思われる。いずれにせよ、朴成柱氏の叙述には混乱がある。
- (212) 『西厓先生年譜』卷一、穆宗皇帝隆慶三年己巳(先生二八歳)一〇月条に「以聖節使書状官兼司憲府監察趙京(時李青蓮後白為正使、先生以書状輔行、(後略)」とある。また『明穆宗実録』卷四一、隆慶四年正月辛卯(二三日)条。
- (213) 『西厓先生年譜』卷一、神宗皇帝萬曆一八年庚寅(先生四九歳)六月条に「録光国功三等、封豊原府院君(賜輸忠翼謨光国功臣号、以改正宗系勞績茂著故也)」とある。
- (214) 「伝于吏判李山海曰、卿所製進宗系謝恩表、描写情愴、不但文字極妙、非忠肝義膽、不能道也、予每一吟、不覚感激涕下也、卿筆法高邁、宜手写此表以進、予將開刊、字体依趙子昂東西銘則似好、然在卿斟酌、山海謝荒拙不敢承命、答曰、大概卿意如此、不須書之、可勿為」(『宣祖実録』卷二二、二二年六月朔癸丑条)。六月一日の時点で「卿の製進せる所の宗系謝恩表」とあるゆえ、李山海が実際に謝恩表を作成したのは五月であろう。
- (215) また『光国志慶録』は「臣山海謹跋」とむすぶ「御製詩軸跋」を収録する。この跋文は「宣廟御製」の内容とあわせ、李山海『鵝溪遺稿』(『韓國文集叢刊』47、所収。底本は奎章閣蔵本)卷五、跋類に「御製詩軸跋」として一括収録された。おそらく「宣廟御製」も李山海が王命により製

- 述したのであろう。
- (216) 朴成柱、前掲「조선전기 朝・明 관계에서의 宗系문제」二一四頁の表。
- (217) 鄭澈『松江集』（『韓國文集叢刊』46、所収。底本は奎章閣藏本）別集、卷三、附録、年譜下、庚寅一八年（公五五歲）七月条に「策輸忠翼謨光国・推忠奮義協策平難功、封寅城府院君、上劄辭、不允、劄逸不録、答曰、（中略）被誣宗系、頼卿指授而昭雪、反国大慙、因卿讞奏而討平、（中略）毋庸固執、速膺新命」とある。
- (218) 『松江集』別集、卷三、附録、年譜下、庚寅一八年（公五五歲）二月初四日条に「陞拜左議政」とあり、『宣祖実録』卷二四、二三年五月己巳（二九日）条に「吏曹判書柳成龍拜右議政、（後略）」、また『西厓先生年譜』卷一、神宗皇帝萬曆一八年庚寅五月二十九日条に「陞拜大匡輔国崇録大夫議政府右議政」とみえる。李山海は宣祖二三年二月に左議政から領議政に昇任した（『宣祖修正実録』卷二四、二三年二月条）。
- (219) 『功臣録』（東京大学総合図書館阿川文庫架蔵、筆写本。請求番号はH二〇〇一七七八一）功臣、宣祖朝輸忠貞誠翼謨備記光国功臣。
- (220) 朴成柱、前掲「조선전기 朝・明 관계에서의 宗系문제」二一四頁の表。
- (221) 『明神宗実録』卷一四〇、萬曆一二年八月己巳（二〇日）条。『宣祖実録』卷一七、一六年一月戊申（三〇日）条。
- (222) 『韓國文集叢刊』62、所収。底本は奎章閣藏本。
- (223) 前年一〇月に死去した領議政柳埶は光国原従一等功臣のみならず、平難二等功臣にも追録されており、政府が功臣教書の乱発を回避した可能性もある。『宣祖実録』卷二三、二二年一〇月壬寅（二八日）条、柳埶卒伝。『宣祖修正実録』卷二四、二三年八月条。
- (224) 宋寅『頤庵先生遺稿』（『韓國文集叢刊』36、所収。底本は奎章閣藏本）卷七、文統集一、先世墓道文、外祖考領議政贈諡文敬南公墓誌。『中宗実録』卷五八、二二年三月丁亥（二〇日）条、南袞卒伝。
- (225) 『中宗実録』卷一〇四、三九年八月戊寅（二二日）条、柳溥卒伝。
- (226) 洪暹『忍齋先生文集』（『韓國文集叢刊』32、所収。底本は奎章閣藏本）卷三、碑銘、有明朝鮮国嘉善大夫刑曹参判韓公墓碣銘（并序）。
- (227) 『古文書集成一五―河回豊山柳氏篇（一）』（『韓國精神文化研究院、城南、一九九四年五月）一、教令類、（一一）功臣録券。『同四―安東周村 真城李氏篇（一）』（同、一九九九年二月）一、教令類、（二）録券。前者の録券の受給者「柳翎」は「柳榑」の誤植であろう（『西厓先生世系図』、参照）。後者の録券の存在自体は、教令類の書式研究の観点から全旻穆、前掲「16세기 관문서의 서식 연구」一三六―一三七頁に指摘がある。
- (228) 鄭求福他『朝鮮前期古文書集成―15世紀篇』（国史編纂委員會、果川、一九九七年七月）第二篇 功臣関連文書」八七頁。

- (229) 「光国原従功臣録券」に原従一等功臣として「左議政柳溥」
「及第韓蚪」と記す。
- (230) 桑野栄治、前掲「朝鮮中宗代における宗系弁誣問題の再燃」六七頁。李籽の録勲は李成珪、前掲「陰崖李籽の対中国外交」一五〇・二〇七頁にも指摘があるが、李籽の顕彰にかたむいたきらいがあり、同じく光国原従一等功臣に録勲された韓忠に関しては言及がない。さらに己卯士禍の核心人物として粛清された趙光祖も「光国原従功臣録券」の原従一等功臣に「贈領議政趙光祖」とあり、李籽の録勲のみを強調することはできない。己卯士林の趙光祖が中宗一四年に奏請使派遣を主張し、また金録（原従一等功臣）・金湜（原従二等功臣）とともに宗系改正を慶祝する別試の試験官を担当したことは桑野栄治、前掲「朝鮮中宗代における宗系弁誣問題の再燃」六四～六七頁、参照。
- (231) 金録『自庵集』（『韓国文集叢刊』24、所収。底本は奎章閣蔵本）自菴紀年録、萬曆十九年辛卯（公捐世後五七年）条に「是年五月二十二日、以中廟戊寅歲（中宗一三年）南衰等入京辨誣時、用先生撰表得請、故參光国原従功一等、（後略）」とあり、同書附録、己卯名賢録、題自庵詩帖（萬曆壬寅端陽月、後学海平尹根壽題）には「（前略）又以在玉堂（弘文館）時預宗系之議、録光国原従功一等、贈吏曹參判、（後略）」と記す。「光国原従功臣録券」には「領議政鄭光弼、左議政申用漑、贈領議政趙光祖、刑曹判書金淨、副提学金録」とあり、当時の政府高官も原従一等功臣として名を連ねる。宗系弁誣問題をめぐる彼らの具体的な
- 論議は桑野栄治、前掲「朝鮮中宗代における宗系弁誣問題の再燃」六三～六六頁、参照。
- (232) 「光国原従功臣録券」の原従一等功臣に「刑曹判書南孝義」とある。南孝義による情報収集は桑野栄治、前掲「朝鮮中宗代二〇年代の対明外交交渉」八九～九一頁。
- (233) 桑野栄治、前掲「朝鮮中宗代三〇年代における対明外交交渉」六八頁。当時、書状官を務めた尹世忱も「光国原従功臣録券」の原従一等功臣に「工曹正郎尹世忱」とあり、通事の李應星は原従二等功臣として「護軍李應星」とその名がみえる。
- (234) 「光国原従功臣録券」に原従一等功臣として順に「左參贊趙士秀」「領議政李浚慶」「右贊成李珪」「前軍資監正元士安」とみえる。
- (235) 「忠勲府尹根壽・韓應寅等啓、請録光国勲、事寢不行（啓曰、裴三益購得會典草本以進、一行書狀官元士安録於原従功臣一等、三益之独不得參者、似以其時適被削職而然也、三益既蒙恩復職、則似當追録於原従一等、至於親勲之録、則須得文書之後、方可更議、○時國家典籍蕩於兵燹、録勲文書及先生所購進會典草本、並皆散失、未暇搜考、議遂寢）」（『臨淵齋先生文集』卷五、附録、年譜、神宗萬曆二三年乙未条）。また同書卷六、附録、擬請追録光国勲啓（修撰權斗経）。光国功臣が録勲された宣祖二三年当時、かつて陳謝使裴三益の帯同者梁承凱が大盜李山と結託して宝環を盗み出していたことが発覚したため、裴三益はこの事件に連座して削職、のち宣祖二十七年に職牒が還給された

- (同書卷五、附録、年譜、神宗萬曆一八年庚寅春および同二二年甲午条)。
- (236) 「光国原従功臣録券」の原従一等功臣に「知中枢府事任説、右通礼金戮」「行司直崔世協、行司正林吉」とある。
- (237) 「光国原従功臣録券」の原従一等功臣に「僉知中枢府事安自命」「行副護軍吳淳」「行副護軍李鵬祥」とある。
- (238) 『明宗実録』卷二九、一八年一二月甲寅(一〇日)条。桑野榮治、前掲「朝鮮明宗代の対明外交交渉」、参照。
- (239) 「光国原従功臣録券」の原従一等功臣には順和君につづいて「前同知中枢府事丁胤福、司宰監正宋象賢」とあり、また「同知中枢府事李增」「左議政鄭惟吉」「礼曹判書李友直」とある。
- (240) 「光国原従功臣録券」の原従一等功臣に「領議政權輿、領議政洪暹」「領議政盧守慎、領中枢府事金貫榮」とある。
- (241) 金繼輝と崔岵については『簡易集』卷二、神道碑(銘并序)、大司憲金公神道碑銘に「(前略)庚子(＝宣祖三三年)、以公嘗録光国原従功臣故、追贈資憲史曹判書例也、岵既叙如右、(後略)」とある。高敬命の場合は『月汀先生集』卷六、碑銘墓誌、參議高公神道碑銘(并序)に「(前略)辛卯春、録光国原従功、公亦與焉、(後略)」と記す。
- (242) 李廷馨『知退堂集』(『韓國文集叢刊』58、所収。底本は奎章閣蔵本)卷一二、黄兎記事上、金湜(八賢)に「(前略)公嘗力言宗系辨明之事、今上朝、追録公光国原従功臣、贈史曹参判、(後略)」とある。
- (243) 趙綱『龍洲先生遺稿』(『韓國文集叢刊』90、所収。底本は国立中央図書館蔵本)卷一六、墓碣墓表、戸曹判書贈左參贊李公墓碣銘(并序)に「(前略)萬曆己丑、録光国原従、遂贈正憲大夫議政府左參贊兼兩館大提学、(後略)」とある。李自堅は当時、戸曹参判として宗系改正論議に加わった。たとえば『中宗実録』卷三三、一三年五月乙巳(七日)・六月甲申(二六日)条、参照。
- (244) 桑野榮治、前掲「朝鮮中宗三〇年代における対明外交交渉」五九～六〇頁。「光国原従功臣録券」の原従二等功臣に「左贊參柳仁淑」とある。
- (245) 李植『澤堂先生集』(『韓國文集叢刊』88、所収。底本は奎章閣蔵本)卷一〇、碑銘、左贊成贈領議政綾府院安君具公神道碑銘(并序)に「(前略)癸亥冬、以謝恩使書状官朝燕、甲子復命、(中略)庚寅夏、遞拜左承旨、賜光国原従功券、進階嘉善、拜兵曹参判、(後略)」とある。
- (246) 『葉圃先生遺稿』年譜、神宗萬曆一九年辛卯閏三月条に「參光国原従功(時本朝以改宗系事、累度奏聞天朝、邦誣昭雪、故至是録功臣焉、杞溪府院君兪泓・長溪府院君黄廷彧・海平府院君尹根壽・清平君韓應寅、參一等功、先生以驪州牧使參二等原従功)」とある。ここにいう兪泓・黄廷彧・尹根壽(一等功臣)と韓應寅(二等功臣)は「光国原従功臣録券」の卷末に附された「光国功臣都監」七名のうち堂上の四名であって、官員名簿の末尾にある郎庁の尹暹・尹洞(二等功臣)と監校郎庁李穎(原従一等功臣)の三名は遺稿集編纂の際に後孫が省略したのである。
- (247) 『芝川集』卷四、墓誌銘二首、嘉善大夫礼曹参判成公墓誌

銘并序に「(前略) 拜僉知中枢府事、以賀至使赴京師、時国家宗系受誣、奉使入朝者必辨覈、公呈文礼部申請之、参光国原従勲、庚寅、(中略) 入参光国・平難両勲血盟、特陞嘉善、襲封昌山君、(後略)」とある。

(248) 「光国原従功臣録券」の原従二等功臣に「行坡州牧使朴希立、及第許筠」とある。

(249) 鄭士信『窓梅先生集』(『韓国文集叢刊』続10、所収。底本は奎章閣蔵本) 年譜、皇明神宗萬曆一八年庚寅(公三三歳) 条に「録光国原従三等功臣(濬源改正、上親祭太廟、公以大祝参焉)、承命製進頒赦文(文逸於兵火)」とある。

(250) 『葉圃先生文集』年譜、神宗萬曆一八年庚寅(先生六五歳) 冬条。

(251) 柳雲龍『謙庵先生文集』(『韓国文集叢刊』49、所収。底本は奎章閣蔵本) 附録、行状(金弘微撰)に「(前略) 転漢城府判官、以相公故、録光国原従三等功臣、(後略)」とあり、同書、年譜、卷一、神宗皇帝萬曆一十九年辛卯(先生五三歳) 閏三月条に「録光国原従功臣三等(時改正宗系録功)」とある。

(252) 『苔泉集』卷二、討逆日記、萬曆辛卯閏三月条、附光国原従功臣録券、三等功臣行副護軍閔仁伯頒教文の末尾に「萬曆十九年閏三月二日、同副承旨臣奇峇、敬奉伝旨、光国原従功臣三等(乙良)、各加一資、子孫承蔭、宥及後世(為只為)、下吏曹(為良) 如教」とある(史料中の割註は吏読)。この頒教文の前半には柳柳・李庭檜の録券と同様、「秘籍徑ちに示して隠さず、全帙頒を畢わりて余り無し」

とあり、閔仁伯個人の具体的な功績は記されていない。「光国原従功臣録券」が一律に印刷されたからにはかならない。

(253) 趙翼『浦渚先生集』(『韓国文集叢刊』85、所収。底本は奎章閣蔵本) 卷三五、行状、忠清道兵馬節度使黄公行状に「(前略) 登丙子(宣祖九年) 武科、丁丑、以訓練奉事、従請改宗係、上使黄琳、為軍官赴燕京、(中略) 庚寅春、公之堂叔黄允吉、以通信使上使赴日本、公为其軍官以行、(中略) 辛卯二月、使還、(中略) 以光国原従、加宣略將軍、(後略)」とある。黄進は宣祖二三年に通信使黄允吉の一行にも軍官として日本に渡った。

(254) 『栢巖先生文集』年譜、神宗皇帝萬曆一八年庚寅(先生五一歳) 八月条に「録光国原従勲」と記す。

(255) 洪瑞鳳『鶴谷集』(『韓国文集叢刊』79、所収。底本は奎章閣蔵本) 卷八、墓誌銘、贈戸曹判書完山君李公墓誌銘(并序)に「(前略) 明年(宣祖二年)、遷敦寧府参奉、又明年、参功光国原従、(中略) 夫人乃光国元勲廷彧之女、(後略)」とある。

(256) 李好閔『五峯集』(『韓国文集叢刊』59、所収。底本は奎章閣蔵本) 卷一五、碑銘墓誌、贈通政大夫承政院左承旨兼經筵参贊官行通訓大夫新溪具令兪公墓誌銘(并序)に「(前略) 後参光国原従功臣、例贈承旨、(後略)」とある。この墓誌銘は「兪公」について「公諱某、字某」として諱を記さないが、「公之従叔父察訪諱璟無子、取為後」とある。「萬姓大同譜」下、杞溪兪氏によれば、兪璟の養子は兪洵

である。

(257) 『宋子大全』巻一〇六、行状、白麓辛公行状に「(前略)公以録光国原従功、贈嘉善大夫司憲府大司憲兼同知経筵事・弘文館提学・藝文館提学・同知春秋館成均館事・世子左副賓客、(後略)」とある。尹斗寿・尹根寿・黄廷彥と同じく西人の辛應時が生前、北京に派遣された記録は実録記事にはない。なお、「光国原従功臣録券」の原従三等功臣にみえる「兵曹佐郎辛慶晋」は辛應時の前夫人武靈丁氏とのあいだに生まれた長男である。

(258) 李廷龜『月沙先生別集』(『韓国文集叢刊』70、所収。底本は奎章閣蔵本)巻六、神道碑銘、江原道觀察使贈議政府左贊成公神道碑銘(并序)に「(前略)公没之翌年、以光国原従功臣、贈公大司憲、又以公之第三子今戸判公泳推恩、累贈崇政大夫議政府左贊成兼判義禁府事、(後略)」とある。「光国原従功臣録券」では原従二等功臣に「前右副承旨成泳」の名がみえ、三男成泳の政治力が影響したものとと思われる。

(259) たとえば、「光国原従功臣録券」の原従三等功臣にみえる「学生尹應之」「学生尹悦之、学生尹挺之」は尹根寿の孫、「学生黄坤厚、学生黄坤載」は黄廷彥の孫、「学生俞大祿」は俞泓の実兄俞灝の孫、さらに「学生尹履之、学生尹新之、学生尹就之」は尹斗寿の孫である。『萬姓大同譜』上、海平尹氏、同書下、長水黄氏・杞溪俞氏、参照。

(260) 桑野栄治「朝鮮小中華意識の形成と展開―大報壇祭祀の整備過程を中心に」(朴忠錫・渡辺浩編『国家理念と対外認

識―17〜19世紀(日韓共同研究叢書3)』慶應義塾大学出版会、二〇〇一年五月。韓国語版は朴忠錫・渡辺浩編『국가이념과 대외인식―17〜19세기(한일공동연구총서3)』亜研出版部、ソウル、二〇〇二年二月。